

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月28日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中井 崇一郎

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1123

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド
(Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund,
a Series Trust of Nomura Portfolio Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,362億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,095億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約7,474億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆1,362億円）を上限とします。

（注）米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれの円貨換算は、2016年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.62円、1豪ドル＝80.95円および1NZドル＝74.74円）によります。以下、米ドル、豪ドルおよびNZドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド（「ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・野村NN・エマージング債券投信」または「野村NN・エマージング債券投信」と称することがあります。）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面の米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券です（以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。追加型です。なお、

米ドル受益証券を「野村NN・エマージング債券投信 米ドル建て」、「エマージング債券 米ドル建て」、

豪ドル受益証券を「野村NN・エマージング債券投信 豪ドル建て」、「エマージング債券 豪ドル建て」、

NZドル受益証券を「野村NN・エマージング債券投信 NZドル建て」、「エマージング債券 NZドル建て」という場合があります。

好利回り通貨コース受益証券を「野村NN・エマージング債券投信 好利回り通貨コース」、「エマージング債券 好利回り通貨コース」、「野村NN債券投信 好利回り通貨コース（米ドル建て）」、「エマージング債券 好利回り通貨コース（米ドル建て）」という場合があります。）。

ファンド証券について、管理会社（以下に定義します。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売）価額の総額】

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,362億円）を上限とします。

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,095億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約7,474億円）を上限とします。

好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆1,362億円）を上限とします。

（注）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売）価格】

当該クラスの受益証券1口当りの発行価格は、管理会社が申込みを受領したファンド営業日（以下に定義します。）に計算される受益証券1口当り純資産価格（以下に定義します。）とします。

発行価格は下記（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（５）【申込手数料】

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

（６）【申込単位】

米ドル受益証券 100口以上1口単位

豪ドル受益証券 100口以上1口単位

NZドル受益証券 100口以上1口単位

好利回り通貨コース受益証券 100口以上1口単位

（７）【申込期間】

2016年4月29日（金曜日）から2017年4月28日（金曜日）まで

ただし、各ファンド営業日に申込みの取扱いを行います。

（注）申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社（以下「野村證券」または「販売会社」といいます。）

東京都中央区日本橋一丁目９番１号

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資家は、約定日（販売会社が、お申込みの注文の成立を確認した日。通常、お申込みを受付けた日の翌国内営業日となります。）から起算して６国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

（１０）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目９番１号

（注）申込金の総額は、販売会社により、保管会社（以下に定義します。）の口座に、申込日から起算して７ファンド営業日以内、または当該７ファンド営業日目、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、当該７ファンド営業日目の直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日までに払い込まれます。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金ははありません。

（ロ）引受等の概要

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年９月15日付の受益証券販売・買戻契約（その後の改訂を含みます。）（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）および運用報告書等を販売会社に送付し、ファンド証券１口当たり純資産価格（以下に定義します。）の公表を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資家は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資家に交付し、投資家は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれと日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。買付代金はまた、外貨での支払を選択することもできます。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券（以下に定義します。）で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することです。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券の数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。

b. ファンドの性格

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と管理会社との間で締結された2010年8月20日付マスター信託証書（2016年3月31日付（2016年4月28日付で効力発生）の修正証書により修正済。）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属するポートフォリオであるシリーズ（以下「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2010年8月20日付追補証書（2011年7月22日付の修正追補証書締結により修正済。）（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い設立された1つ目のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）の規制下にあります。管理会社はルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

ファンドは、オープン・エンド型の追加型投資信託として設定されました。

管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権を有するものとします。また管理会社は、信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格の算出ならびにファンドからの分配（あった場合）の支払のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理にも責任を有するものとします。

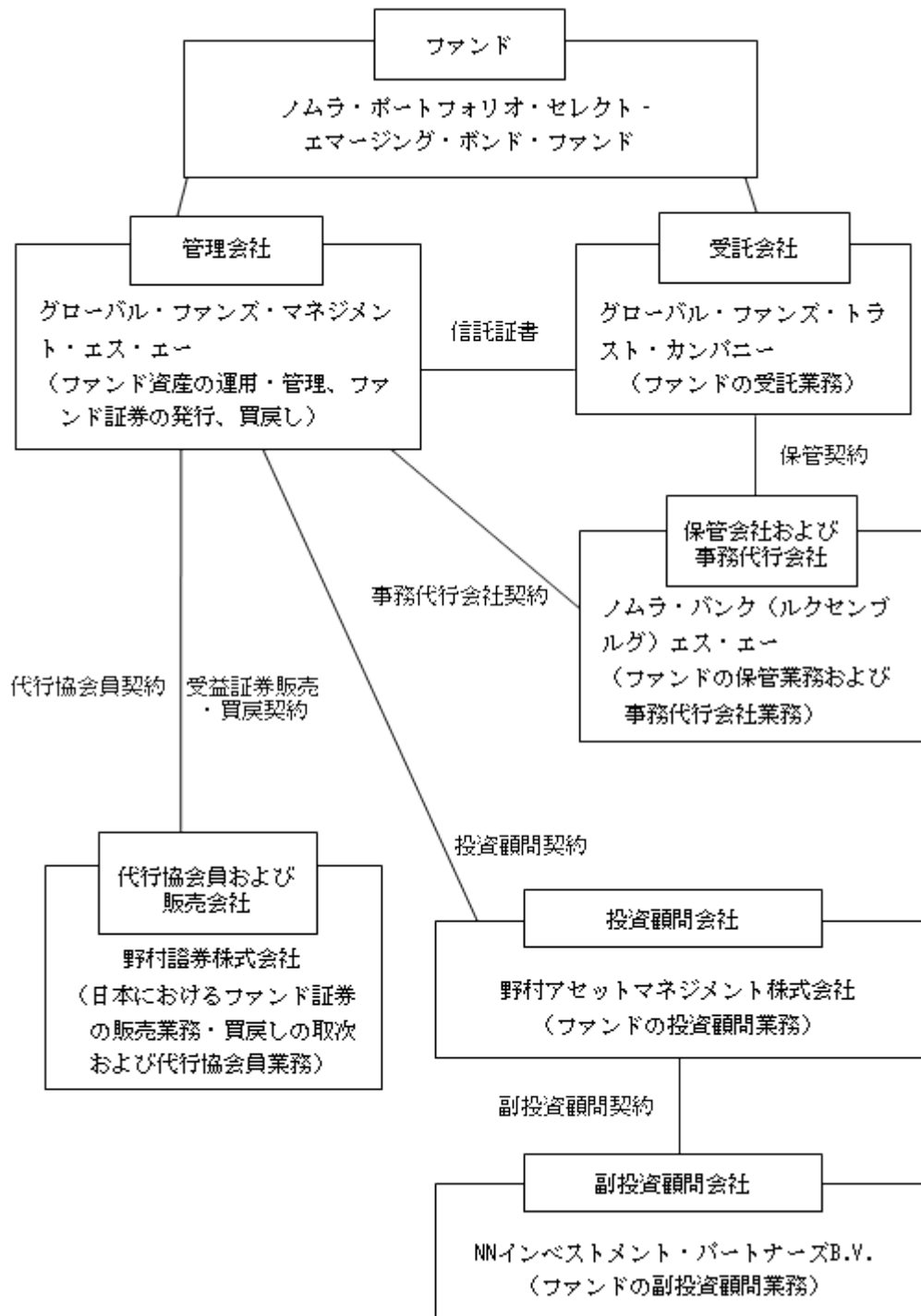
（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2010年8月20日	マスター信託証書締結
2010年8月20日	追補証書締結
2010年10月28日	ファンドの運用開始
2011年7月22日	修正追補証書締結
2011年9月28日	好利回り通貨コースの運用開始
2016年3月31日	修正証書締結
2016年4月28日	修正証書の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	2010年8月20日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2010年8月20日付で管理会社との間で事務代行会社契約（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および日本における販売会社	2010年9月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年5月20日付（2015年6月26日付で効力発生）で修正済。）（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2010年9月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）（2015年3月13日付および2016年3月31日付の受益証券販売・買戻変更契約により変更済）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社 (Nomura Asset Management Co., Ltd.) (以下「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2011年7月22日付で管理会社との間で改訂投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
NNインベストメント・パートナーズ B.V. (NN Investment Partners B.V.) (以下「副投資顧問会社」といいます。)	副投資顧問会社	2011年7月22日付で投資顧問会社との間で改訂副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約」といいます。）（注6）を締結。ファンドに関する副投資顧問業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの目論見書および運用報告書等の販売会社への送付ならびにファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注5）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、ファンドの投資対象の選定、購入、換金および運用等の投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注6）副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された副投資顧問会社が、ファンドに対し、副投資顧問業務（エマージング債券への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル

ル受益証券およびN Z ドル受益証券のそれぞれに帰属するファンドの資産の部分を除きます。)を提供することを約する契約です。副投資顧問はまた、好利回り通貨コース受益証券に関する為替取引の実施に対する責任を負います。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。なお、「ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）」という場合があります。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社
- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社
- 管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

() 事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFおよび2013年法としての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

() 資本金の額（2016年2月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,654万円）で、2016年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

() 会社の沿革

1991年7月8日設立。

() 大株主の状況

（2016年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の大部分およびこの分野に関する英国判例法の大部分を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の１つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の１ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにしなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下に定義します。）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の１ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得な

ければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の１ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから６ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書で記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後６ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）およびミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2015年）による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- （ ）ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）（金融庁（改正）法（2015年）による改正を含みます。）、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島（PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands)）です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- （ ）ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- （ ）受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- （ ）ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- （ ）トラストを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末後、6ヶ月が終了した日から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- () ファンドの名称およびすべての旧名称
- () 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- () 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- () 純資産額
- () 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- () 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- () 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- () 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- () ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

トラストは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、決算日付の純資産価格となります。各ファンド営業日における純資産価格は、原則として、受益者名簿に名前のある各受益者に対して、当該ファンド営業日の直後の日本における営業日までに、事務代行会社またはその受任者の事務所に閲覧可能となります。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了します。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。代行協会員は、規則（以下に定義します。）に基づき定められた外国投資

信託受益証券の選別基準（以下「日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則に基づく選別基準」といいます。）に関する確認書を提出しています。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されません。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図もしくは任意解散を行おうとしている場合、トラストと同じく認可された投資信託が、ミューチュアル・ファンド法に反し、当該認可の条件に従わずに業務を遂行もしくは遂行を企図している場合、規制投資信託の運営および運用が、適正な態様で行われていない場合、または規制投資信託の経営者の地位にある者が当該地位に就くべき適正な人物でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言する者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することです。

「エマージング債券」とは、中・低所得の新興国の政府、政府機関または企業が発行する債券および金融商品を意味します。債券および金融商品には、固定利付債、変動利付債、ワラント債、転換社債、シンジケートローンまたは銀行ローンを再編して組成した債券（ブレイディ・ボンド等）および劣後債が含まれますがこれらに限られません。ファンドの資産は、その他の金融商品にも投資される場合があります。

投資方針

投資顧問会社（またはその受任者）は、エマージング債券への投資を通じて、保有する資産から相対的に高い利子収入および売買益を得ることにより、ファンドの信託財産の中長期的な成長を目指します。

エマージング債券に投資されるファンドの資産の比率は、通常、高位に保たれます。投資顧問会社（またはその受任者）は、ポートフォリオの構築にあたって、トップダウン評価分析、相対価値分析、クレジット・スコアリング等の付加価値の源泉を重視したファンダメンタル分析に基づき、デュレーション、国別配分比率、資産選択その他を積極的に決定し変更することによって、ファンドの資産の成長を目指します。また、投資顧問会社（またはその受任者）は、厳格なリスク管理手法を採用し、適度に抑えられたリスク特性を維持すべく、ファンドの投資ポートフォリ

オの十分な分散を図ります。米ドル以外の通貨建ての資産にはファンドの純資産総額の40%を上限として投資することができ、それらの投資対象について、適切なデリバティブ金融商品（金融商品のオプション、先渡契約、先物契約およびそれらの契約のオプションを含みます。）ならびにあらゆる種類の金融商品について相対で取引されるスワップ契約を用いて、当該通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行います。

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行います。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行います。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（以下「共通ポートフォリオ」といいます。）において運用することが含まれます。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産の総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券の4つに分けられます。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行います。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入します。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入します。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、先進国債券市場および新興国債券市場を代表して広く使用されている債券市場インデックス構成国（当面は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場を含む。）およびJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラスに採用されている国々としします。）の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨が選定されます。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合があります。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられます。

副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入します。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとします。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針です。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しませんが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向です。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%）に戻す意向です。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券は、為替取引を利用することで、為替取引の利益を得る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的に、為替先渡契約による利益または損失は、為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利が、当該為替取引にかかる通貨の金利よりも低い場合には、当該クラスの受益証券は、為替取引による利益を得ることが期待されます。逆に、米ドル金利が、当該為替取引にかかる通貨の金利よりも高い場合には、当該クラスの受益証券には、為替取引による費用が発生します。

なお、米ドル受益証券については、当該為替取引は行われません。

為替取引が、米ドルと各表示通貨の間の為替リスクの軽減に成功する保証はありません。

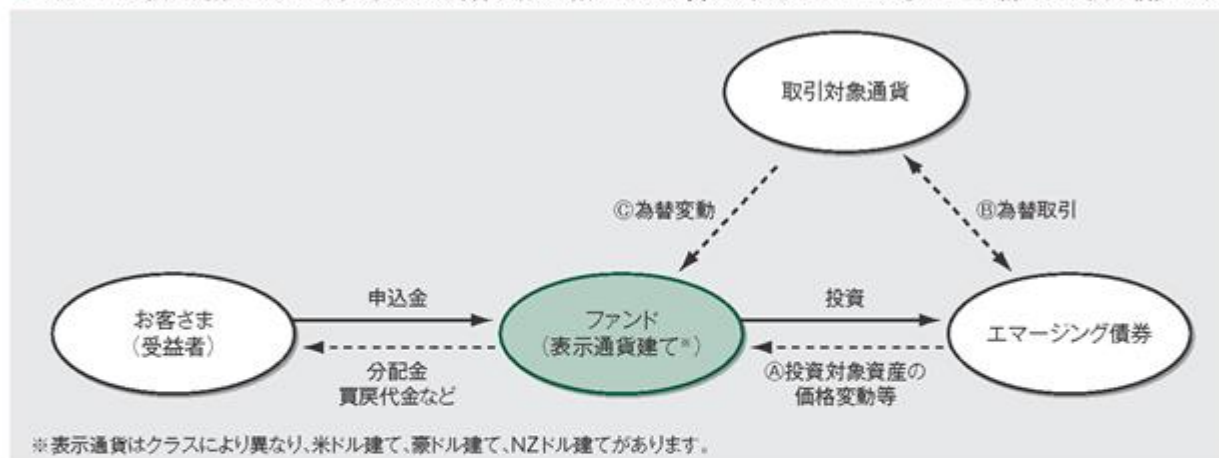
為替取引を行うにあたって豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の米ドルベースでの現在価値を実質的に維持するよう努めます。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に配分される為替取引による実現および未実現損益は予測することができず、多額となる可能性があり、主に米ドルとその他の通貨間の金利差により決まります。

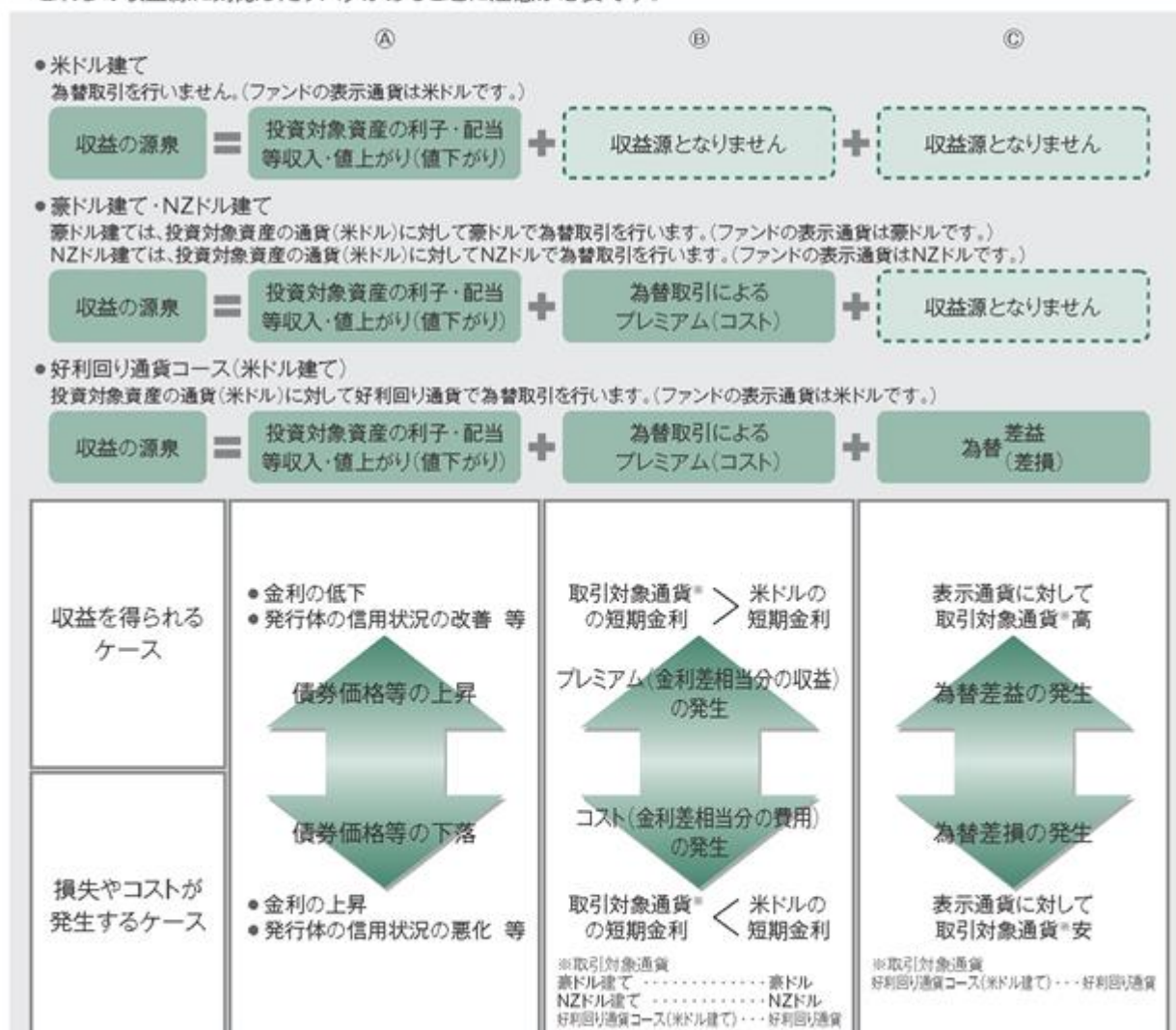
投資顧問会社は、一時的な防衛的手段として、または受益証券の買戻代金の支払に充当するためもしくは為替の実現損に備えて、現金および銀行預金を保有し、また場合により、現金、銀行預金ならびに信用力の高い短期金融商品（財務省証券、預金証書およびコマーシャル・ペーパー等）に投資することができます。

ファンドの収益のイメージ

- ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



- 収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。（括弧内は、損失の発生要因やコストを表します。）
これらの収益源に対応したリスクがあることに注意が必要です。



※ 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

※ 上図はイメージであり、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※ ファンドは外貨建てとなっていますので、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。

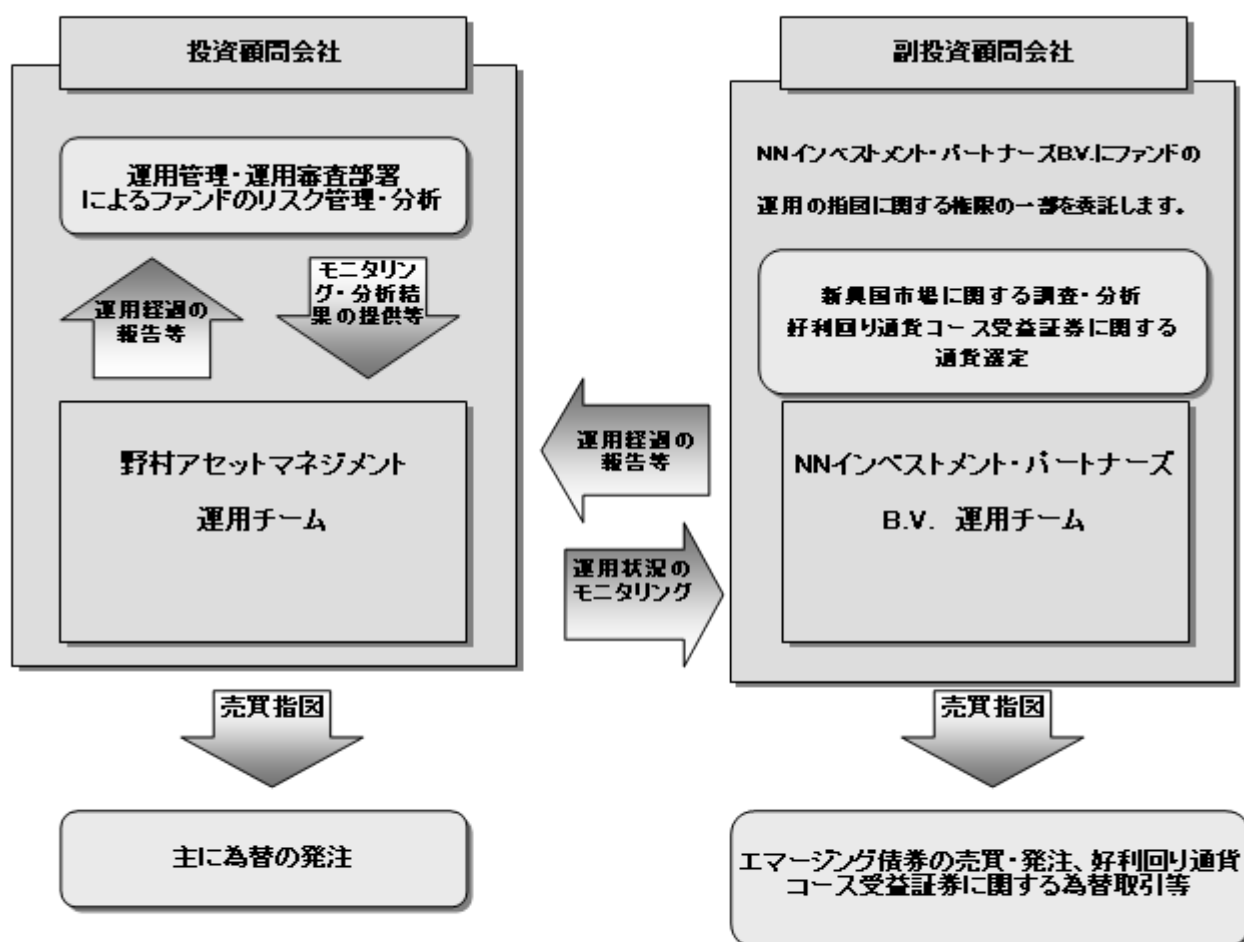
(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご覧ください。

(3) 【運用体制】

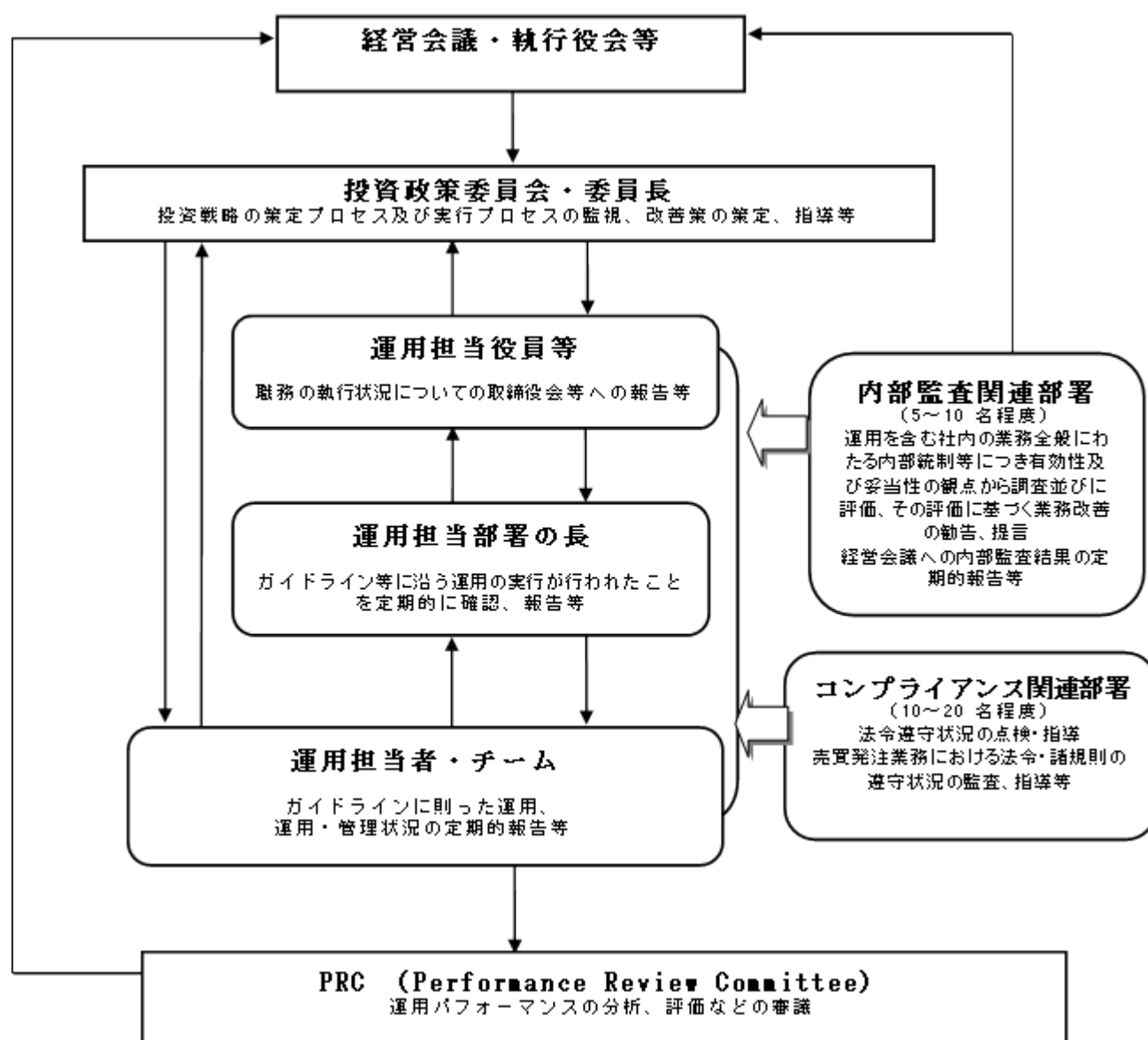
管理会社は、投資顧問会社を任命し、投資顧問会社は、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれに関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行う責任を負います。

また投資顧問会社は、副投資顧問会社に、新興国市場に関する調査・分析、エマージング債券の売買・発注、および好利回り通貨コース受益証券に関する通貨選定・為替取引等を委託します。投資顧問会社は運用状況のモニタリングを行います。



野村アセットマネジメント株式会社では、ファンドの運用に関する社内規定として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程ならびにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して、それぞれ、取扱い基準を設けております。

投資顧問会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



投資顧問会社は、ファンドのエマージング債券への投資について、副投資顧問会社との間でファンドに関する副投資顧問契約を締結しました。

NNインベストメント・パートナーズB.V.の概要

NNインベストメント・パートナーズB.V.は、ユーロネクスト・アムステルダム上場のNNグループN.V.の資産運用部門であるNNインベストメント・パートナーズのヨーロッパの運用拠点です。NNインベストメント・パートナーズは、欧州、アジア、米国に拠点を構え、グローバルに資産運用業務を展開しています。

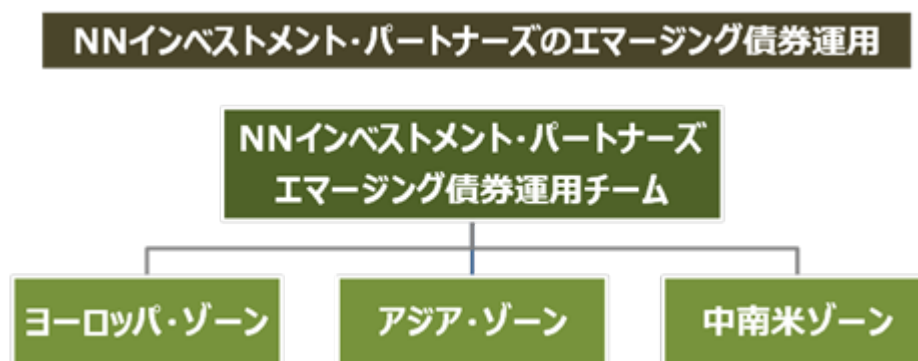
NNインベストメント・パートナーズは、独自の調査や分析、グローバル・リソース、リスク・マネジメントを活用し、主要な資産クラスや投資スタイルにおいて、幅広い様々な戦略、運用商品、助言サービスを提供しています。

NNインベストメント・パートナーズは、欧州、シンガポール、日本および米国（アトランタ、ニューヨーク）における資産運用事業の総称です。NNインベストメント・パートナーズは、株式公開企業のNNグループの一員です。

運用体制

NNインベストメント・パートナーズのエマージング債券運用

NNインベストメント・パートナーズのエマージング債券運用チームは、NNインベストメント・パートナーズ傘下のブティック型の運用組織のひとつで、グローバルに拠点を構え、ヨーロッパ・ゾーン、アジア・ゾーン、中南米ゾーンの3つの主要な市場をそれぞれリアルタイムでカバーする体制が採られています。



NNインベストメント・パートナーズのエマージング債券運用チームの強みは以下のとおりです。

1. NNインベストメント・パートナーズのエマージング債券運用のポートフォリオ・マネジャーとアナリストは、3つの主要な市場をそれぞれの時間でカバーしています。NNインベストメント・パートナーズのエマージング債券運用のポートフォリオ・マネジャーとアナリストは、エマージング債券市場における豊富な経験と幅広いバックグラウンドを持っています。
2. エマージング債券市場の運用に必要と思われるあらゆる問題について緊密なコミュニケーションを取った規律のある投資判断の意思決定プロセスが採用されています。
3. 定量的なモデルに十分にサポートされた定性的な判断に基づいたポートフォリオ運用が行われています。
4. 1993年からエマージング債券運用を行っており、長期にわたる優れた運用実績があります。
5. 運用チームは、NNインベストメント・パートナーズが持つ豊富なリソースを活用することができます。

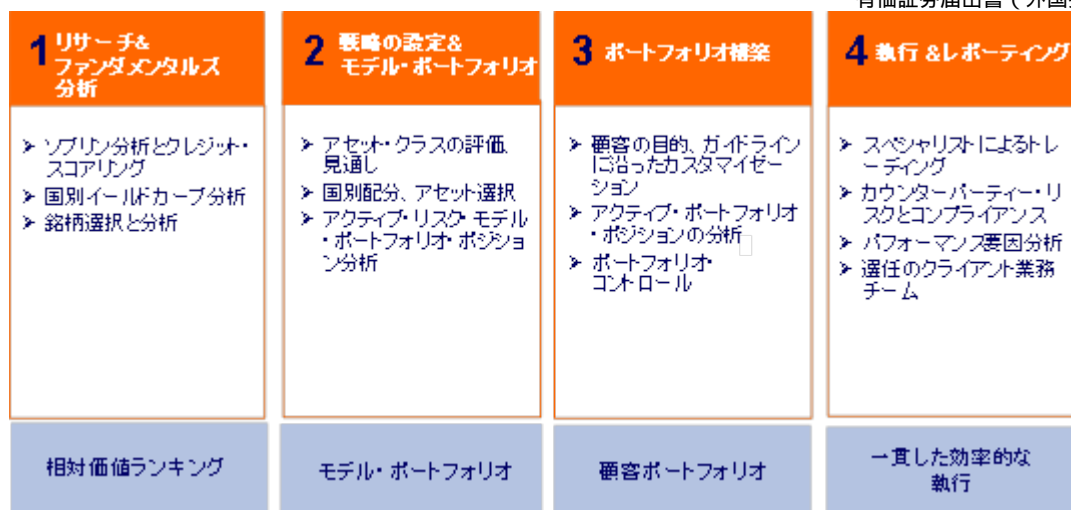
投資哲学とプロセス

NNインベストメント・パートナーズのエマージング債券運用の投資哲学は、グローバル市場において信用力が改善するトレンドと市場の非効率性を見出すことが、優れた絶対リターンおよびリスク調整後のリターンを生み出すと考えるものです。

NNインベストメント・パートナーズは、以下のように考えます。

1. 主要な発展途上国の中長期的な信用力の改善により、エマージング債券市場は魅力的な投資対象資産となる。
2. 徹底した調査を通じて市場の非効率性を捉えることが、投資価値を生み出す。
3. 分散投資により、適切で慎重に管理されたポートフォリオのリスク特性を実現できる。
4. 規律ある投資プロセスが、優れたリターンを生み出す。

投資プロセス



上記は、運用戦略の基本を容易にご理解いただくための例示的なものであり、変更される可能性があります。

NNインベストメント・パートナーズの通貨運用

NNインベストメント・パートナーズの通貨運用チームは、NNインベストメント・パートナーズ傘下のプティック型の運用組織であるコア債券運用チームに属し、通貨戦略の運用や助言を行っています。主な戦略としては、グローバル債券運用に対する通貨オーバーレイ戦略や高金利通貨戦略が挙げられます。

通貨運用チームは、エコノミストやストラテジストに加え、エマージング債券運用チームをはじめとした他の債券運用チームからの情報等を参考に、トップダウンとボトムアップによる戦略、およびクオンツ戦略を駆使して運用を行います。

リスク・マネジメント

NNインベストメント・パートナーズのコンプライアンス体制は、NNグループN.V.としての経営の健全性と社会からの信頼性の確保を目的に組織されています。NNグループN.V.は、事業展開する世界の各市場において、その国の法律や規制、倫理的な基準を遵守して事業を行っています。

NNインベストメント・パートナーズのコンプライアンス機能の責任は、以下の項目について能動的に果たされています。

- ・ 事業活動に関連するコンプライアンス・リスクを特定し、評価・管理する。
- ・ 経営陣に対し、コンプライアンスを遵守するための、適切な法律、規則および基準について助言する。
- ・ 適用される法律、規則および基準へのコンプライアンスについて職員へ教育・助言を行う。

NNインベストメント・パートナーズのコンプライアンス部門は独立して組織され、コンプライアンスの方針の策定や手続の実施と評価に対する責任を負います。

リスク部門は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）を責任者とする独立したユニットです。リスク部門は、会社の事業活動に伴い発生するリスクの特定、分析、モニタリング、コントロール、報告、管理を行うことを目的としています。

リスク・マネジメントは、ポートフォリオの運用やそれに伴う全てのプロセスにとって必要不可欠なものです。NNインベストメント・パートナーズがリスク管理のために採用しているガバナンス、リスクをコントロールするフレームワークは、3段階の防御線を形成するよう組織されています。

第1防御線：運用や営業といったビジネス・ラインが、リスク・マネジメント・ファンクションが策定したリスクに関するポリシー、ミニマム・スタンダード、フレームワークの実行の責任を担います。

第2 防御線：リスク・マネジメント・ファンクションは、リスク・マネジメントのためのポリシーや戦略の策定、および第1 防御線におけるリスクに関するポリシー、ミニマム・スタンダード、フレームワークの実行状況についてのモニタリングの責任を担います。

第3 防御線：コーポレート・オーディット・サービス（CAS）が、NNインベストメント・パートナーズの内部統制の態勢や有効性について独立した評価を行う責任を担います。

認識されたリスクは、月次のエンタープライズ・リスク・マネジメント・コミッティーで議論され、必要に応じ対応策が採られます。同コミッティーは、CROと法務・コンプライアンス部門の責任者の主催により行われます。

NNインベストメント・パートナーズの運用するファンドおよび投資顧問アカウントのパフォーマンス計測は、パフォーマンス・マネジメント・チームが行っています。また、同チームはトラッキング・エラーやアルファ、ベータといったポートフォリオの特性値の算出等も行っています。パフォーマンス要因分析については、パフォーマンス・アトリビュション・チームが行います。両チームは、運用チームから独立しています。

上記の体制は2016年2月29日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な利息収入等および実現売買益から随時分配を行うことができます。また、管理会社は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分からも分配を行うことができます。分配金額は変動し、支払われない場合もあります。管理会社は、毎月10日（以下「分配基準日」といいます。）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定です。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定です。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

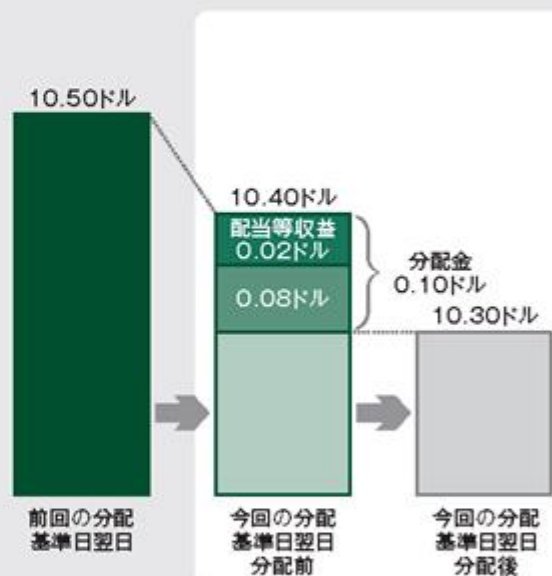
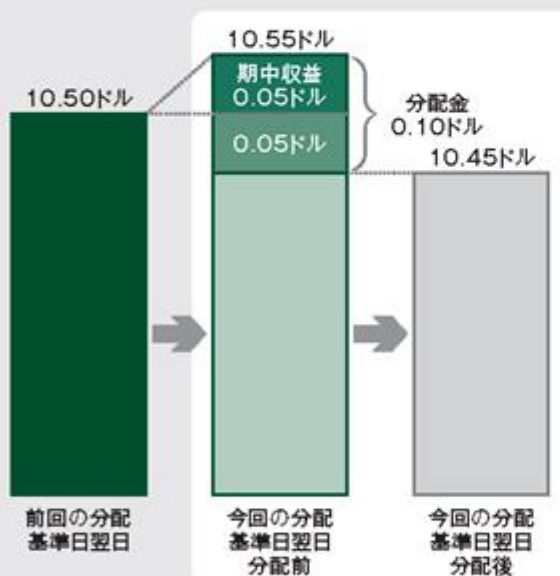


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】

ファンドは、以下の投資制限に従います。

- ファンドの資産総額の少なくとも50%は、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資されなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合は除きます。
- 原則として、有価証券への投資は、1ヶ国につきファンドの純資産総額の40%以下とします。
- 原則として、同一発行企業の証券への投資は、1発行企業につきファンドの純資産総額の10%以下とします。

- (4) 市場混乱等の例外的な場合を除き、企業が発行する有価証券への投資総額は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。

なお準ソブリン債（以下に定義します。）は、企業が発行する有価証券とはみなされません。「準ソブリン債」とは、以下の確定利付証券をいいます。

1. 政府機関債または政府保証債
2. 100%政府保有企業が発行する債券

- (5) 株式には投資しません。ただし、株式／ワラントの性質を有するハイブリッド優先証券への投資の結果として、または転換社債の転換もしくは権利行使、もしくは債権者への割当てによる株式の取得の結果として、純資産総額の10%までは株式を保有することができるものとします。

また、ファンドは、JSDAの外国証券の取引に関する規則（以下「規則」といいます。）に基づき、その資産の投資に係る以下の投資制限に従います。

- (6) 空売りの制限 空売りを行う投資有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下とします。
- (7) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (8) 1 発行企業の株式の取得制限 管理会社が運用を行う投資ファンドの全体において、1 発行企業の議決権の総数の50%を超えて、当該会社の株式の取得を行うことはできません。
- (9) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドの純資産総額の15%以下を流動性の低い資産に投資することができます。15%を超えて投資する場合には、私募証券、非上場証券およびその他流動性に欠ける資産への投資につき、評価方法の透明性を維持するための方法が取られなければなりません。
- (10) 利害関係人との取引等の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するようなファンドのための取引、例えば受託会社や管理会社または受益者以外の第三者の利益のための取引は禁止されます。

ファンドはまた、本規則に服するため、管理会社および投資顧問会社は、ファンドに関して、

- (11) 管理会社および投資顧問会社自身または管理会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行ってはなりません。
- (12) 受託会社、管理会社、投資顧問会社またはファンド以外の他の関係者の利益を図る取引を行ってはなりません。
- (13) 投資顧問会社により運用されるすべての投資信託が保有する1 発行企業の株式総数が、かかる発行企業の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (14) ファンドが保有する1 発行企業の株式総数が、かかる発行企業の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (15) 現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の全資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超える場合、その投資を行ってはなりません。

ファンドは、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外でJSDAの規則に定められたデリバティブ取引を行います。AIFMDおよび委員会委任規則（EU）第231 / 13号に詳細なリスク管理方法の指針が定められていない場合には、管理会社によるリスク管理方法はUCITSに関するEU指令に準拠します。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は多大なリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

エマージング債券への投資の一般的リスク：

ファンドは主にエマージング債券に投資しますので、ファンドの純資産価格は、エマージング債券の価格変動の影響を受けます。

ファンドが主に投資対象とするエマージング債券は、以下のようなリスクを伴うものとされています。

カントリーリスク 政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、エマージング債券の価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケットに投資する場合には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラが未発達であることから、ファンドは、低い流動性、高い価格変動性、および低い決済効率性に直面することがあります。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなるので、ファンドのポートフォリオを構成するエマージング債券の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

金利リスク 金利の上昇または下落により、エマージング債券およびその他の一般的な債券の価値が悪影響を受ける可能性があります。

信用リスク エマージング債券の価格は発行者（政府または政府の代理となる主体を含みます。）の信用力により異なります。発行者が定期的な利息支払義務の履行または元金の満期償還を怠るリスクを「債務不履行リスク」といいます。不履行の可能性が高まった場合、エマージング債券の価格は大幅に下落し、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

流動性リスク エマージング債券は、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、ファンドが保有する当該債券を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できないなどのリスクがあります。

為替取引に関するリスク： 投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券について、米ドルを売り、それぞれのクラスの受益証券の表示通貨を買う為替取引を行います。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券について、米ドルを売り、選定通貨を買う為替取引を行います。

通貨間の為替レートの変動は、投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。為替取引は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券を各通貨に対する米ドルの下落から、ある程度保護することを目的としていますが、米ドルの値上がり益を得るのを妨げる可能性もあります。豪ドル受益証券および/またはNZドル受益証券および/または好利回り通貨コース受益証券の将来のパフォーマンスを予測することは不可能であるため、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券は、その純資産総額に対する当該米ドル売りの比率が110%を超えるかまたは90%を下回る可能性が常にあります。さらに、こうした為替取引が米ドルに対する豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の為替エクスポージャーを軽減することができる保証はなく、為替取引自体が重大な損失をもたらさない保証はありません。この為替取引には費用（高額になる可能性があります。）が発生し、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ計上されます。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産のうち為替取引に用いられる資産は、エマージング債券への投資資金とはなりません。

ノン・デリバブル・フォワード（NDF）： 投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に対する国際的に取引されていない通貨のエクスポージャーに対する為替取引を行うためにNDFを用いる場合があります。NDFとは、決済に当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨を用いる、為替先渡取引の一種です。決済時の損益は、合意した為替レートと決済時の実際の為替レートとの差額を合意に基づいたファンドの想定元本に適用することによって差金決済されます。NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、投資顧問会社が、特定のクラスの受益証券に対しNDFを利用できなくなった場合、このクラスの受益証券はファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

デリバティブ商品の利用： 投資運用の過程で、為替取引に際し、主に為替先渡契約等の一定のデリバティブ商品を利用します。デリバティブ商品はデュレーション調整等ポートフォリオの効率的な運用を目的としても随時利用することがあります。かかるデリバティブ商品の利用には以下のようなリスクを伴います。

市場リスク これは、投資対象の価格が変動し得るというリスクで、すべての投資に一般的に付随します。デリバティブ商品の対象となる原資産（証券または参照指標のいずれか）の価格に変化があったとき、デリバティブ商品の価値は、原資産のパフォーマンスに応じてプラスまたはマイナスになります。オプション以外のデリバティブ商品においては、デリバティブの価格の変動幅は、原証券または参照指標の価格の変動幅に非常に類似します。オプションの場合、オプションの価格の変動はその他の多くの変動要素に依拠するため、オプションの価格の変動幅は必ずしも原資産の価格の変動幅と類似するとは限りません。

流動性リスク 流動性リスクとは、特定のデリバティブ商品の売買が困難になるリスクです。デリバティブ商品の取引が特に大規模であるか、または当該市場が流動性に乏しい場合（OTCデリバティブ商品と同様に）、有利な価格でデリバティブ商品の取引を開始したり、ポジションを清算したりすることができない場合があります。

取引相手方の信用リスク デリバティブ商品取引の相手方（本項において「取引相手方」といいます。）によるデリバティブ商品契約の条件の不履行によってファンドが損失を被るリスクをいいます。取引所で取引されるデリバティブ商品の取引相手方の信用リスクは、取引所で取引される各デリバティブ商品の発行体であり取引相手方である清算機関が決済を保証するため、OTCデリバティブ商品の取引相手方の信用リスクに比して概ね限定的です。このような保証は、取引相手方の信用リスク全般を軽減する目的で清算機関が運用する日払いシステム（すなわち証拠金制度）により補完されています。証拠金としてブローカーおよび／または取引所に差し入れられた資産は、かかる取引相手方によって分別口座で保管されず、このため、かかる取引相手方が債務不履行となった場合には、かかる取引相手方の債権者に取得される可能性があります。相対で取引されるOTCデリバティブ商品に関しては、そのような清算機関による保証は存在しません。相対で取引されるOTCデリバティブ商品は標準化されていません。これは二者間の契約であり、関係する当事者の必要性に応じて組成することができます。ドキュメンテーション・リスクは、国際スワップデリバティブ協会の基準を遵守することによって低減されます。取引相手方の信用リスクは担保契約を用いることによりさらに軽減されることがあります。ただし、その場合でも、担保の発行体や保管機関のデフォルトリスクおよび信用リスクが存在します。さらに、限度額以下の場合は担保が請求されない担保限度額が存在することや、担保の必要性を計算する時点からファンドが取引相手方から担保を受領するまでのタイミングの差異は、共にその時点のエクスポージャーのすべてに担保が付されるわけではないことを意味しています。

決済リスク 決済リスクとは、先物、先渡し、（あらゆる種類の）オプションおよびスワップの差額決済取引が適時に決済されないリスクで、決済の前の取引相手方の信用リスクが増大し、負担するはずのなかった資金調達費用を負担する可能性があります。決済がなされない場合、ファンドの被る損失は、原契約の価額と代替契約の価額の差額であり、契約が代替されない場合は、かかる契約が無効になった時点におけるその全額となります。

ファンド運用リスク デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度な専門の商品です。デリバティブ商品を利用する場合、あらゆる市況におけるデリバティブ商品のパフォーマンスを理解することは必ずしも必要ないものの、投資対象原資産のみならず、デリバティブ商品そのものに関する理解が必要となります。また、OTCデリバティブ商品の価格は、一定の市況において原資産の価格に沿った動きをしないことがあります。

その他のリスク デリバティブ商品の利用におけるその他のリスクには、デリバティブ商品について誤った価格設定または不適切な評価がなされるというリスクが含まれます。一定のデリバティブ商品、特に相対で取引されるOTCデリバティブ商品は、取引所において確認可能な価格を有さないため、他の市場価格データから得た原証券の価格または参照指標を用いた計算式の使用を伴います。OTCオプションにおいては仮定を使ったモデルが使用され、これによって誤った値付けをするリスクが増大します。不適切な評価により、取引相手方に対する現金支払額が増大し、またはファンドの価値が損なわれることになります。デリバティブ商品は、連動するはずの資産、レートまたは指数の価値と必ずしも完全なまたは高度の相関性を示すものではありません。結果として、デリバティブ商品の利用は、必ずしも、ファンドの投資目的を達成するための効果的な手段とはならず、場合によってはかかる達成を妨げるものとなり得ます。

その他のリスク：

制度変更リスク ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、英国、米国、ルクセンブルグ、オランダまたはその他の関連諸国の政府による規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接悪影響を受ける可能性があります。

為替変動リスク 外国為替レートの変動が、各クラスの受益証券の買付申込金額、買戻代金および分配金に影響を及ぼします。投資家は、ファンドの各クラスの受益証券への投資にあたって日本円を当該表示通貨に交換して投

資する場合、表示通貨と日本円との為替変動の影響を直接受けますので、ファンドのクラスの受益証券への投資が、当該表示通貨では元金を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算した場合には投資元金を割り込むことによる損失が生じる場合があることにご注意ください。

戦略実行リスク 管理会社は、上記「第二部 第1 2（1）投資方針」に記載のとおり、戦略または計画を実行することを目的としていますが、その戦略または計画を成功裏に実行できる保証はありません。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。投資者の投資元本は保証されているものではなく、純資産価格の下落により、損失を被り、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることにご注意ください。なお、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点にご留意ください。

b. 利益相反

受託会社、保管会社および事務代行会社、管理会社ならびに販売会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社、ならびにその持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の関連する当事者（以下「関係当事者」といいます。）は、それぞれ、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いませんが適用法令に従います。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の役務提供はファンドに限られず、それぞれ、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと異なる他の信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定または提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われる報酬またはその他の金額を留保することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンド独自のものとみなされます。いずれの当事者も、自らまたはその使用人もしくは代理人が、当該当事者が同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくは他のあらゆる形態の事業の過程（ファンドに関連する義務を履行する過程を除きます。）において、知ることのできる事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、その他のいかなる者に対する開示義務も負わないものとします。

適用法令に従い、関係当事者は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券を保有し、売却し、またはその他の取扱いをすること。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの信託財産を構成する資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模および同様の性質を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはファンドの信託財産を構成する証券の発行体との間で、契約もしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係する当事者間の関係性のみを理由としてかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係会社は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格において通常の銀行業務または貸付業務からの利益をすべて留保することができるものとします。

受託会社または受託会社の関係会社は、ファンドの保管者または事務代行者として行為する場合、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関する通常の報酬および費用をすべて請求し、これを留保することができるものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社、その関係会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、それぞれ、他の業務に従事し、裁量権の有無を問わず他の者または事業体（ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問いません。）のマネージャーまたは投資顧問を務めることができます。投資顧問会社の関係当事者は、特定の投資対象または戦略を他の者または助言業務における顧客に対して勧めることができます（かかる投資対象または戦略を管理会社に対して勧めているか否かを問いません。）。また、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事することができます。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはその関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社は、利益相反が生じる可能性があるかまたは実際に生じたとその単独の裁量により判断した場合、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

投資顧問会社の関係当事者（投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自らが適切と判断する方法でかかる受益証券を取り扱うことができます。投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。投資顧問会社の関係当事者は、受益者またはファンドもしくはファンドの勘定がその証券を保有している発行体との間で、契約または金融取引もしくはその他の取引を行う場合があります、また、当該契約もしくは取引に利害関係を有する場合があります。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

投資顧問契約に基づく義務の履行のために投資顧問会社が雇用した者が、かかる業務に常に従事するわけではありません。また、投資顧問会社またはその関係者が他の業務に従事し、時間および労力を費やす権利またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利が制限されることはありません。ただし、投資顧問会社は、投資顧問契約に基づくすべての義務を適切に履行するものとします。

副投資顧問会社

副投資顧問会社、その関係会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「副投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、それぞれ、他の業務に従事し、裁量権の有無を問わず他の者または事業体（ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問いません。）のマネージャーまたは副投資顧問を務めることができます。副投資顧問会社の関係当事者は、特定の投資対象または戦略を他の者または助言業務における顧客に対して勧めることができます（かかる投資対象または戦略を投資顧問会社に対して勧めているか否かを問いません。）。また、副投資顧問会社の関係当事者は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事することができます。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。副投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはその関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。副投資顧問会社は、利益相反が生じる可能性があるかまたは実際に生じたとその単独の裁量により判断した場合、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

副投資顧問会社の関係当事者（副投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自らが適切と判断する方法でかかる受益証券を取り扱うことができます。副投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。副投資顧問会社の関係当事者は、受益者またはファンドもしくはファンドの勘定がその証券を保有している発行体との間で、契約または金融取引もしくはその他の取引を行う場合があります、また、当該契約もしくは取引に利害関係を有する場合があります。さらに、副投資顧問会社の関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

副投資顧問契約に基づく義務の履行のために副投資顧問会社が雇用した者が、かかる業務に常に従事するわけではありません。また、副投資顧問会社またはその関係者が他の業務に従事し、時間および労力を費やす権利またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利が制限されることはありません。ただし、副投資顧問会社は、副投資顧問契約に基づくすべての義務を適切に履行するものとします。

リスク管理

投資顧問会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

投資リスクに関する委員会

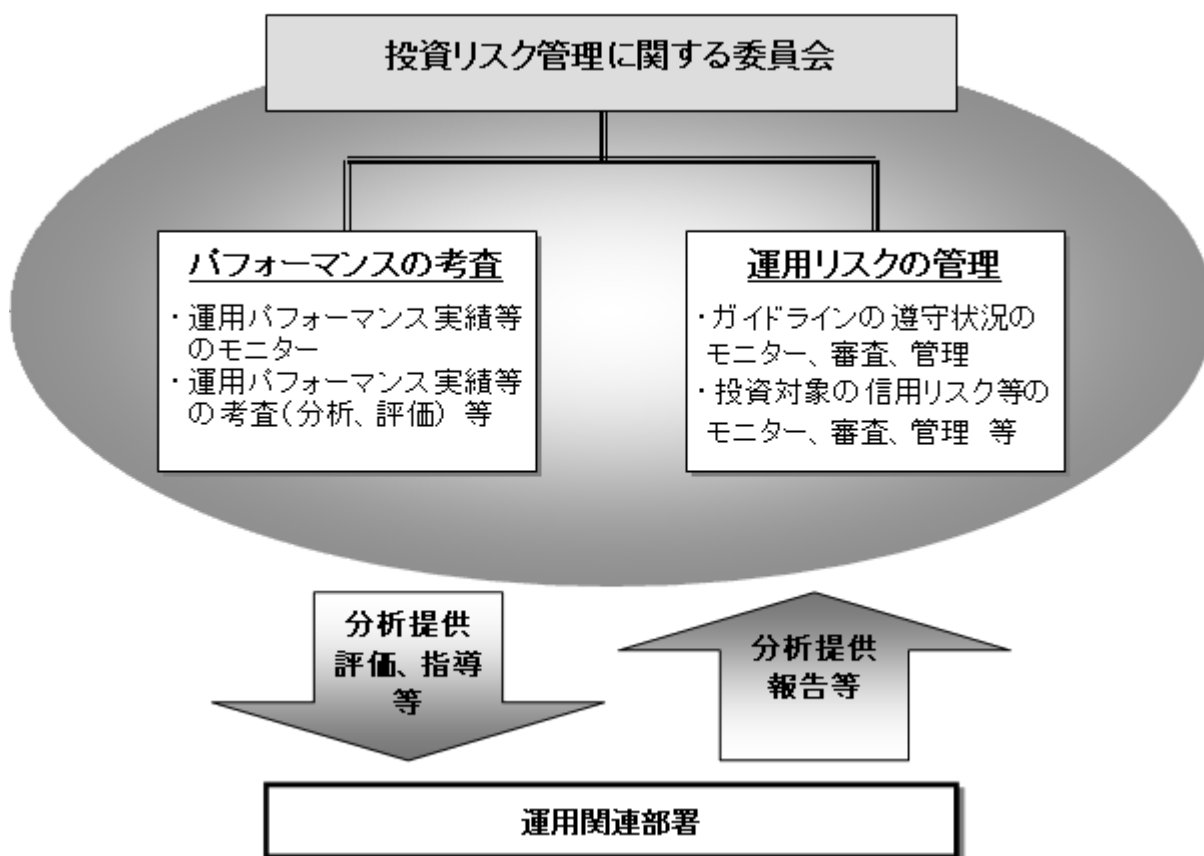
●パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

●運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



上記の体制は2016年2月末日現在のものであり、随時変更されます。

副投資顧問会社については、前記「第二部 第1 2 (3) 運用体制」の項をご参照ください。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

米ドル受益証券



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	22.24	33.59	33.32	29.18	17.48	11.49	20.18
最小値(%)	-7.22	-12.50	-10.57	-23.13	-21.58	-6.92	-21.54
平均値(%)	4.71	7.13	11.12	0.01	-3.82	2.60	-0.88

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込）

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（米ドルベース）

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）

日本国債…シティ日本国債インデックス（米ドルベース）

先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし）（米ドルベース）

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（米ドルベース）

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

豪ドル受益証券



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	26.21	50.98	47.81	27.06	22.51	23.78	15.56
最小値(%)	-5.63	-14.35	-7.66	-18.19	-20.66	-12.75	-6.32
平均値(%)	7.35	13.57	17.01	4.81	0.83	8.01	3.64

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込) (豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし) (豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

NZドル受益証券



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	24.10	41.00	34.42	23.28	28.30	24.03	10.53
最小値(%)	-5.88	-18.83	-11.02	-19.07	-26.10	-11.04	-11.33
平均値(%)	7.06	9.32	12.70	1.17	-2.34	4.26	0.16

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

好利回り通貨コース受益証券



	好利回り通貨 コース受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	24.81	33.59	33.32	29.18	17.48	11.49	20.18
最小値(%)	-22.49	-12.50	-10.57	-23.13	-21.58	-6.92	-21.54
平均値(%)	0.40	7.13	11.12	0.01	-3.82	2.60	-0.88

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券１口当りの発行価格の3.00%（税抜）以下

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

ファンドおよびそれに関連する投資環境についての説明および情報提供、購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領します。

（２）【買戻し手数料】

買戻手数料はかかりません。

（３）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに(b)ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

管理会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

受託会社の報酬 受託会社は、受託会社としてのその役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)受益者の最大の利益のための信託財産の管理、(b)信託財産の資産を確保し、保管するための受託会社の受託義務の遂行、ならびに(c)受任者（保管会社等）の監督およびモニタリングへの対価として受領されます。

受託会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンドの純資産価格の計算業務、(b)ファンドの財務書類の作成、(c)法務およびファンドの会計管理業務、(d)マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止、(e)規制遵守に関する監視、(f)受益者名簿の管理、(g)収益の分配、(h)受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに(i)記録管理業務への対価として受領されます。

事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、(b)キャッシュフローの監視ならびに(c)選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。

保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会員の報酬 代行協会員は、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、(a)目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、(b)日々の1株当たりの純資産価格の公表業務および(c)これらに付随する業務への対価として受領されます。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、目論見書および信託証書に従い、管理会社から随時委託されたファンドの資産の投資および再投資に関する業務への対価として受領されます。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができます。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼しました。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとします。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、後払いにて受け取ることができます。

副投資顧問会社はまた、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる追加的報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができます。投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼しました。かかる追加額は、副投資顧問会社への支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとします。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会員および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、2020年10月30日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）まで（当日を含みます。）支払われます（ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に償還または延長する場合を除きます。）。

2015年10月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	30,501米ドル
受託会社の報酬	30,500米ドル
事務代行会社の報酬	304,935米ドル

保管会社の報酬	91,871米ドル
代行協会の報酬	1,524,484米ドル
投資顧問会社の報酬（副投資顧問会社を含む。）	3,144,482米ドル

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および関係する当事者によりまたは関係する当事者のために支払われた設立費用（あった場合））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、１年を超えない期間で償却されます。

さらに、外部の会計士および弁護士の費用などのその他費用および経費の全額を、ファンドが負担します。

2015年10月31日に終了した会計年度中のその他の手数料等は、151,514米ドルです。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。受益者への課税が下記とは異なることがある旨ご留意下さい。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、ご注意下さい。

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（１）ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税５%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税５%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（５）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前３年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%（所得税15%、住民税５%）となります。

（４）法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年１月１日以降は15%（所得税のみ）となります。

（５）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税５%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前３年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税５%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%（所得税15%、住民税５%）となります。

（６）分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（７）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の扱いとなります。

上記記載は2016年４月28日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくはキャピタルゲインに対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1) 【投資状況】

(2016年 2 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債	米国	54,958,348	24.70
	英国	46,095,980	20.72
	アルゼンチン	3,648,527	1.64
	トルコ	227,516	0.10
	小計	104,930,370	47.16
固定利付債	米国	35,872,760	16.12
	英国	33,074,014	14.86
	小計	68,946,774	30.99
その他の債券	英国	16,685,220	7.50
	米国	15,281,497	6.87
	小計	31,966,717	14.37
変動利付債	英国	3,696,754	1.66
	米国	1,137,700	0.51
	小計	4,834,454	2.17
投資資産の合計		210,678,315	94.68
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		11,830,702	5.32
純資産総額		222,509,017 (25,281,474,512円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年 2 月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	REP OF TURKEY 4.875% 16/04/43	米国	国債	4.875	2043年 4月16日	7,095,000.00 米ドル	6,785,486.06	6,243,600.00	2.81
2	PEMEX MASTER 6.625% 15/06/35	米国	固定利付債	6.625	2035年 6月15日	6,100,000.00 米ドル	6,769,262.55	5,502,200.00	2.47
3	1MDB GBL INVEST 4.4% 09/03/23	英国	固定利付債	4.4	2023年 3月9日	5,500,000.00 米ドル	5,455,359.70	4,668,818.00	2.10
4	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	米国	国債	4.75	2044年 3月8日	4,590,000.00 米ドル	4,763,562.99	4,303,125.00	1.93
5	RUSSIAN FED 3.625% 16/09/20	英国	国債	3.625	2020年 9月16日	3,800,000.00 ユーロ	3,948,003.57	4,163,202.02	1.87
6	ROMANIA 2.75% 29/10/25	英国	国債	2.75	2025年 10月29日	3,350,000.00 ユーロ	3,806,802.34	3,717,292.12	1.67
7	PETROLEOS MEX 6.375% 23/01/45	米国	固定利付債	6.375	2045年 1月23日	3,780,000.00 米ドル	3,949,522.70	3,259,418.40	1.46
8	REP OF CAMEROON 9.5% 19/11/25	英国	その他の債券	9.5	2025年 11月19日	3,695,000.00 米ドル	3,527,926.05	3,250,713.20	1.46
9	FED REP OF BRAZIL 8.25% 20/01/34	米国	国債	8.25	2034年 1月20日	2,880,000.00 米ドル	3,953,753.54	2,966,400.00	1.33
10	PEMEX 5.625% 23/01/46	米国	固定利付債	5.625	2046年 1月23日	3,670,000.00 米ドル	3,636,937.90	2,839,662.50	1.28
11	PETROLEOS MEX 5.5% 27/06/44	米国	固定利付債	5.5	2044年 6月27日	3,695,000.00 米ドル	3,375,565.00	2,817,548.35	1.27
12	REP OF VENEZUELA 11.95% 5/8/31	米国	その他の債券	11.95	2031年 8月5日	6,895,000.00 米ドル	2,468,543.39	2,809,712.50	1.26
13	HUNGARY GVT 5.375% 21/02/23	米国	国債	5.375	2023年 2月21日	2,546,000.00 米ドル	2,623,036.24	2,805,131.88	1.26
14	REP OF GHANA 8.125% 18/01/26	英国	その他の債券	8.125	2026年 1月18日	3,620,000.00 米ドル	3,322,520.00	2,702,619.60	1.21
15	IVORY COAST FRN 31/12/32	英国	その他の債券	5.75	2032年 12月31日	3,024,000.00 米ドル	2,311,521.99	2,669,284.80	1.20
16	REP OF HUNGARY 5.375% 25/03/24	米国	国債	5.375	2024年 3月25日	2,400,000.00 米ドル	2,577,896.90	2,666,808.00	1.20
17	REP OF ARGENTINA 8.25% 31/12/33	アルゼンチン	国債	8.25	2033年 12月31日	1,764,000.00 米ドル	2,229,972.98	2,572,126.50	1.16
18	NORTH LIGHT/ANGOLA 7% 16/8/19	英国	その他の債券	7	2019年 8月16日	2,793,000.00 米ドル	2,542,332.77	2,350,445.66	1.06
19	REP OF SRI LANKA 6.85% 3/11/25	米国	国債	6.85	2025年 11月3日	2,500,000.00 米ドル	2,486,400.00	2,314,075.00	1.04
20	REP OF BRAZIL 7.125% 20/01/37	米国	国債	7.125	2037年 1月20日	2,420,000.00 米ドル	2,760,189.71	2,256,650.00	1.01
21	OJSC RUSS AG BK 5.1% 25/07/18	英国	固定利付債	5.1	2018年 7月25日	2,245,000.00 米ドル	2,270,625.86	2,249,826.75	1.01
22	REP OF ARGENTINA 8.75% 02/06/17	英国	国債	8.75	2017年 6月2日	1,875,000.00 米ドル	1,984,365.80	2,177,812.50	0.98
23	BRAZIL LOAN TR 5.477% 24/07/23	米国	その他の債券	5.477	2023年 7月24日	2,645,000.00 米ドル	2,416,058.78	2,040,197.30	0.92
24	PETROLEOS VENEZU 6% 15/11/26	米国	その他の債券	6	2026年 11月15日	6,440,000.00 米ドル	3,606,622.20	2,006,060.00	0.90
25	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	米国	その他の債券	5.333	2028年 2月15日	2,500,000.00 米ドル	2,208,750.00	1,950,000.00	0.88

26	RUSSIAN FED 5.625% 04/04/42	英国	国債	5.625	2042年 4月4日	2,000,000.00 米ドル	1,931,730.47	1,944,468.00	0.87
27	VEB FINANCE PLC 6.902% 09/7/20	英国	固定利付債	6.902	2020年 7月9日	1,940,000.00 米ドル	2,198,855.94	1,943,748.08	0.87
28	REP OF INDONESIA 5.95% 08/01/46	米国	国債	5.95	2046年 1月8日	1,825,000.00 米ドル	1,810,156.75	1,893,477.65	0.85
29	PERTAMINA PT 6% 03/05/42	米国	固定利付債	6	2042年 5月3日	2,250,000.00 米ドル	2,292,156.95	1,873,125.00	0.84
30	REP OF PHILIPPINES 3.95% 20/01/40	米国	国債	3.95	2040年 1月20日	1,746,000.00 米ドル	1,816,622.60	1,872,312.62	0.84

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2015年3月1日から2016年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口
当り純資産価格の推移は次のとおりです。

(米ドル受益証券)

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2011年10月31日)	91,116,585	10,352,666,388	9.74	1,107
第2会計年度末 (2012年10月31日)	138,332,013	15,717,283,317	10.67	1,212
第3会計年度末 (2013年10月31日)	111,173,171	12,631,495,689	9.78	1,111
第4会計年度末 (2014年10月31日)	110,129,350	12,512,896,747	9.72	1,104
第5会計年度末 (2015年10月31日)	75,646,993	8,595,011,345	8.83	1,003
2015年3月末日	95,877,969	10,893,654,838	9.17	1,042
4月末日	96,979,792	11,018,843,967	9.41	1,069
5月末日	93,512,042	10,624,838,212	9.29	1,056
6月末日	89,128,349	10,126,763,013	9.05	1,028
7月末日	85,165,910	9,676,550,694	9.01	1,024
8月末日	81,848,396	9,299,614,754	8.81	1,001
9月末日	75,134,858	8,536,822,566	8.54	970
10月末日	75,646,993	8,595,011,345	8.83	1,003
11月末日	73,834,376	8,389,061,801	8.85	1,006

12月末日	69,523,456	7,899,255,071	8.59	976
2016年 1 月末日	67,379,321	7,655,638,452	8.42	957
2 月末日	67,201,308	7,635,412,615	8.50	966

（豪ドル受益証券）

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	（豪ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）
第1会計年度末 （2011年10月31日）	198,163,496	16,041,335,001	9.81	794
第2会計年度末 （2012年10月31日）	360,664,700	29,195,807,465	10.71	867
第3会計年度末 （2013年10月31日）	220,863,883	17,878,931,329	9.61	778
第4会計年度末 （2014年10月31日）	210,249,562	17,019,702,044	9.39	760
第5会計年度末 （2015年10月31日）	159,336,287	12,898,272,433	8.33	674
2015年3月末日	189,434,128	15,334,692,662	8.75	708
4月末日	192,572,202	15,588,719,752	8.94	724
5月末日	186,140,988	15,068,112,979	8.83	715
6月末日	178,341,314	14,436,729,368	8.57	694
7月末日	176,347,489	14,275,329,235	8.55	692
8月末日	169,835,747	13,748,203,720	8.36	677
9月末日	155,589,768	12,594,991,720	8.08	654
10月末日	159,336,287	12,898,272,433	8.33	674
11月末日	156,393,935	12,660,089,038	8.32	674
12月末日	145,188,089	11,752,975,805	8.05	652
2016年1月末日	139,362,526	11,281,396,480	7.88	638
2月末日	139,500,320	11,292,550,904	7.92	641

（NZドル受益証券）

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	（NZドル）	（円）	（NZドル）	（円）
第1会計年度末 （2011年10月31日）	41,341,189	3,089,840,466	9.73	727
第2会計年度末 （2012年10月31日）	60,171,130	4,497,190,256	10.58	791
第3会計年度末 （2013年10月31日）	39,948,940	2,985,783,776	9.57	715
第4会計年度末 （2014年10月31日）	35,792,106	2,675,102,002	9.51	711
第5会計年度末 （2015年10月31日）	30,275,619	2,262,799,764	8.72	652
2015年3月末日	32,770,494	2,449,266,722	8.99	672
4月末日	33,332,410	2,491,264,323	9.21	688
5月末日	33,102,619	2,474,089,744	9.15	684
6月末日	32,796,063	2,451,177,749	8.94	668
7月末日	32,462,270	2,426,230,060	8.92	667
8月末日	31,386,407	2,345,820,059	8.75	654
9月末日	29,833,385	2,229,747,195	8.47	633
10月末日	30,275,619	2,262,799,764	8.72	652
11月末日	30,156,185	2,253,873,267	8.75	654
12月末日	29,084,245	2,173,756,471	8.47	633
2016年1月末日	28,583,324	2,136,317,636	8.31	621
2月末日	28,602,179	2,137,726,858	8.38	626

（好利回り通貨コース受益証券）

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
第1会計年度末 （2011年10月31日）	3,846,834	437,077,279	11.15	1,267
第2会計年度末 （2012年10月31日）	23,124,856	2,627,446,139	11.51	1,308
第3会計年度末 （2013年10月31日）	39,516,840	4,489,903,361	10.09	1,146
第4会計年度末 （2014年10月31日）	48,939,464	5,560,501,900	9.61	1,092
第5会計年度末 （2015年10月31日）	41,611,675	4,727,918,514	7.42	843
2015年3月末日	47,691,500	5,418,708,230	8.28	941
4月末日	50,402,244	5,726,702,963	8.78	998
5月末日	48,974,075	5,564,434,402	8.53	969
6月末日	47,856,730	5,437,481,663	8.28	941
7月末日	45,281,048	5,144,832,674	7.81	887
8月末日	41,706,261	4,738,665,375	7.18	816
9月末日	40,030,252	4,548,237,232	6.89	783
10月末日	41,611,675	4,727,918,514	7.42	843
11月末日	41,062,602	4,665,532,839	7.28	827
12月末日	37,900,213	4,306,222,201	6.87	781
2016年1月末日	36,207,421	4,113,887,174	6.60	750
2月末日	36,810,756	4,182,438,097	6.72	764

【分配の推移】

（１口当り、課税前）

	米ドル受益証券	
	（米ドル）	（円）
第１会計年度 （2010年10月28日から2011年10月末日）	0.55	62.49
第２会計年度 （2011年11月１日から2012年10月末日）	0.60	68.17
第３会計年度 （2012年11月１日から2013年10月末日）	0.60	68.17
第４会計年度 （2013年11月１日から2014年10月末日）	0.60	68.17
第５会計年度 （2014年11月１日から2015年10月末日）	0.60	68.17
2015年３月	0.05	5.68
４月	0.05	5.68
５月	0.05	5.68
６月	0.05	5.68
７月	0.05	5.68
８月	0.05	5.68
９月	0.05	5.68
10月	0.05	5.68
11月	0.05	5.68
12月	0.05	5.68
2016年１月	0.05	5.68
２月	0.05	5.68
設定来累計	3.15	357.90

（１口当たり、課税前）

	豪ドル受益証券	
	（豪ドル）	（円）
第１会計年度 （2010年10月28日から2011年10月末日）	0.88	71.24
第２会計年度 （2011年11月１日から2012年10月末日）	0.96	77.71
第３会計年度 （2012年11月１日から2013年10月末日）	0.96	77.71
第４会計年度 （2013年11月１日から2014年10月末日）	0.96	77.71
第５会計年度 （2014年11月１日から2015年10月末日）	0.96	77.71
2015年３月	0.08	6.48
４月	0.08	6.48
５月	0.08	6.48
６月	0.08	6.48
７月	0.08	6.48
８月	0.08	6.48
９月	0.08	6.48
10月	0.08	6.48
11月	0.08	6.48
12月	0.08	6.48
2016年１月	0.08	6.48
２月	0.08	6.48
設定来累計	5.04	407.99

（１口当たり、課税前）

	NZドル受益証券	
	（NZドル）	（円）
第１会計年度 （2010年10月28日から2011年10月末日）	0.77	57.55
第２会計年度 （2011年11月１日から2012年10月末日）	0.84	62.78
第３会計年度 （2012年11月１日から2013年10月末日）	0.84	62.78
第４会計年度 （2013年11月１日から2014年10月末日）	0.84	62.78
第５会計年度 （2014年11月１日から2015年10月末日）	0.84	62.78
2015年３月	0.07	5.23
４月	0.07	5.23
５月	0.07	5.23
６月	0.07	5.23
７月	0.07	5.23
８月	0.07	5.23
９月	0.07	5.23
10月	0.07	5.23
11月	0.07	5.23
12月	0.07	5.23
2016年１月	0.07	5.23
２月	0.07	5.23
設定来累計	4.41	329.60

（１口当り、課税前）

	好利回り通貨コース受益証券	
	（米ドル）	（円）
第１会計年度 （２０１１年９月２８日から２０１１年１０月末日）	0.00	0.00
第２会計年度 （２０１１年１１月１日から２０１２年１０月末日）	0.96	109.08
第３会計年度 （２０１２年１１月１日から２０１３年１０月末日）	0.96	109.08
第４会計年度 （２０１３年１１月１日から２０１４年１０月末日）	0.96	109.08
第５会計年度 （２０１４年１１月１日から２０１５年１０月末日）	0.96	109.08
2015年３月	0.08	9.09
４月	0.08	9.09
５月	0.08	9.09
６月	0.08	9.09
７月	0.08	9.09
８月	0.08	9.09
９月	0.08	9.09
10月	0.08	9.09
11月	0.08	9.09
12月	0.08	9.09
2016年１月	0.08	9.09
２月	0.08	9.09
設定来累計	4.16	472.66

【収益率の推移】

（米ドル受益証券）

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2010年10月28日から2011年10月末日）	2.9
第 2 会計年度 （2011年11月 1 日から2012年10月末日）	15.71
第 3 会計年度 （2012年11月 1 日から2013年10月末日）	-2.72
第 4 会計年度 （2013年11月 1 日から2014年10月末日）	5.52
第 5 会計年度 （2014年11月 1 日から2015年10月末日）	-2.98

（豪ドル受益証券）

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2010年10月28日から2011年10月末日）	6.9
第 2 会計年度 （2011年11月 1 日から2012年10月末日）	18.96
第 3 会計年度 （2012年11月 1 日から2013年10月末日）	-1.31
第 4 会計年度 （2013年11月 1 日から2014年10月末日）	7.70
第 5 会計年度 （2014年11月 1 日から2015年10月末日）	-1.06

（NZドル受益証券）

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2010年10月28日から2011年10月末日）	5.0
第 2 会計年度 （2011年11月 1 日から2012年10月末日）	17.37
第 3 会計年度 （2012年11月 1 日から2013年10月末日）	-1.61
第 4 会計年度 （2013年11月 1 日から2014年10月末日）	8.15
第 5 会計年度 （2014年11月 1 日から2015年10月末日）	0.53

（好利回り通貨コース受益証券）

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2011年 9 月28日から2011年10月末日）	11.5
第 2 会計年度 （2011年11月 1 日から2012年10月末日）	11.84
第 3 会計年度 （2012年11月 1 日から2013年10月末日）	-4.00
第 4 会計年度 （2013年11月 1 日から2014年10月末日）	4.76

第 5 会計年度 (2014年11月 1 日から2015年10月末日)	-12.80
--	--------

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の受益証券 1 口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券 1 口当り純資産価格 (分配落の額)

受益証券の第 1 会計年度の場合、以下の受益証券 1 口当り当初発行価格

米ドル受益証券	10米ドル
豪ドル受益証券	10豪ドル
N Z ドル受益証券	10N Z ドル
好利回り通貨コース受益証券	10米ドル

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

(米ドル受益証券)

期間	収益率 (%) (注)
2010年 (2010年10月28日から2010年12月末日)	-3.60
2011年 (2011年 1 月 1 日から2011年12月末日)	6.26
2012年 (2012年 1 月 1 日から2012年12月末日)	19.50
2013年 (2013年 1 月 1 日から2013年12月末日)	-6.81
2014年 (2014年 1 月 1 日から2014年12月末日)	2.94
2015年 (2015年 1 月 1 日から2015年12月末日)	-0.11
2016年 (2016年 1 月 1 日から2016年 2 月末日)	0.12

(豪ドル受益証券)

期間	収益率 (%) (注)
2010年 (2010年10月28日から2010年12月末日)	-3.00
2011年 (2011年 1 月 1 日から2011年12月末日)	10.60
2012年 (2012年 1 月 1 日から2012年12月末日)	22.42
2013年 (2013年 1 月 1 日から2013年12月末日)	-5.42
2014年 (2014年 1 月 1 日から2014年12月末日)	4.60
2015年 (2015年 1 月 1 日から2015年12月末日)	2.27
2016年 (2016年 1 月 1 日から2016年 2 月末日)	0.37

(N Z ドル受益証券)

期間	収益率 (%) (注)
2010年 (2010年10月28日から2010年12月末日)	-3.20
2011年 (2011年 1 月 1 日から2011年12月末日)	8.64
2012年 (2012年 1 月 1 日から2012年12月末日)	20.83
2013年 (2013年 1 月 1 日から2013年12月末日)	-5.67
2014年 (2014年 1 月 1 日から2014年12月末日)	5.59
2015年 (2015年 1 月 1 日から2015年12月末日)	3.56
2016年 (2016年 1 月 1 日から2016年 2 月末日)	0.59

(好利回り通貨コース受益証券)

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年9月28日から2011年12月末日）	4.90
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	23.72
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-11.68
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	0.74
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-8.85
2016年（2016年1月1日から2016年2月末日）	0.15

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2016年については2月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。米ドル受益証券、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の2010年は、1口当り当初発行価格。好利回り通貨コース受益証券の2011年は、1口当り当初発行価格。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（参考情報）

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2016年2月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

2010年は10月28日から、2016年は2月末日まで
[米ドル受益証券]



2010年は10月28日から、2016年は2月末日まで
[豪ドル受益証券]



2010年は10月28日から、2016年は2月末日まで
[NZドル受益証券]



2011年は9月28日から、2016年は2月末日まで
[好利回り通貨コース受益証券]



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当りの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配額の額）

分配金に対する税金は考慮されておりません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2010年10月28日から2011年10月末日)	10,776,722 (10,776,722)	1,417,150 (1,417,150)	9,359,572 (9,359,572)
第 2 会計年度 (2011年11月 1 日から2012年10月末日)	10,413,238 (10,413,238)	6,809,581 (6,809,581)	12,963,229 (12,963,229)
第 3 会計年度 (2012年11月 1 日から2013年10月末日)	6,897,596 (6,897,596)	8,498,062 (8,498,062)	11,362,763 (11,362,763)
第 4 会計年度 (2013年11月 1 日から2014年10月末日)	3,096,290 (3,096,290)	3,133,892 (3,133,892)	11,325,161 (11,325,161)
第 5 会計年度 (2014年11月 1 日から2015年10月末日)	865,000 (865,000)	3,625,974 (3,625,974)	8,564,187 (8,564,187)

豪ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2010年10月28日から2011年10月末日)	22,092,477 (22,092,477)	1,884,779 (1,884,779)	20,207,698 (20,207,698)
第 2 会計年度 (2011年11月 1 日から2012年10月末日)	27,073,000 (27,073,000)	13,613,252 (13,613,252)	33,667,446 (33,667,446)
第 3 会計年度 (2012年11月 1 日から2013年10月末日)	10,061,475 (10,061,475)	20,757,691 (20,757,691)	22,971,230 (22,971,230)
第 4 会計年度 (2013年11月 1 日から2014年10月末日)	4,035,431 (4,035,431)	4,605,734 (4,605,734)	22,400,927 (22,400,927)
第 5 会計年度 (2014年11月 1 日から2015年10月末日)	1,321,135 (1,321,135)	4,592,732 (4,592,732)	19,129,330 (19,129,330)

NZドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2010年10月28日から2011年10月末日)	4,714,810 (4,714,810)	467,932 (467,932)	4,246,878 (4,246,878)
第 2 会計年度 (2011年11月 1 日から2012年10月末日)	3,896,454 (3,896,454)	2,455,979 (2,455,979)	5,687,353 (5,687,353)
第 3 会計年度 (2012年11月 1 日から2013年10月末日)	1,080,619 (1,080,619)	2,594,711 (2,594,711)	4,173,261 (4,173,261)
第 4 会計年度 (2013年11月 1 日から2014年10月末日)	431,060 (431,060)	840,565 (840,565)	3,763,756 (3,763,756)
第 5 会計年度 (2014年11月 1 日から2015年10月末日)	297,470 (297,470)	587,905 (587,905)	3,473,321 (3,473,321)

好利回り通貨コース受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2011年 9 月28日から2011年10月末日)	345,154 (345,154)	0 (0)	345,154 (345,154)
第 2 会計年度 (2011年11月 1 日から2012年10月末日)	2,409,736 (2,409,736)	745,070 (745,070)	2,009,820 (2,009,820)

第3会計年度 (2012年11月1日から2013年10月末日)	3,602,995 (3,602,995)	1,695,620 (1,695,620)	3,917,195 (3,917,195)
第4会計年度 (2013年11月1日から2014年10月末日)	1,805,300 (1,805,300)	627,530 (627,530)	5,094,965 (5,094,965)
第5会計年度 (2014年11月1日から2015年10月末日)	1,284,928 (1,284,928)	772,796 (772,796)	5,607,097 (5,607,097)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

ファンド営業日に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格で、適格投資家（以下に定義します。）に対する受益証券が募集可能です。かかる価格には、該当するクラスの受益証券1口当りの純資産価格の3.0%以下（税抜）の申込手数料が加算されます。受益者および適格投資家の取得申込口数は、各クラスの受益証券につき100口以上1口単位とします。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければなりません。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、当該7ファンド営業日目の直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければなりません。

ファンド営業日とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいいます。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、上記の適切に記入済の申込書および支払を適時に受領していない注文を取り消すことができます。かかる場合には、申込代金またはその差額（場合に応じて）は、申込者のリスクおよび費用負担において可及的速やかに無利息で返還されるものとします。

受託会社および/または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができます。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および/または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとします。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとします。

受益証券の申込みが、下記「第二部 第2 4（1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も発行されないものとします。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとします。ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された適用除外会社または通常の非居住会社は含まれません。）は、受益証券を保有できません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売その他の方法で取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行行使する意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された適用除外団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ）（ ）もしくは（ ）に列挙された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および米国投資会社法または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もありません。したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、その市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意ください。

マネー・ロンダリング防止およびテロリズム防止規制

マネー・ロンダリング防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、受託会社は申込者に対し同人の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、しかるべき者に対し、マネー・ロンダリング防止手続（デューデリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託する場合があります。

事務代行会社は、管理会社による任命に従い、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの融資防止手続を適用します。事務代行会社がルクセンブルグ大公国の規則を遵守することにより、ケイマン諸島の当局は、受託会社が、随時改訂されるマネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）を遵守しているものとみなします。

受託会社、管理会社または事務代行会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求することができます。

申込者が、確認目的で要求された情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、管理会社または事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができます。

管理会社または事務代行会社はまた、受託会社、管理会社もしくは事務代行会社が、受益者への買戻代金の支払が、関連する法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法もしくはその他の法令違反にあたり得ると嫌疑を抱く、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社もしくは事務代行会社による、適用ある法域におけるかかる法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶することができます。

さらに、事務代行会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資に関連することを知っているかまたはかかる疑いのある取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。かかる状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止するよう命ずる権限のある関係当局に直ちに通報しなければなりません。事務代行会社はまた、事務代行会社が義務を遵守するため要求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求を拒絶しまたは買戻代金の支払を延期することができます。

また、販売会社は、マネー・ロンダリング防止に関するケイマン諸島の法令の下で義務付けられる手段を講じる予定です。さらに、販売会社は、日本のマネー・ロンダリング防止および「適合性原則」の規則に従って、すべての日本の投資家の一覧を保管します。

受託会社、事務代行会社または販売会社のいずれも、申込者による申込みもしくは当該申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは遅延、または申込者による買戻請求もしくは当該請求に基づく買戻代金の支払の拒絶もしくは遅延により、申込者が被った損失について、責任を負いません。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2014年改訂済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が受託会社または管理会社（またはその受任者としての事務代行会社）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社が、受託会社と協議の上、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、ならびに（ ）受託会社および／または管理会社がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人は、譲渡証書に署名することを管理会社により義務付けられます。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券の受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に関する権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社および／または管理会社によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、下記「第二部 第2 2（イ）海外における買戻し手続等」に記載のとおり、譲渡または強制買戻しに服します。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、本書第一部「証券情報」の「（7）申込期間」に記載される期間中、第一部「証券情報」に従って日本における販売会社により申込みの取扱いが行われます。ファンド営業日の午後3時までに申込みが行われ、かつ、日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該ファンド営業日の申込みとして取り扱います。募集期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。取得申込口数は、各クラスにつき100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社が申込みを受領したファンド営業日に計算される米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券または好利回り通貨コース受益証券の1口当りの純資産価格です。

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれと日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。買付代金はまた、外貨での支払を選択することもできます。

約定日から起算して6国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

なお、JSDAの協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、JSDAの規則に基づく選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができます。受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を事務代行会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されるものとします。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、当該ファンド営業日における該当する受益証券の1口当り純資産価格です。

受益証券の買戻しに関する送金は、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券は米ドル建て、豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建てで、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、当該7ファンド営業日目の直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日までに電信送金されるものとします。

受益証券の買戻しが、下記「第二部 第2 4（1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われません。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止し、拒絶または取消すことができ、下記「第二部 第2 4（1）資産の評価」に記載のとおり買戻代金の支払を延期することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求される、税金を課される、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者としての事務代行会社）が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその受任者としての事務代行会社）は、当該受益者に

対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨を書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその受任者としての事務代行会社）に提供するよう指示することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定により、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンド営業日における該当するクラスの受益証券の1口当り純資産価格です。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができます。ファンド営業日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該ファンド営業日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは受益証券1口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。

受益証券1口当り買戻価格は、管理会社が買戻しの申込みを受領したファンド営業日に決定される米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券または好利回り通貨コース受益証券の1口当り純資産価格です。受益証券の買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて支払われます。買戻価格の支払が日本円で行われる場合、米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれと日本円との換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、外貨での支払を選択することもできます。買戻しの請求が行われた当該ファンド営業日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して6国内営業日目から行われます。

クローズド期間はありません。

注）買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【スイッチング】

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券間のスイッチングはできません。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

各ファンド営業日において、管理会社（またはその受任者としての事務代行会社）は、ルクセンブルグの一般会計原則に従って、ファンドの純資産総額を、(i)ファンドの資産の価値を評価し、(ii)その評価額からファンドの負債を控除して、米ドル建てで計算します。

純資産総額は、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の間で管理会社が定める合理的な割当方法に基づき割り当てられ、各クラスの受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に個別に割り当てられる為替取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく、当該クラスの受益証券の保有者のみによって実際に負担されるようにします。豪ドル受益証券に帰属する純資産は豪ドルに、NZドル受益証券に帰属する純資産はNZドルに、事務代行会社が定める当該ファンド営業日現在の通貨換算レートで換算されるものとします。米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券の1口当り純資産価格（以下「受益証券1口当り純資産価格」といいます。）は、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額を、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券または好利回り通貨コース受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

管理会社がその裁量により他の方法を定めない限り、ファンドの資産は、入手可能な直近の価格、すなわち18時(中央ヨーロッパ時間)において、国際的な価格設定業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格で以下のように評価されます。(a)証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の価格（取引価格または評価額）で評価されます。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である取引所または市場において入手可能な直近の価格または代表値を使用します。(b)証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価されます。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価されます。(c)投資対象は、国際的に認識された価

格設定サービスによる相場に基づき価格が決まります。(d)市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用した手続に従い、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価されます。(e)満期日まで60日以下の短期投資対象は、償却原価法つまり満期日の61日前時点の市場価格と額面価格の差額の償却によって評価されます。(f)現金およびその他の流動資産は、経過利息を付した額面価格で評価されます。(g)その他の資産に関しては、管理会社が適用ある一般会計原則に従って公正価格を表すと判断する価格、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価されます。米ドル以外の通貨で表示される評価額は、当該ファンド営業日の17時（中央ヨーロッパ時間）における当該通貨のWM/ロイター・スポット・レートの終値または管理会社が誠実に決定する17時頃（中央ヨーロッパ時間）におけるその他のレートにより米ドルに換算されます。為替先渡契約は、当該ファンド営業日の17時（中央ヨーロッパ時間）におけるWM/ロイター・フォワード・レートによって評価されます。

管理会社（またはその受任者としての事務代行会社）による、ファンドの価値、各クラスの受益証券の純資産総額および1口当り純資産価格の算出は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、明らかな誤りがある場合を除き、管理会社または事務代行会社に対して返還請求はできません。管理会社および事務代行会社は、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠しており、明らかな誤りがある場合を除き、管理会社または事務代行会社に対して返還請求はできません。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産総額の計算（もしくはそれに關し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定、受益証券の募集および受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社との協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算、受益証券の募集および受益証券の買戻しを停止することができ、また買戻代金の支払を延期することができます。

- () ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- () ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- () ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由により投資対象の価値もしくはその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- () ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。

管理会社は、投資顧問会社との協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は当初2015年10月30日まででしたが、2014年4月11日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2020年10月30日まで延長されました。この延長は2014年4月30日付で効力を生じました。

ファンドは、2020年10月30日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社の双方が合意して延長する場合を除いて、2020年10月30日に償還します。ファンドは、ファンドの純資産総額が2,000万米ドルを下回った場合で、受託会社および管理会社が投資顧問会社と協議の上決定した場合には、早期に償還することがあります。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- () ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第37条に規定したその他の法域に移動することのいずれかが違法となり、または受託会社もしくは管理会社が受益者の利益に反すると判断する場合。
- () 受益者が受益者決議でかかる決定をした場合。

- () 信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了する場合。
- () 信託証書第35条に基づき受託会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の受託会社の任命ができない場合。
- () 信託証書第36条に基づき管理会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の管理会社の任命ができない場合。

ファンドが上記の規定に基づき償還する場合、受託会社は直ちにかかる償還の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年10月31日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの償還

信託証書に基づき早期に償還する場合（ファンド純資産総額が2,000万米ドルを下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）を除き、ファンドは、2020年10月30日に償還しますが、同日の10日前までに、受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社の双方が合意した場合、延長することがあります。

ファンドの償還の際は、管理会社は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドに残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を配分するものとします。

注）買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

(ロ) マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前に書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲において、追補証書により、マスター信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「本マスター信託証書の修正」といいます。）を行うことができます。受託会社が、書面により、本マスター信託証書の修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する重大な責任を免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させない場合、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である場合、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、受益者による承認は本マスター信託証書の修正に不要です。本マスター信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受けたりする義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前に書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、（a）他方当事者に代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前に書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、（a）他方当事者に受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前に書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、（a）他方当事者に保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前に書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、（a）他方当事者に事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前に書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、管理会社または投資顧問会社は、（ ）他方当事者が、その清算（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）に係る決議を採択した、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令した、もしくはその資産につき管財人が任命された場合、（ ）管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（ ）投資顧問契約を違法とする法律または規則が制定された、もしくは投資顧問契約の履行の継続が実行不可能であるもしくは望ましくないと当事者が合理的に考えた場合にはいつでも、投資顧問契約を解約することができます。投資顧問契約はまた、すべての受益証券が完全に買い戻された場合、または信託証書に従ったファンドの終了時に、自動的に解約されます。

(f) 副投資顧問契約

副投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日前に書面による通知を行うことにより、解約されます。また、いずれかの当事者は、他方当事者に副投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また30日以内にかかる不履行が治癒されない場合にはいつでも、副投資顧問契約を解約することができます。副投資顧問契約はまた、投資顧問契約の解約に伴い解約されます。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金（あった場合）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

() 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 中井 崇一郎

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)()の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2016年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.62円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1) 【2015年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2015年10月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 260,283,958米ドル)	2	242,017,921	27,498,076
銀行預金		11,777,992	1,338,215
デリバティブに係る未収証拠金		1,245,439	141,507
受益証券の発行未収金		406,338	46,168
ブローカーに係る未収金		2,169,788	246,531
未収収益		4,485,594	509,653
資産合計		262,103,072	29,780,151
負債			
銀行当座貸越		1,840,611	209,130
先物契約未実現損失	14	278,671	31,663
先渡為替契約未実現損失	13	773,351	87,868
受益証券の買戻未払金		628,925	71,458
ブローカーに係る未払金		6,033,020	685,472
未払費用	9	1,126,871	128,035
未払利息		2	0
負債合計		10,681,451	1,213,626
純資産		251,421,621	28,566,525

以下のように受益証券によって表章される。

	1 口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券 (米ドル)	8.83	8,564,187	75,646,993
豪ドル受益証券 (豪ドル)	8.33	19,129,330	159,336,287
N Z ドル受益証券 (N Z ドル)	8.72	3,473,321	30,275,619
好利回り通貨コース受益証券 (米ドル)	7.42	5,607,097	41,611,675

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

運用計算書

2015年10月31日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
収益			
債券に係る利息		19,959,704	2,267,822
収益合計		19,959,704	2,267,822
費用			
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	6	3,144,482	357,276
代行協会員報酬	8	1,524,484	173,212
事務代行会社報酬	7	304,935	34,647
保管会社報酬	5	91,871	10,438
当座借越に係る支払利息		1,264	144
コルレス銀行報酬		18,689	2,123
銀行手数料		17,040	1,936
受託会社および管理会社報酬	3、4	61,001	6,931
弁護士報酬		19,924	2,264
海外登録費用		41,423	4,706
立替実費		30,468	3,462
専門家報酬		21,401	2,432
印刷および公告費		1,195	136
その他費用		110	12
費用合計		5,278,287	599,719
純投資収益		14,681,417	1,668,103
投資対象証券実現純損失		(13,629,733)	(1,548,610)
先物契約実現純利益		22,656	2,574
外貨および先渡為替契約実現純損失		(33,907,558)	(3,852,577)
当期実現純損失		(47,514,635)	(5,398,613)
投資対象証券未実現純損益の増減		(14,678,071)	(1,667,722)
先物契約未実現純損益の増減		(341,559)	(38,808)
先渡為替契約未実現純損益の増減		387,777	44,059
当期末実現純損失		(14,631,853)	(1,662,471)
運用の結果による純資産の純減少		(47,465,071)	(5,392,981)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産変動計算書

2015年10月31日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
期首現在純資産		371,720,933	42,234,932
純投資収益		14,681,417	1,668,103
当期実現純損失		(47,514,635)	(5,398,613)
当期末実現純損失		(14,631,853)	(1,662,471)
運用の結果による純資産の純減少		(47,465,071)	(5,392,981)
受益証券の発行手取金	12	29,735,320	3,378,527
受益証券の買戻支払金	12	(73,038,815)	(8,298,670)
		(43,303,495)	(4,920,143)
受益者に支払われた分配金	10	(29,530,746)	(3,355,283)
期末現在純資産		251,421,621	28,566,525

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2015年10月31日に終了した年度

（無監査）

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	11,325,161
発行受益証券数	865,000
買戻受益証券数	(3,625,974)
期末現在発行済受益証券数	8,564,187

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	22,400,927
発行受益証券数	1,321,135
買戻受益証券数	(4,592,732)
期末現在発行済受益証券数	19,129,330

NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	3,763,756
発行受益証券数	297,470
買戻受益証券数	(587,905)
期末現在発行済受益証券数	3,473,321

好利回り通貨コース受益証券

期首現在発行済受益証券数	5,094,965
発行受益証券数	1,284,928
買戻受益証券数	(772,796)
期末現在発行済受益証券数	5,607,097

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

統計情報

2015年10月31日現在

（無監査）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産（米ドル）	251,421,621	371,720,933	392,904,800
米ドル受益証券（米ドル）			
期末現在純資産	75,646,993	110,129,350	111,173,171
期末現在 1 口当り純資産価格	8.83	9.72	9.78
豪ドル受益証券（豪ドル）			
期末現在純資産	159,336,287	210,249,562	220,863,883
期末現在 1 口当り純資産価格	8.33	9.39	9.61
N Z ドル受益証券（N Z ドル）			
期末現在純資産	30,275,619	35,792,106	39,948,940
期末現在 1 口当り純資産価格	8.72	9.51	9.57
好利回り通貨コース受益証券（米ドル）			
期末現在純資産	41,611,675	48,939,464	39,516,840
期末現在 1 口当り純資産価格	7.42	9.61	10.09

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2015年10月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書（マスター信託証書と合わせて「信託証書」）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券（合わせて「受益証券」）の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2015年10月30日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に償還する予定で設定された。受託会社および管理会社は、償還日を2020年10月30日まで延長することを、双方の合意により2014年4月11日に決議した。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する（または償還を延期する）ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2015年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1 米ドル = 1.40164 豪ドル
- 1 米ドル = 0.90526 ユーロ
- 1 米ドル = 13,689.15923 インドネシアルピア
- 1 米ドル = 65.34504 インドルピー
- 1 米ドル = 16.52877 メキシコ・ペソ
- 1 米ドル = 1.47798 NZドル
- 1 米ドル = 63.84528 ロシア・ルーブル

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産の総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、先進国債券市場および新興国債券市場を代表して広く使用されている債券市場インデックス構成国（当面は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場を含む。）およびJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラスに採用されている国々とする。）の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨が選定される。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられる。

副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%）に戻す意向である。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して

提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	673,532
代行協会員報酬	325,809
事務代行会社報酬	65,170
保管会社報酬	19,578
受託会社および管理会社報酬	13,037
立替実費	6,511
専門家報酬	23,234
未払費用	1,126,871

注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。

ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年10月31日に終了した年度に、ファンドは合計29,530,746米ドルの分配を行った。

注11 - 課税

ケイマン諸島政府は、現行の法律の下では、分配または買戻代金の支払に適用ある所得税、法人税、キャピタルゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を、トラスト、ファンドまたは受益者に課さない。ケイマン諸島は、ファンドに対してなされた支払またはファンドが行った支払に適用される二重課税防止協定をいかなる国とも締結していない。現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%（消費税またはその他の税があればそれを除いた料率）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない日である場合、当該7ファンド営業日目の直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申

込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消ことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注13 - 先渡為替契約

2015年10月31日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
N Z ドル	28,305,963	米ドル	19,203,077	2015年11月25日	(88,453)
豪ドル	146,103,982	米ドル	106,329,656	2015年11月25日	(2,231,604)
インドネシアルピア	169,089,190,000	米ドル	11,235,162	2015年12月10日	967,958
ロシア・ルーブル	744,000,000	米ドル	10,975,879	2015年12月10日	523,412
メキシコ・ペソ	152,000,000	米ドル	8,965,631	2015年12月10日	202,525
インドルピー	889,550,000	米ドル	13,451,534	2015年12月10日	59,763
米ドル	1,531,505	ロシア・ルーブル	97,220,000	2015年12月10日	28,870
米ドル	1,162,808	インドルピー	76,400,000	2015年12月10日	2,375
米ドル	926,596	メキシコ・ペソ	15,430,000	2015年12月10日	(4,092)
米ドル	1,913,078	インドネシアルピア	26,807,970,000	2015年12月10日	(21,645)
ユーロ	21,200,000	米ドル	23,332,987	2015年11月4日	87,070
米ドル	125,187	ユーロ	110,000	2015年11月4日	3,669
米ドル	191,458	ユーロ	170,000	2015年11月4日	3,656
米ドル	1,104,501	ユーロ	1,000,000	2015年11月4日	(218)
ユーロ	400,000	米ドル	445,147	2015年11月4日	(3,260)
ユーロ	400,000	米ドル	447,376	2015年11月4日	(5,488)
米ドル	985,755	ユーロ	900,000	2015年11月4日	(8,492)
ユーロ	1,450,000	米ドル	1,622,512	2015年11月4日	(20,669)
ユーロ	1,000,000	米ドル	1,135,317	2015年11月4日	(30,598)
米ドル	23,671,641	ユーロ	21,500,000	2015年12月3日	(89,649)
米ドル	24,493,233	ユーロ	22,300,000	2015年11月4日	(142,015)
米ドル	138,404	豪ドル	190,514	2015年11月25日	2,664
米ドル	67,912	豪ドル	93,331	2015年11月25日	1,415
米ドル	110,310	豪ドル	152,920	2015年11月25日	1,356
米ドル	23,927	豪ドル	33,058	2015年11月25日	374
米ドル	21,674	豪ドル	29,912	2015年11月25日	362
米ドル	38,176	N Z ドル	56,055	2015年11月25日	323
米ドル	45,940	N Z ドル	67,718	2015年11月25日	212
米ドル	12,454	N Z ドル	18,301	2015年11月25日	96
米ドル	7,224	豪ドル	10,022	2015年11月25日	84
米ドル	2,125	豪ドル	2,936	2015年11月25日	34
米ドル	303	豪ドル	419	2015年11月25日	5
米ドル	244	豪ドル	336	2015年11月25日	5
米ドル	156	豪ドル	216	2015年11月25日	2
米ドル	135	豪ドル	187	2015年11月25日	2
米ドル	105	N Z ドル	155	2015年11月25日	0
米ドル	33	N Z ドル	50	2015年11月25日	0
米ドル	8	豪ドル	12	2015年11月25日	0

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
米ドル	17	豪ドル	24	2015年11月25日	0
米ドル	26	N Z ドル	40	2015年11月25日	0
米ドル	5,879	N Z ドル	8,713	2015年11月25日	(5)
米ドル	38,126	豪ドル	53,557	2015年11月25日	(33)
米ドル	42,932	N Z ドル	63,934	2015年11月25日	(242)
米ドル	67,256	豪ドル	94,931	2015年11月25日	(381)
豪ドル	22,483	米ドル	15,929	2015年11月25日	90
N Z ドル	8,771	米ドル	5,893	2015年11月25日	30
豪ドル	5,021	米ドル	3,574	2015年11月25日	3
豪ドル	256	米ドル	182	2015年11月25日	1
N Z ドル	12	米ドル	8	2015年11月25日	0
豪ドル	10	米ドル	7	2015年11月25日	0
豪ドル	150	米ドル	108	2015年11月25日	(2)
豪ドル	229	米ドル	165	2015年11月25日	(3)
豪ドル	732	米ドル	530	2015年11月25日	(9)
N Z ドル	10,514	米ドル	7,131	2015年11月25日	(31)
豪ドル	8,352	米ドル	6,020	2015年11月25日	(70)
豪ドル	20,772	米ドル	15,052	2015年11月25日	(252)
豪ドル	156,364	米ドル	113,595	2015年11月25日	(2,187)
豪ドル	348,583	米ドル	253,237	2015年11月25日	(4,874)
豪ドル	612,851	米ドル	442,087	2015年11月25日	(5,435)
					(773,351)

金額は四捨五入され、1 に満たない金額は0 と表示されている。

注14 - 未決済先物契約

2015年10月31日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
ロング・ポジション					
米ドル	270	米国債先物10年 6 %	2015年12月	34,479,845	153,986
米ドル	244	米国債先物 5 年 6 %	2015年12月	29,228,531	34,316
				63,708,376	188,302
ショート・ポジション					
ユーロ	(85)	ユーロBOBL先物 5 年 6 %	2015年12月	(12,151,925)	(115,490)
ユーロ	(31)	ユーロ・ボンド先物10年 6 %	2015年12月	(5,383,523)	(126,560)
ユーロ	(18)	ユーロBUXL先物30年 4 %	2015年12月	(3,136,058)	(134,016)
米ドル	(55)	米国長期BD先物20年 6 %	2015年12月	(8,598,906)	(84,219)
米ドル	(23)	米国ウルトラ・ボンド先物30年 6 %	2015年12月	(3,665,625)	(6,688)
				(32,936,037)	(466,973)
					(278,671)

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
アルゼンチン					
国債					
米ドル	1,764,000	REP OF ARGENTINA 8.25% 31/12/33	2,229,972	2,377,723	0.94
米ドル	1,865,000	REP OF ARGENTINA 7% 17/04/17	1,875,002	1,856,184	0.73
ユーロ	2,345,000	REP OF ARGENTINA 2.26% 31/12/38	1,296,345	1,396,228	0.56
米ドル	1,050,000	REP OF ARGENTINA 8.75% 02/06/17	1,032,611	1,149,924	0.46
米ドル	390,000	REP OF ARGENTINA FRN 31/12/33	581,179	593,833	0.24
米ドル	2,800,000	REP OF ARGENTINA FRN 15/12/35	230,379	266,000	0.11
			7,245,488	7,639,892	3.04
その他の債券					
米ドル	1,061,424	PROVINCIA BUENOS AIRE 9.95% 9/06/21	1,015,117	1,089,552	0.43
			1,015,117	1,089,552	0.43
アルゼンチン合計			8,260,605	8,729,444	3.47
アルメニア					
国債					
米ドル	200,000	REP OF ARMENIA 6% 30/09/20	209,500	198,374	0.08
米ドル	200,000	REP OF ARMENIA 7.15% 26/03/25	195,136	198,000	0.08
			404,636	396,374	0.16
アルメニア合計			404,636	396,374	0.16
アゼルバイジャン					
固定利付債					
米ドル	1,820,000	REP OF AZERBAIJAN 4.75% 18/03/24	1,817,625	1,570,511	0.62
			1,817,625	1,570,511	0.62
アゼルバイジャン合計			1,817,625	1,570,511	0.62
ベリーズ					
その他の債券					
米ドル	788,000	REP OF BELIZE STUP 5% 20/02/38	549,010	579,265	0.23
			549,010	579,265	0.23
ベリーズ合計			549,010	579,265	0.23
ブラジル					
国債					
米ドル	2,880,000	FED REP OF BRAZIL 8.25% 20/01/34	3,953,753	3,098,842	1.23
米ドル	1,720,000	REP OF BRAZIL 7.125% 20/01/37	2,149,440	1,670,180	0.66
米ドル	1,252,000	FED REP OF BRAZIL 5.625% 07/01/41	1,143,866	1,028,035	0.41
米ドル	810,000	REP OF BRAZIL 5% 27/01/45	751,108	608,316	0.24
			7,998,167	6,405,373	2.54
その他の債券					
米ドル	1,500,000	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	1,443,750	1,220,672	0.49
			1,443,750	1,220,672	0.49
固定利付債					
米ドル	1,030,000	QGOG CONSTELLATION 6.25% 9/11/19	804,063	484,553	0.19
米ドル	470,000	CAIXA ECONOMICA 2.375% 06/11/17	458,250	442,021	0.18
			1,262,313	926,574	0.37
ブラジル合計			10,704,230	8,552,619	3.40

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
英国領ヴァージン諸島					
変動利付債					
米ドル	1,700,000	DIANJIAN HAIXING FRN 29/10/49	1,717,723	1,717,646	0.68
米ドル	550,000	CCCI TREASURE FRN 29/12/49	550,000	545,050	0.22
米ドル	440,000	SINOCHEM CORP FRN 29/12/49	440,000	449,134	0.18
			2,707,723	2,711,830	1.08
固定利付債					
米ドル	765,000	TRILLION CHANCE 8.5% 10/01/19	765,000	784,401	0.31
米ドル	350,000	CHINA CINDA FIN 4.25% 23/04/25	348,985	333,741	0.13
米ドル	200,000	EXPRESS BVI 2015 3% 04/06/18	199,744	199,706	0.08
			1,313,729	1,317,848	0.52
		英国領ヴァージン諸島合計	4,021,452	4,029,678	1.60
ブルガリア					
国債					
ユーロ	650,000	REP OF BULGARIA 3.125% 26/03/35	686,114	655,985	0.26
			686,114	655,985	0.26
		ブルガリア合計	686,114	655,985	0.26
カナダ					
固定利付債					
米ドル	655,000	PACIFIC RUBIALES 5.625% 19/01/25	378,288	249,315	0.10
米ドル	570,000	PACIFIC RUBIALES 7.25% 12/12/21	614,064	233,495	0.09
米ドル	340,000	PACIFIC RUBIALES 5.375% 26/01/19	347,455	146,129	0.06
			1,339,807	628,939	0.25
		カナダ合計	1,339,807	628,939	0.25
ケイマン諸島					
その他の債券					
米ドル	2,130,000	SCHAHIN II FIN 5.875% 25/09/22	1,760,982	388,554	0.15
米ドル	240,000	ODBRCHT OFF 6.625% 01/10/22	224,199	72,734	0.03
			1,985,181	461,288	0.18
固定利付債					
米ドル	1,390,000	PETROBRAS INTL FIN 5.375% 27/01/21	1,378,716	1,130,239	0.45
米ドル	650,000	CHINA OVERSEAS FIN 6.375% 29/10/43	646,815	687,161	0.27
米ドル	640,000	CHINA OVERSEAS FIN 5.375% 29/10/23	637,408	685,798	0.27
米ドル	400,000	VLL INTL 7.375% 18/06/22	398,388	419,240	0.17
米ドル	280,000	KWG PROPERTY 8.25% 05/08/19	280,000	291,374	0.12
米ドル	300,000	CHINA SHANSHUI CEMENT 7.5% 10/03/20	296,940	281,270	0.11
			3,638,267	3,495,082	1.39
		ケイマン諸島合計	5,623,448	3,956,370	1.57
チリ					
その他の債券					
米ドル	515,000	EMPRESA ELECTRICA 4.875% 25/5/29	507,419	485,666	0.19
			507,419	485,666	0.19

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
チリ（続き）					
固定利付債					
米ドル	430,000	EMPRESA ELECTRICA 4.56% 30/4/25	429,759	417,975	0.17
米ドル	365,000	AES GENER SA 5% 14/07/25	363,438	366,291	0.15
米ドル	250,000	CODELCO INC 4.25% 17/07/42	209,070	203,409	0.08
			1,002,267	987,675	0.40
		チリ合計	1,509,686	1,473,341	0.59
中国					
変動利付債					
米ドル	400,000	CHINA CONSTRUCT BK FRN 13/05/25	397,824	396,898	0.16
米ドル	400,000	CHINA LIFE FRN 03/07/75	400,000	387,192	0.15
米ドル	210,000	CRCC YUPENG FRN 28/02/49	210,000	213,738	0.09
			1,007,824	997,828	0.40
固定利付債					
米ドル	1,000,000	BESTGAIN REAL 2.625% 13/03/18	929,500	993,180	0.40
米ドル	700,000	BJ STATE-OWMED AST 4.125% 26/05/25	691,810	688,583	0.27
米ドル	200,000	BANK OF CHINA HK 3.875% 30/06/25	198,656	201,116	0.08
			1,819,966	1,882,879	0.75
		中国合計	2,827,790	2,880,707	1.15
コロンビア					
国債					
米ドル	1,600,000	REP OF COLOMBIA 7.375% 18/09/37	1,896,913	1,867,520	0.74
米ドル	1,310,000	REP OF COLOMBIA 6.125% 18/01/41	1,560,033	1,360,574	0.54
米ドル	960,000	REP OF COLOMBIA 5.625% 26/02/44	1,058,422	933,483	0.37
米ドル	495,000	REP OF COLOMBIA 4.5% 28/01/26	488,872	492,557	0.20
			5,004,240	4,654,134	1.85
固定利付債					
米ドル	590,000	ECOPETROL SA 5.875% 28/05/45	553,401	484,437	0.19
			553,401	484,437	0.19
		コロンビア合計	5,557,641	5,138,571	2.04
コスタリカ					
国債					
米ドル	560,000	REP OF COSTA RICA 4.25% 26/1/23	528,081	504,849	0.20
米ドル	520,000	REP OF COSTA RICA 7% 4/04/44	520,000	468,577	0.19
米ドル	400,000	REP OF COSTA RICA 7.158% 12/3/45	400,000	362,431	0.14
米ドル	200,000	REP OF COSTA RICA 5.625% 30/4/43	178,800	153,500	0.06
			1,626,881	1,489,357	0.59
固定利付債					
米ドル	870,000	BANCO COSTA RICA 5.25% 12/08/18	872,625	882,919	0.35
米ドル	280,000	INSTITUTO COSTA 6.375% 15/05/43	241,735	215,950	0.09
米ドル	205,000	BANCO NAL COSTA 6.25% 1/11/23	197,560	202,163	0.08
			1,311,920	1,301,032	0.52
		コスタリカ合計	2,938,801	2,790,389	1.11

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
クロアチア					
国債					
米ドル	2,715,000	REP OF CROATIA 6.25% 27/04/17	2,891,312	2,841,248	1.12
ユーロ	1,560,000	REP OF CROATIA 3% 11/03/25	1,704,510	1,571,780	0.63
ユーロ	1,340,000	REP OF CROATIA 3.875% 30/05/22	1,695,658	1,487,425	0.59
米ドル	450,000	REP OF CROATIA 6.625% 14/07/20	490,950	490,443	0.20
			6,782,430	6,390,896	2.54
固定利付債					
米ドル	325,000	HRVATSKA ELEKTR 5.875% 23/10/22	320,431	327,724	0.13
			320,431	327,724	0.13
クロアチア合計			7,102,861	6,718,620	2.67
ドミニカ共和国					
国債					
米ドル	1,010,000	DOMINICAN REP 5.5% 27/01/25	1,025,705	1,003,364	0.41
米ドル	860,000	DOMINICAN REP 6.85% 27/01/45	889,288	856,362	0.34
米ドル	691,000	DOMINICAN REP 7.45% 30/04/44	735,781	730,118	0.29
米ドル	385,000	DOMINICAN REP 6.6% 28/01/24	385,000	409,794	0.16
			3,035,774	2,999,638	1.20
その他の債券					
米ドル	770,000	DOMINICAN REP 5.875% 18/04/24	809,068	781,550	0.31
			809,068	781,550	0.31
固定利付債					
米ドル	745,000	AEROPUERTOS DOM 9.25% 13/11/19	701,156	743,549	0.29
米ドル	400,000	BANCO RES REP DOM 7% 1/02/23	406,200	398,416	0.16
			1,107,356	1,141,965	0.45
ドミニカ共和国合計			4,952,198	4,923,153	1.96
エクアドル					
国債					
米ドル	1,515,000	REP OF ECUADOR 9.375% 15/12/15	1,539,648	1,496,464	0.60
米ドル	720,000	REP OF ECUADOR 10.5% 24/03/20	776,081	598,608	0.24
米ドル	740,000	REP OF ECUADOR 7.95% 20/06/24	731,226	565,034	0.22
			3,046,955	2,660,106	1.06
その他の債券					
米ドル	820,000	EP PETROECUADOR FRN 24/09/19	637,473	549,287	0.22
			637,473	549,287	0.22
エクアドル合計			3,684,428	3,209,393	1.28
エジプト					
国債					
米ドル	800,000	ARAB REP EGYPT 5.875% 11/06/25	792,560	747,520	0.30
米ドル	110,000	ARAB REP EGYPT 6.875% 30/04/40	99,550	98,560	0.04
			892,110	846,080	0.34
エジプト合計			892,110	846,080	0.34

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
エルサルバドル					
国債					
米ドル	810,000	REP EL SALVADOR 7.625% 1/2/41	774,095	729,628	0.29
米ドル	500,000	REP EL SALVADOR 7.65% 15/6/35	455,750	454,571	0.18
米ドル	300,000	REP EL SALVADOR 5.875% 30/01/25	299,952	266,802	0.11
			1,529,797	1,451,001	0.58
		エルサルバドル合計	1,529,797	1,451,001	0.58
エチオピア					
国債					
米ドル	410,000	REP OF ETHIOPIA 6.625% 11/12/24	410,000	379,250	0.15
			410,000	379,250	0.15
		エチオピア合計	410,000	379,250	0.15
ガボン					
その他の債券					
米ドル	210,000	GABONESE REP 6.375% 12/12/24	218,773	180,617	0.07
			218,773	180,617	0.07
		ガボン合計	218,773	180,617	0.07
グルジア					
国債					
米ドル	1,263,000	REP OF GEORGIA 6.875% 12/04/21	1,428,462	1,346,674	0.54
			1,428,462	1,346,674	0.54
固定利付債					
米ドル	675,000	JSC GEORGIAN RAIL 7.75% 11/07/22	704,313	705,178	0.28
			704,313	705,178	0.28
		グルジア合計	2,132,775	2,051,852	0.82
ガーナ					
国債					
米ドル	950,000	REP GHANA 8.5% 04/10/17	987,763	956,004	0.38
米ドル	700,000	REP GHANA 7.875% 07/08/23	683,200	600,600	0.24
			1,670,963	1,556,604	0.62
その他の債券					
米ドル	2,670,000	REP OF GHANA 8.125% 18/01/26	2,653,661	2,269,714	0.90
米ドル	1,350,000	REP OF GHANA 10.75% 14/10/30	1,350,000	1,428,948	0.57
			4,003,661	3,698,662	1.47
		ガーナ合計	5,674,624	5,255,266	2.09
グアテマラ					
国債					
米ドル	500,000	REP OF GUATEMALA 4.875% 13/2/28	484,750	488,999	0.19
			484,750	488,999	0.19
		グアテマラ合計	484,750	488,999	0.19

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ホンジュラス					
国債					
米ドル	550,000	REP OF HONDURAS 8.75% 16/12/20	574,400	616,566	0.25
			574,400	616,566	0.25
その他の債券					
米ドル	200,000	HONDURAS GOVERNMENT 7.5% 15/3/24	214,500	211,867	0.08
			214,500	211,867	0.08
		ホンジュラス合計	788,900	828,433	0.33
ハンガリー					
国債					
米ドル	3,280,000	REP OF HUNGARY 5.375% 25/03/24	3,523,126	3,624,400	1.44
米ドル	1,666,000	HUNGARY GVT 5.375% 21/02/23	1,658,736	1,835,932	0.73
米ドル	1,000,000	REP OF HUNGARY 5.75% 22/11/23	1,147,500	1,129,910	0.45
米ドル	250,000	REP OF HUNGARY 6.375% 29/03/21	285,938	287,425	0.11
米ドル	140,000	REP OF HUNGARY 7.625% 29/03/41	162,920	191,052	0.08
			6,778,220	7,068,719	2.81
		ハンガリー合計	6,778,220	7,068,719	2.81
インド					
固定利付債					
米ドル	2,250,000	PERTAMINA PT 6% 03/05/42	2,292,157	1,940,625	0.78
米ドル	1,800,000	PERTAMINA PT 5.625% 20/05/43	1,487,700	1,521,000	0.60
			3,779,857	3,461,625	1.38
		インド合計	3,779,857	3,461,625	1.38
インドネシア					
国債					
米ドル	2,815,000	REP OF INDONES 5.25% 17/01/42	2,926,503	2,670,731	1.07
米ドル	490,000	REP OF INDONESIA 6.75% 15/01/44	541,450	552,534	0.22
			3,467,953	3,223,265	1.29
固定利付債					
米ドル	1,645,000	PERTAMINA PERSERO 6.45% 30/05/44	1,660,950	1,518,566	0.60
米ドル	1,520,000	PERTAMINA 6.5% 27/05/41	1,503,576	1,415,740	0.56
米ドル	200,000	PERUSAHAAN LISTRIK 5.25% 24/10/42	197,028	167,296	0.07
			3,361,554	3,101,602	1.23
		インドネシア合計	6,829,507	6,324,867	2.52
アイルランド					
固定利付債					
米ドル	1,940,000	VEB FINANCE 6.902% 09/07/20	2,198,856	1,979,499	0.79
米ドル	1,350,000	SIBUR SECS LTD 3.914% 31/01/18	1,321,725	1,306,125	0.52
米ドル	1,005,000	VEB FINANCE PLC 5.942% 21/11/23	1,005,000	966,679	0.38
			4,525,581	4,252,303	1.69
		アイルランド合計	4,525,581	4,252,303	1.69

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
コートジボワール					
米ドル	その他の債券 3,024,000	IVORY COAST 31/12/32	2,311,522	2,698,920	1.07
			2,311,522	2,698,920	1.07
		コートジボワール合計	2,311,522	2,698,920	1.07
ジャマイカ					
米ドル	その他の債券 845,000	JAMAICA GVT 6.75% 28/04/28	844,662	856,866	0.34
			844,662	856,866	0.34
		ジャマイカ合計	844,662	856,866	0.34
ジャージー					
米ドル	固定利付債 350,000	BK INDIA/JERSEY 3.125% 6/05/20	348,509	346,409	0.14
			348,509	346,409	0.14
		ジャージー合計	348,509	346,409	0.14
カザフスタン					
米ドル	国債 995,000	REP KAZAKHSTAN 5.125% 21/07/25	984,811	988,781	0.39
	820,000	REP KAZAKHSTAN 6.5% 21/07/45	812,202	799,828	0.32
	555,000	REP OF KAZAKHSTAN 4.875% 14/10/44	503,888	458,375	0.18
			2,300,901	2,246,984	0.89
米ドル	固定利付債 4,869,000	KAZMUNAYGAZ FIN 5.75% 30/04/43	4,153,066	3,743,993	1.49
	860,000	KAZMUNAYGAS NAT 6% 07/11/44	694,450	672,640	0.27
	575,000	KAZAGRO NTL MGMT 4.625% 24/05/23	520,732	465,865	0.19
米ドル	290,000	SAMRUK-ENERGY JSC 3.75% 20/12/17	281,663	276,225	0.11
			5,649,911	5,158,723	2.06
		カザフスタン合計	7,950,812	7,405,707	2.95
ケニア					
米ドル	国債 755,000	REP OF KENYA 6.875% 24/06/24	763,101	704,445	0.28
			763,101	704,445	0.28
		ケニア合計	763,101	704,445	0.28
レバノン					
米ドル	国債 970,000	LEBANESE REPUBLIC 5% 12/10/17	988,708	968,371	0.39
	450,000	REP OF LEBANON 5.15% 12/11/18	456,075	450,090	0.18
	395,000	LEBANESE REP 11.625% 11/05/16	425,376	409,519	0.16
			1,870,159	1,827,980	0.73
		レバノン合計	1,870,159	1,827,980	0.73

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ルクセンブルグ					
固定利付債					
米ドル	2,245,000	OJSC RUSS AG BK 5.1% 25/07/18	2,270,625	2,233,213	0.90
米ドル	1,160,000	RSHB CAPITAL 6.299% 15/05/17	1,184,150	1,183,780	0.47
米ドル	595,000	MINERVA LUX SA 7.75% 31/01/23	627,725	586,878	0.23
米ドル	540,000	RSHB CAPITAL 7.75% 29/05/18	561,600	574,679	0.23
米ドル	600,000	OJSC RUSS AGRIC BK 6% 03/06/21	619,360	563,250	0.22
米ドル	200,000	GAZ CAP SA 8.625% 28/04/34	248,500	227,700	0.09
			5,511,960	5,369,500	2.14
ルクセンブルグ合計			5,511,960	5,369,500	2.14
マレーシア					
固定利付債					
米ドル	6,700,000	1MDB GBL INVEST 4.4% 09/03/23	6,645,620	5,118,566	2.04
			6,645,620	5,118,566	2.04
マレーシア合計			6,645,620	5,118,566	2.04
マーシャル諸島					
固定利付債					
米ドル	1,050,000	OCP SA 6.875% 25/04/44	1,122,000	1,092,126	0.43
			1,122,000	1,092,126	0.43
マーシャル諸島合計			1,122,000	1,092,126	0.43
メキシコ					
国債					
米ドル	5,140,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	5,334,360	4,910,329	1.95
ユーロ	1,935,000	UNITED MEXICAN STATE 4% 15/03/2115	2,062,570	1,926,020	0.77
米ドル	1,250,000	UTD MEXICAN STATES 5.75% 12/10/10	1,359,078	1,232,388	0.49
			8,756,008	8,068,737	3.21
その他の債券					
米ドル	440,000	FERMACA ENTER 6.375% 30/03/38	430,849	417,475	0.17
			430,849	417,475	0.17
固定利付債					
米ドル	3,780,000	PETROLEOS MEX 6.375% 23/01/45	3,949,523	3,615,173	1.44
米ドル	3,670,000	PEMEX 5.625% 23/01/46	3,636,938	3,179,989	1.26
米ドル	1,995,000	PETROLEOS MEX 5.5% 27/06/44	1,917,815	1,714,427	0.68
米ドル	1,000,000	PETROLEOS MEX 6.5% 02/06/41	1,207,500	961,700	0.38
米ドル	600,000	CEMEX SAB DE CV 7.25% 15/01/21	658,500	620,176	0.25
米ドル	205,000	ELEMENTIA SA 5.5% 15/01/25	201,078	200,445	0.08
			11,571,354	10,291,910	4.09
メキシコ合計			20,758,211	18,778,122	7.47
モンゴル					
固定利付債					
米ドル	1,555,000	TRAD&DEV BK MONG 9.375% 19/05/20	1,621,658	1,551,447	0.62
米ドル	1,100,000	DEVT BK MONGOLIA 5.75% 21/3/17	1,079,650	1,064,287	0.42
			2,701,308	2,615,734	1.04
モンゴル合計			2,701,308	2,615,734	1.04

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
モンテネグロ					
国債					
ユーロ	2,385,000	REP OF MONTENEGRO 5.375% 20/5/19	3,322,659	2,700,456	1.07
ユーロ	2,245,000	MACEDONIA 3.975% 24/07/21	2,904,511	2,401,573	0.96
ユーロ	635,000	REP OF MONTENEGRO 3.875% 18/3/20	664,117	664,416	0.26
			6,891,287	5,766,445	2.29
モンテネグロ合計			6,891,287	5,766,445	2.29
モザンビーク					
その他の債券					
米ドル	2,210,000	MOZAMBIQUE EMATUM 6.305% 11/09/20	1,949,117	1,783,846	0.71
			1,949,117	1,783,846	0.71
モザンビーク合計			1,949,117	1,783,846	0.71
オランダ					
その他の債券					
米ドル	2,043,000	NORTH LIGHT/ANGOLA 7% 16/8/19	2,184,398	1,984,938	0.79
			2,184,398	1,984,938	0.79
固定利付債					
米ドル	1,300,000	MAJAPAHIT HLDG 7.875% 29/06/37	1,482,250	1,461,475	0.58
米ドル	1,209,000	INTERGAS FIN 6.375% 14/05/17	1,304,496	1,243,457	0.49
米ドル	1,235,000	ZHAIKMUNAI INT 7.125% 13/11/19	1,258,306	1,006,525	0.40
米ドル	700,000	PETROBRAS GL FIN 3.5% 06/02/17	660,767	673,961	0.27
米ドル	730,000	KAZAKHSTAN TEMIR 6.95% 10/7/42	721,900	601,520	0.24
米ドル	745,000	PETROBRAS GBL FIN 6.85% 05/06/2115	603,972	511,036	0.20
米ドル	400,000	LUKOIL INTL FIN 4.563% 24/4/23	336,500	369,403	0.15
米ドル	310,000	AJECORP BV 6.5% 14/05/22	282,192	155,192	0.06
			6,650,383	6,022,569	2.39
オランダ合計			8,834,781	8,007,507	3.18
パキスタン					
国債					
米ドル	1,400,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.125% 31/03/16	1,436,749	1,413,980	0.56
米ドル	505,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.875% 31/3/36	433,559	478,019	0.19
米ドル	450,000	ISLAM REP PAKISTAN 6.875% 1/6/17	454,234	465,900	0.19
米ドル	217,000	ISLAMIC REP PAKIST 8.25% 15/4/24	217,043	231,789	0.09
			2,541,585	2,589,688	1.03
パキスタン合計			2,541,585	2,589,688	1.03
パナマ					
国債					
米ドル	1,290,000	REP OF PANAMA 4% 22/09/24	1,280,648	1,311,324	0.52
			1,280,648	1,311,324	0.52
その他の債券					
米ドル	200,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	200,000	179,134	0.07
			200,000	179,134	0.07
パナマ合計			1,480,648	1,490,458	0.59

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
パラグアイ					
国債					
米ドル	1,155,000	REP OF PARAGUAY 6.1% 11/08/44	1,213,750	1,178,071	0.47
米ドル	350,000	REP OF PARAGUAY 4.625% 25/01/23	360,885	355,838	0.14
			1,574,635	1,533,909	0.61
パラグアイ合計			1,574,635	1,533,909	0.61
ペルー					
国債					
ユーロ	970,000	REP OF PERU 2.75% 30/01/26	1,073,089	1,070,107	0.43
米ドル	360,000	REP OF PERU 4.125% 25/08/27	359,158	363,835	0.14
米ドル	270,000	REP OF PERU 5.625% 18/11/50	317,261	295,326	0.12
			1,749,508	1,729,268	0.69
固定利付債					
米ドル	260,000	UNION AND CEMENT 5.875% 30/10/21	260,000	262,075	0.10
			260,000	262,075	0.10
ペルー合計			2,009,508	1,991,343	0.79
フィリピン					
変動利付債					
米ドル	200,000	SMC GLOBAL POWER FRN 07/11/49	200,000	199,612	0.08
			200,000	199,612	0.08
国債					
米ドル	3,643,000	REP OF PHILIPPINES 3.95% 20/01/40	3,790,353	3,787,613	1.50
米ドル	2,000,000	REP OF PHILIPPINES 5% 13/01/37	2,330,800	2,385,002	0.95
			6,121,153	6,172,615	2.45
フィリピン合計			6,321,153	6,372,227	2.53
ルーマニア					
国債					
ユーロ	3,020,000	ROMANIA 2.875% 28/10/24	3,528,798	3,453,939	1.37
ユーロ	590,000	ROMANIA 3.875% 29/10/35	665,141	664,778	0.26
ユーロ	330,000	ROMANIA 2.75% 29/10/25	371,785	368,636	0.15
			4,565,724	4,487,353	1.78
ルーマニア合計			4,565,724	4,487,353	1.78
ロシア連邦					
国債					
ユーロ	3,800,000	RUSSIAN FED 3.625% 16/09/20	3,948,004	4,280,365	1.71
米ドル	2,000,000	RUSSIAN FED 5.625% 04/04/42	1,931,730	1,993,000	0.79
米ドル	1,600,000	RUSSIAN FED 3.5% 16/01/19	1,557,000	1,618,064	0.64
米ドル	1,300,000	RUSSIAN FED 5% 29/04/20	1,254,000	1,364,740	0.54
米ドル	800,000	RUSSIAN FED 3.25% 04/04/17	771,088	806,360	0.32
			9,461,822	10,062,529	4.00
固定利付債					
米ドル	1,640,000	VEB FINANCE 5.45% 22/11/17	1,682,058	1,660,500	0.66
米ドル	940,000	GAZPROM OAO 6% 27/11/23	928,349	904,938	0.36
米ドル	500,000	MTS INTL FUNDG 8.625% 22/06/20	554,196	552,500	0.22
米ドル	400,000	OJSC RUSS AG BK 5.298% 27/12/17	420,000	404,000	0.16

	有価証券届出書（外国投資信託受益証券）		
ロシア連邦合計	3,584,603	3,521,938	1.40
	13,046,425	13,584,467	5.40

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ルワンダ共和国					
米ドル	590,000	REP OF RWANDA 6.625% 02/05/23	581,876	570,825	0.23
			581,876	570,825	0.23
		ルワンダ共和国合計	581,876	570,825	0.23
セネガル					
米ドル	200,000	REP OF SENEGAL 6.25% 30/07/24	185,500	186,748	0.07
			185,500	186,748	0.07
		セネガル合計	185,500	186,748	0.07
セルビア					
米ドル	1,420,000	REP OF SERBIA 5.25% 21/11/17	1,445,977	1,480,634	0.59
			415,535	445,830	0.18
米ドル	420,000	REP OF SERBIA 5.875% 03/12/18			
			1,861,512	1,926,464	0.77
		セルビア合計	1,861,512	1,926,464	0.77
シンガポール					
固定利付債					
米ドル	700,000	BOC AVIATION PTE 3% 30/03/20	696,206	692,097	0.27
米ドル	370,000	MARQUEE LAND PTE 9.75% 5/08/19	370,000	344,474	0.14
			1,066,206	1,036,571	0.41
		シンガポール合計	1,066,206	1,036,571	0.41
南アフリカ					
固定利付債					
米ドル	2,321,000	ESKOM HLDG 5.75% 26/01/21	2,344,405	2,156,395	0.86
米ドル	1,645,000	ESKOM HLDG 7.125% 11/02/25	1,637,645	1,528,205	0.61
米ドル	625,000	ESKOM HLDG 6.75% 06/08/23	619,419	582,256	0.23
			4,601,469	4,266,856	1.70
		南アフリカ合計	4,601,469	4,266,856	1.70
スリランカ					
国債					
米ドル	1,600,000	REP OF SRI LANKA 6.85% 3/11/25	1,600,000	1,584,239	0.63
米ドル	1,425,000	REP OF SRI LANKA 6% 14/01/19	1,447,230	1,437,298	0.57
米ドル	235,000	REP OF SRI LANKA 5.125% 11/4/19	235,000	231,264	0.09
米ドル	200,000	REP OF SRI LANKA 6.125% 3/6/25	200,000	188,796	0.08
			3,482,230	3,441,597	1.37
固定利付債					
米ドル	791,000	NTL SAVING BANK 8.875% 18/9/18	823,817	846,972	0.34
米ドル	230,000	BANK OF CEYLON 6.875% 03/5/17	236,613	236,320	0.09
			1,060,430	1,083,292	0.43
		スリランカ合計	4,542,660	4,524,889	1.80

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
トリニダード・トバゴ					
その他の債券					
米ドル	810,000	PETRO TRINI&TOBAGO 6% 08/05/22	494,537	451,717	0.18
			494,537	451,717	0.18
		トリニダード・トバゴ合計	494,537	451,717	0.18
チュニジア					
固定利付債					
米ドル	505,000	BANQ CENT TUNIS 5.75% 30/01/25	500,278	474,003	0.19
			500,278	474,003	0.19
		チュニジア合計	500,278	474,003	0.19
トルコ					
国債					
米ドル	6,545,000	REP OF TURKEY 4.875% 16/04/43	6,317,580	5,892,463	2.35
米ドル	2,200,000	REP OF TURKEY 7.5% 14/07/17	2,666,858	2,384,250	0.95
米ドル	759,000	REP OF TURKEY 6.75% 30/05/40	853,606	865,260	0.34
米ドル	750,000	REP OF TURKEY 6% 14/01/41	818,224	788,535	0.31
米ドル	500,000	REP OF TURKEY 6.75% 03/04/18	572,500	543,750	0.22
ユーロ	200,000	REP OF TURKEY 4.125% 11/04/23	270,794	233,634	0.09
			11,499,562	10,707,892	4.26
固定利付債					
米ドル	1,137,000	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19	1,169,156	1,190,234	0.47
米ドル	875,000	TC ZIRAAT BANKASI 4.25% 3/7/19	871,456	870,958	0.35
			2,040,612	2,061,192	0.82
		トルコ合計	13,540,174	12,769,084	5.08
ウクライナ					
国債					
米ドル	2,730,000	UKRAINE GVT 9.25% 24/07/17	1,604,943	2,136,225	0.85
			1,604,943	2,136,225	0.85
固定利付債					
米ドル	3,389,000	FINANCING INFRA 9% 07/12/17	2,231,133	2,643,420	1.05
			2,231,133	2,643,420	1.05
		ウクライナ合計	3,836,076	4,779,645	1.90
英国					
固定利付債					
米ドル	220,000	BIZ FINANCE 9.625% 27/04/22	226,547	199,595	0.08
			226,547	199,595	0.08
		英国合計	226,547	199,595	0.08
米国					
その他の債券					
米ドル	2,645,000	BRAZIL LOAN TR 5.477% 24/07/23	2,517,670	2,217,099	0.88
			2,517,670	2,217,099	0.88

固定利付債					有価証券届出書（外国投資信託）		
米ドル	6,100,000	PEMEX MASTER	6.625%	15/06/35	6,769,263	6,045,984	2.40
米ドル	270,000	CEMEX FINANCE	9.375%	12/10/22	311,688	294,352	0.12
					<u>7,080,951</u>	<u>6,340,336</u>	<u>2.52</u>
		米国合計			<u>9,598,621</u>	<u>8,557,435</u>	<u>3.40</u>

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ウルグアイ					
その他の債券					
米ドル	1,355,000	REP ORIENT URUGUAY 5.1% 18/06/50	1,402,209	1,222,781	0.49
米ドル	685,000	REP OF URUGUAY 4.375% 27/10/27	679,109	681,637	0.27
			2,081,318	1,904,418	0.76
ウルグアイ合計			2,081,318	1,904,418	0.76
ベネズエラ					
国債					
米ドル	4,405,000	REP OF VENEZUELA 9.375% 13/01/34	1,528,116	1,753,067	0.69
米ドル	2,700,000	REP OF VENEZUELA 9.25% 7/5/28	848,568	1,054,310	0.42
米ドル	815,000	REP OF VENEZUELA 9% 07/05/23	282,455	318,209	0.13
			2,659,139	3,125,586	1.24
その他の債券					
米ドル	13,145,000	PETROLEOS VENEZU 6% 15/11/26	7,361,653	4,613,842	1.84
米ドル	2,671,000	PETROLEOS VENEZ 8.5% 02/11/17	2,094,394	1,632,320	0.65
米ドル	2,611,613	PETROLEOS VENEZ 6% 16/05/24	1,635,321	928,253	0.37
			11,091,368	7,174,415	2.86
固定利付債					
米ドル	4,225,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.375% 12/04/27	1,380,013	1,464,123	0.58
米ドル	1,400,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.25% 12/04/17	733,600	784,699	0.31
米ドル	1,085,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37	354,130	366,358	0.15
			2,467,743	2,615,180	1.04
ベネズエラ合計			16,218,250	12,915,181	5.14
ベトナム					
国債					
米ドル	500,000	REP OF VIETNAM 4.8% 19/11/24	501,800	490,630	0.20
米ドル	250,000	REP SOCIAL VIETNAM 6.75% 29/1/20	274,688	276,946	0.11
			776,488	767,576	0.31
ベトナム合計			776,488	767,576	0.31
ザンビア					
国債					
米ドル	1,985,000	REP OF ZAMBIA 8.5% 14/04/24	2,104,246	1,679,925	0.67
米ドル	1,840,000	REP OF ZAMBIA 8.97% 30/07/27	1,752,747	1,541,000	0.61
米ドル	300,000	REP OF ZAMBIA 5.375% 20/09/22	247,500	222,000	0.09
			4,104,493	3,442,925	1.37
ザンビア合計			4,104,493	3,442,925	1.37
投資有価証券合計			260,283,958 (29,573,463,308円)	242,017,921 (27,498,076,184円)	96.26

(1) 額面価額は、有価証券の原通貨にて表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Net Assets****as at October 31, 2015***(expressed in US Dollars)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 260,283,958)</i>	2	242,017,921
Cash at bank		11,777,992
Margin receivable on derivatives		1,245,439
Receivable for subscriptions		406,338
Due from brokers		2,169,788
Accrued income		4,485,594
Total Assets		262,103,072
LIABILITIES		
Bank overdraft		1,840,611
Unrealised loss on future contracts	14	278,671
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	773,351
Payable for repurchases		628,925
Payable to brokers		6,033,020
Accrued expenses	9	1,126,871
Interest payable		2
Total Liabilities		10,681,451
NET ASSETS		251,421,621

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class USD Units (in USD)	8.83	8,564,187	75,646,993
Class AUD Units (in AUD)	8.33	19,129,330	159,336,287
Class NZD Units (in NZD)	8.72	3,473,321	30,275,619
High Interest Currency Class Units (in USD)	7.42	5,607,097	41,611,675

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Operations
for the year ended October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds		19,959,704
Total Income		19,959,704
EXPENSES		
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	6	3,144,482
Agent Company fees	8	1,524,484
Administrator fees	7	304,935
Custodian fees	5	91,871
Interest paid on bank overdraft		1,264
Correspondent bank fees		18,689
Bank charges		17,040
Trustee and Management Company fees	3, 4	61,001
Legal fees		19,924
Overseas registration fees		41,423
Out-of-pocket expenses		30,468
Professional fees		21,401
Printing and publication fees		1,195
Other expenses		110
Total Expenses		5,278,287
NET INVESTMENT INCOME		14,681,417
Net realised loss on investments		(13,629,733)
Net realised profit on future contracts		22,656
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(33,907,558)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(47,514,635)
Change in net unrealised result on investments		(14,678,071)
Change in net unrealised result on future contracts		(341,559)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		387,777
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(14,631,853)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(47,465,071)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		371,720,933
NET INVESTMENT INCOME		14,681,417
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(47,514,635)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(14,631,853)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(47,465,071)
Proceeds from subscriptions of units	12	29,735,320
Payments for repurchase of units	12	(73,038,815)
		(43,303,495)
Dividend paid to unitholders	10	(29,530,746)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		251,421,621

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended October 31, 2015***(Unaudited)*

Class USD Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	11,325,161
Number of units issued	865,000
Number of units repurchased	<u>(3,625,974)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>8,564,187</u>

Class AUD Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	22,400,927
Number of units issued	1,321,135
Number of units repurchased	<u>(4,592,732)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>19,129,330</u>

Class NZD Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	3,763,756
Number of units issued	297,470
Number of units repurchased	<u>(587,905)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>3,473,321</u>

High Interest Currency Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	5,094,965
Number of units issued	1,284,928
Number of units repurchased	<u>(772,796)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>5,607,097</u>

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Statistical Information**
as at October 31, 2015
(Unaudited)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year (in USD)	251,421,621	371,720,933	392,904,800
Class USD Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	75,646,993	110,129,350	111,173,171
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.83	9.72	9.78
Class AUD Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	159,336,287	210,249,562	220,863,883
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.33	9.39	9.61
Class NZD Units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	30,275,619	35,792,106	39,948,940
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.72	9.51	9.57
High Interest Currency Class Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	41,611,675	48,939,464	39,516,840
Net Asset Value per unit at the end of the year	7.42	9.61	10.09

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015**Note 1 - Organisation**The Trust

Nomura Portfolio Select (the "Trust") was established by a Trust Deed dated August 20, 2010 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is an umbrella trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

The Fund

A separate portfolio or series of the Trust ("Series Trust") may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund (the "Fund"), the first Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated August 20, 2010 (together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed").

Four classes of units in the Fund are currently available for issue, Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units (together, the "Units").

The Fund was designed with the expectation that it will be terminated on October 30, 2015 (or, if such a date is not a Business Day, the preceding Business Day). On April 11, 2014, the Trustee and the Management Company have resolved by mutual agreement to extend the Mandatory Repurchase Date to October 30, 2020. The Fund may be terminated earlier (or the termination may be postponed) in circumstances as described in the Trust Deed.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed investment portfolio consisting mainly of Emerging Market Bonds by using Currency Hedging Transactions, where relevant.

Unitholders should be aware that neither the Trust nor the Fund is a Luxembourg fund, and that therefore is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market, are valued at their last available price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.

(b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price.

(c) If there is no such market price, or if such a market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices.

(d) Cash and other liquid assets are valued at their nominal value unless an impairment is determined.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENTS IN SECURITIES (CONTINUED)*

In the event that a valuation is impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at October 31, 2015:

1 USD	=	1.40164	AUD
1 USD	=	0.90526	EUR
1 USD	=	13,689.15923	IDR
1 USD	=	65,34504	INR
1 USD	=	16,52877	MXN
1 USD	=	1.47798	NZD
1 USD	=	63.84528	RUB

HEDGING

The Investment Adviser will, on behalf of the Management Company, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the Class AUD Units and the Class NZD Units. The Investment Sub-Adviser will, on behalf of the Investment Adviser, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the High Interest Currency Class Units. The Currency Hedging Transactions will involve converting the subscription proceeds of the Class AUD Units and the Class NZD Units respectively into US Dollars and managing these assets together with the assets of the Class USD Units and the High Interest Currency Class Units in one pool (the "Portfolio"). The Portfolio will be divided into four parts, one attributable to the Class USD Units, the second to the Class AUD Units, the third to the Class NZD Units and the fourth to the High Interest Currency Class Units in accordance with the total net assets of each such class of Units. For the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units, forward currency contracts will be entered into for currency hedging by buying such currencies forward against the US Dollar as follows:

(a) Class AUD Units: buying AUD forward against USD in AUD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class AUD Units) attributable to Class AUD Units under normal circumstances.

(b) Class NZD Units: buying NZD forward against USD in NZD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class NZD Units) attributable to Class NZD Units under normal circumstances.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***HEDGING (CONTINUED)*

(c) High Interest Currency Class Units: In principle, 4 relatively high interest rate currencies with positive currency outlook will be selected from two widely used indices which well represent developed country fixed income markets and emerging debt markets (currently, Citigroup World Government Bond Index including Additional Markets ("WGBI") and JP Morgan Emerging Local Markets Index Plus ("ELMI+")). However, there may be a case that less than or more than 4 currencies will be selected due to fundamentals and liquidity reasons. Selected currencies will be periodically (monthly, in principle) reviewed and switched.

The Investment Sub-Adviser will buy those selected currencies forward against USD equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the High Interest Currency Class Units) attributable to High Interest Currency Class Units under normal circumstances; provided, however, that this shall not apply to cases where USD will be one of those selected currencies.

Regarding the exposure to each selected currency, in principle, the Investment Sub-Adviser intends to maintain between 12.5% and 37.5% of the Net Asset Value attributable to High Interest Currency Class Units.

Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of each of the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units against the US Dollar, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of the actual US Dollar exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of the actual US Dollar exposure of the Net Asset Value, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend to make the above Currency Hedging Transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of the actual US Dollar exposure of the Net Asset Value as described above.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01 % per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015 (continued)****Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.03% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Custodian is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Fund.

Note 6 - Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees

The Investment Adviser is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Investment Adviser, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 1.0% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter.

The Investment Adviser is also entitled to be paid, out of the assets of the High Interest Currency Class, in respect of its services as Investment Adviser, an additional amount payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.2% per annum of the average of the Net Asset Values attributable to the High Interest Currency Class on each Business Day in the relevant quarter. However, the Investment Adviser has asked the Management Company to pay this additional amount directly to the Investment Sub-Adviser. Such additional amount shall be acknowledged by the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser prior to each payment to the Investment Sub-Adviser.

The Investment Adviser will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Adviser in respect of the Fund.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Administrator a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.1% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Administrator will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator with respect to the Fund.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.5% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. Additionally, subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company pay, upon request, and at the expense of the Fund, out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company in relation to the Fund. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	673,532
Agent Company fees	325,809
Administrator fees	65,170
Custodian fees	19,578
Trustee and Management Company fees	13,037
Out-of-pocket expenses	6,511
Professional fees	23,234
Accrued expenses	<u>1,126,871</u>

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015 (continued)**Note 10 - Distributions**

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units of a class, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund. The amounts of distributions may fluctuate and there may be instances where a distribution is not made.

Subject to the above, the Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the 10th calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended October 31, 2015, the Fund distributed a total amount of USD 29,530,746.

Note 11 - Taxation

The Government of the Cayman Islands, will not, under existing legislation, impose any income, corporate or capital gains tax, estate duty, inheritance tax, gift tax or withholding tax applicable to distributions or the payment of repurchase proceeds upon the Trust, the Fund or the Unitholders. The Cayman Islands are not party to a double tax treaty with any country that is applicable to any payments made to or by the Fund. Currently, there are no exchange controls in the Cayman Islands.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchasesIssue of Units

Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units may be issued to Eligible Investors on any Business Day (as defined below) at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Business Day plus a sales charge of 3.0% (exclusive of consumption or other taxes, if any) of the Net Asset Value per Unit of the relevant class, which shall be paid to the Distributor. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 100 Units of a class, with amounts in excess of 100 Units, being in integral multiples of 1 Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day, and payment for Units must be received within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day (or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business and/or such other date or dates as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine).

A "Business Day" is any day on which banks in each of Luxembourg, Amsterdam and New York are open for business (except 24 December in each year) and on which securities companies are open for business in Tokyo and/or such other day or days and/or such other place or places as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine.

The Trustee, after consultation with the Management Company, may, in its discretion, reject any application for Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application form and payment as described above is not timely received, in which event the amount paid on application or the balance thereof (as the case may be) shall be returned (without interest) as soon as practicable and at the risk and cost of the applicant.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015 (continued)****Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Issue of Units (continued)

The Trustee and/or the Management Company (or its delegate) may request from an applicant for Units such information and documentation as is necessary to verify the identity of the applicant and the source of payment of subscription monies. The Management Company (or its delegate) shall not issue Units until such time as it has received, and the Trustee and/or the Management Company (or its delegate), as the case may be, is satisfied with, all the information and documentation requested to verify the identity of the applicant for Units and the source of payment of subscription monies. If the Management Company (or its delegate) shall not have received such information and documentation within 10 Business Days of the Closing Date or the relevant Business Day (as the case may be), the Management Company (or its delegate) shall return the application to the applicant and all subscription monies paid by the applicant to the paying bank at the risk and cost of the applicant (without interest).

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Business Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Administrator repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Trustee, after consultation with the Management Company, determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1 Unit of the relevant class of Units or such other number of Units of the relevant class of Units as the Trustee, after consultation with the Management Company may, in its discretion, determine.

The Repurchase Notice should be submitted to the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day.

The price at which Units may be repurchased (the "Repurchase Price per Unit") shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Unit on the relevant Business Day.

No Units shall be repurchased during any period when the repurchase of Units is suspended as set forth in the Offering Circular.

The Trustee, after consultation with the Management Company reserves the right to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at October 31, 2015, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to provide additional exposure of each classes' net assets to certain currencies, as described in note 2, and to hedge portion of portfolio:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
NZD	28,305,963	USD	19,203,077	November 25, 2015	(88,453)
AUD	146,103,982	USD	106,329,656	November 25, 2015	(2,231,604)
IDR	169,089,190,000	USD	11,235,162	December 10, 2015	967,958
RUB	744,000,000	USD	10,975,879	December 10, 2015	523,412
MXN	152,000,000	USD	8,965,631	December 10, 2015	202,525
INR	889,550,000	USD	13,451,534	December 10, 2015	59,763
USD	1,531,505	RUB	97,220,000	December 10, 2015	28,870
USD	1,162,808	INR	76,400,000	December 10, 2015	2,375
USD	926,596	MXN	15,430,000	December 10, 2015	(4,092)
USD	1,913,078	IDR	26,807,970,000	December 10, 2015	(21,645)
EUR	21,200,000	USD	23,332,987	November 04, 2015	87,070
USD	125,187	EUR	110,000	November 04, 2015	3,669
USD	191,458	EUR	170,000	November 04, 2015	3,656
USD	1,104,501	EUR	1,000,000	November 04, 2015	(218)
EUR	400,000	USD	445,147	November 04, 2015	(3,260)
EUR	400,000	USD	447,376	November 04, 2015	(5,488)

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015 (continued)****Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)**

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	985,755	EUR	900,000	November 04, 2015	(8,492)
EUR	1,450,000	USD	1,622,512	November 04, 2015	(20,669)
EUR	1,000,000	USD	1,135,317	November 04, 2015	(30,598)
USD	23,671,641	EUR	21,500,000	December 03, 2015	(89,649)
USD	24,493,233	EUR	22,300,000	November 04, 2015	(142,015)
USD	138,404	AUD	190,514	November 25, 2015	2,664
USD	67,912	AUD	93,331	November 25, 2015	1,415
USD	110,310	AUD	152,920	November 25, 2015	1,356
USD	23,927	AUD	33,058	November 25, 2015	374
USD	21,674	AUD	29,912	November 25, 2015	362
USD	38,176	NZD	56,055	November 25, 2015	323
USD	45,940	NZD	67,718	November 25, 2015	212
USD	12,454	NZD	18,301	November 25, 2015	96
USD	7,224	AUD	10,022	November 25, 2015	84
USD	2,125	AUD	2,936	November 25, 2015	34
USD	303	AUD	419	November 25, 2015	5
USD	244	AUD	336	November 25, 2015	5
USD	156	AUD	216	November 25, 2015	2
USD	135	AUD	187	November 25, 2015	2
USD	105	NZD	155	November 25, 2015	0
USD	33	NZD	50	November 25, 2015	0
USD	8	AUD	12	November 25, 2015	0
USD	17	AUD	24	November 25, 2015	0
USD	26	NZD	40	November 25, 2015	0
USD	5,879	NZD	8,713	November 25, 2015	(5)
USD	38,126	AUD	53,557	November 25, 2015	(33)
USD	42,932	NZD	63,934	November 25, 2015	(242)
USD	67,256	AUD	94,931	November 25, 2015	(381)
AUD	22,483	USD	15,929	November 25, 2015	90
NZD	8,771	USD	5,893	November 25, 2015	30
AUD	5,021	USD	3,574	November 25, 2015	3
AUD	256	USD	182	November 25, 2015	1
NZD	12	USD	8	November 25, 2015	0
AUD	10	USD	7	November 25, 2015	0
AUD	150	USD	108	November 25, 2015	(2)
AUD	229	USD	165	November 25, 2015	(3)
AUD	732	USD	530	November 25, 2015	(9)
NZD	10,514	USD	7,131	November 25, 2015	(31)
AUD	8,352	USD	6,020	November 25, 2015	(70)
AUD	20,772	USD	15,052	November 25, 2015	(252)
AUD	156,364	USD	113,595	November 25, 2015	(2,187)
AUD	348,583	USD	253,237	November 25, 2015	(4,874)
AUD	612,851	USD	442,087	November 25, 2015	(5,435)
					(773,351)

Amounts have been rounded. Amounts disclosed as zero represent values of less than 1.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015 (continued)****Note 14 - Future contracts**

As at October 31, 2015, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
<i>Long Positions</i>					
USD	270	FUT US NOTE 10YR 6%	Dec 2015	34,479,845	153,986
USD	244	FUT US NOTE 5YR 6%	Dec 2015	29,228,531	34,316
				<u>63,708,376</u>	<u>188,302</u>
<i>Short Positions</i>					
EUR	(85)	FUT EURO BOBL 5YR 6%	Dec 2015	(12,151,925)	(115,490)
EUR	(31)	FUT EURO BUND 10YR 6%	Dec 2015	(5,383,523)	(126,560)
EUR	(18)	FUT EURO BUXL 30YR 4%	Dec 2015	(3,136,058)	(134,016)
USD	(55)	FUT US LONG BD 20YR 6%	Dec 2015	(8,598,906)	(84,219)
USD	(23)	FUT US ULTRA BOND 30YR 6%	Dec 2015	(3,665,625)	(6,688)
				<u>(32,936,037)</u>	<u>(466,973)</u>
					<u>(278,671)</u>

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
ARGENTINA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,764,000	REP OF ARGENTINA 8.25% 31/12/33	2,229,972	2,377,723	0.94
USD	1,865,000	REP OF ARGENTINA 7% 17/04/17	1,875,002	1,856,184	0.73
EUR	2,345,000	REP OF ARGENTINA 2.26% 31/12/38	1,296,345	1,396,228	0.56
USD	1,050,000	REP OF ARGENTINA 8.75% 02/06/17	1,032,611	1,149,924	0.46
USD	390,000	REP OF ARGENTINA FRN 31/12/33	581,179	593,833	0.24
USD	2,800,000	REP OF ARGENTINA FRN 15/12/35	230,379	266,000	0.11
			7,245,488	7,639,892	3.04
OTHER BOND					
USD	1,061,424	PROVINCIA BUENOS AIRES 9.95% 9/06/21	1,015,117	1,089,552	0.43
			1,015,117	1,089,552	0.43
		Total ARGENTINA	8,260,605	8,729,444	3.47
ARMENIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	200,000	REP OF ARMENIA 6% 30/09/20	209,500	198,374	0.08
USD	200,000	REP OF ARMENIA 7.15% 26/03/25	195,136	198,000	0.08
			404,636	396,374	0.16
		Total ARMENIA	404,636	396,374	0.16
AZERBAIJAN					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,820,000	STATE OIL CO 4.75% 13/03/23	1,817,625	1,570,511	0.62
			1,817,625	1,570,511	0.62
		Total AZERBAIJAN	1,817,625	1,570,511	0.62
BELIZE					
OTHER BOND					
USD	788,000	REP OF BELIZE STUP 5% 20/02/38	549,010	579,265	0.23
			549,010	579,265	0.23
		Total BELIZE	549,010	579,265	0.23

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
BRAZIL					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,880,000	FED REP OF BRAZIL 8.25% 20/01/34	3,953,753	3,098,842	1.23
USD	1,720,000	REP OF BRAZIL 7.125% 20/01/37	2,149,440	1,670,180	0.66
USD	1,252,000	FED REP OF BRAZIL 5.625% 07/01/41	1,143,866	1,028,035	0.41
USD	810,000	REP OF BRAZIL 5% 27/01/45	751,108	608,316	0.24
			7,998,167	6,405,373	2.54
OTHER BOND					
USD	1,500,000	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	1,443,750	1,220,672	0.49
			1,443,750	1,220,672	0.49
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,030,000	QGOG CONSTELLATION 6.25% 9/11/19	804,063	484,553	0.19
USD	470,000	CAIXA ECONOMICA 2.375% 06/11/17	458,250	442,021	0.18
			1,262,313	926,574	0.37
		Total BRAZIL	10,704,230	8,552,619	3.40
BRITISH VIRGIN ISLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
USD	1,700,000	DIANJIANG HAIXING FRN 29/10/49	1,717,723	1,717,646	0.68
USD	550,000	CCCI TREASURE FRN 29/12/49	550,000	545,050	0.22
USD	440,000	SINOCHEM CORP FRN 29/12/49	440,000	449,134	0.18
			2,707,723	2,711,830	1.08
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	765,000	TRILLION CHANCE 8.5% 10/01/19	765,000	784,401	0.31
USD	350,000	CHINA CINDA FIN 4.25% 23/04/25	348,985	333,741	0.13
USD	200,000	EXPRESS BVI 2015 3% 04/06/18	199,744	199,706	0.08
			1,313,729	1,317,848	0.52
		Total BRITISH VIRGIN ISLANDS	4,021,452	4,029,678	1.60
BULGARIA					
GOVERNMENT BOND					
EUR	650,000	REP OF BULGARIA 3.125% 26/03/35	686,114	655,985	0.26
			686,114	655,985	0.26
		Total BULGARIA	686,114	655,985	0.26

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	655,000	PACIFIC RUBIALES 5.625% 19/01/25	378,288	249,315	0.10
USD	570,000	PACIFIC RUBIALES 7.25% 12/12/21	614,064	233,495	0.09
USD	340,000	PACIFIC RUBIALES 5.375% 26/01/19	347,455	146,129	0.06
			1,339,807	628,939	0.25
		Total CANADA	1,339,807	628,939	0.25
CAYMAN ISLANDS					
OTHER BOND					
USD	2,130,000	SCHAHIN II FIN 5.875% 25/09/22	1,760,982	388,554	0.15
USD	240,000	ODBRCHT OFF 6.625% 01/10/22	224,199	72,734	0.03
			1,985,181	461,288	0.18
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,390,000	PETROBRAS INTL FIN 5.375% 27/01/21	1,378,716	1,130,239	0.45
USD	650,000	CHINA OVERSEAS FIN 6.375% 29/10/43	646,815	687,161	0.27
USD	640,000	CHINA OVERSEAS FIN 5.375% 29/10/23	637,408	685,798	0.27
USD	400,000	VLL INTL 7.375% 18/06/22	398,388	419,240	0.17
USD	280,000	KWG PROPERTY 8.25% 05/08/19	280,000	291,374	0.12
USD	300,000	CHINA SHANSHUI CEMENT 7.5% 10/03/20	296,940	281,270	0.11
			3,638,267	3,495,082	1.39
		Total CAYMAN ISLANDS	5,623,448	3,956,370	1.57
CHILE					
OTHER BOND					
USD	515,000	EMPRESA ELECTRICA 4.875% 25/5/29	507,419	485,666	0.19
			507,419	485,666	0.19
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	430,000	EMPRESA ELECTRICA 4.56% 30/4/25	429,759	417,975	0.17
USD	365,000	AES GENER SA 5% 14/07/25	363,438	366,291	0.15
USD	250,000	CODELCO INC 4.25% 17/07/42	209,070	203,409	0.08
			1,002,267	987,675	0.40
		Total CHILE	1,509,686	1,473,341	0.59

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
CHINA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	400,000	CHINA CONSTRUCT BK FRN 13/05/25	397,824	396,898	0.16
USD	400,000	CHINA LIFE FRN 03/07/75	400,000	387,192	0.15
USD	210,000	CRCC YUPENG FRN 28/02/49	210,000	213,738	0.09
			1,007,824	997,828	0.40
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,000,000	BESTGAIN REAL 2.625% 13/03/18	929,500	993,180	0.40
USD	700,000	BJ STATE-OWMED AST 4.125% 26/05/25	691,810	688,583	0.27
USD	200,000	BANK OF CHINA HK 3.875% 30/06/25	198,656	201,116	0.08
			1,819,966	1,882,879	0.75
		Total CHINA	2,827,790	2,880,707	1.15
COLOMBIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,600,000	REP OF COLOMBIA 7.375% 18/09/37	1,896,913	1,867,520	0.74
USD	1,310,000	REP OF COLOMBIA 6.125% 18/01/41	1,560,033	1,360,574	0.54
USD	960,000	REP OF COLOMBIA 5.625% 26/02/44	1,058,422	933,483	0.37
USD	495,000	REP OF COLOMBIA 4.5% 28/01/26	488,872	492,557	0.20
			5,004,240	4,654,134	1.85
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	590,000	ECOPETROL SA 5.875% 28/05/45	553,401	484,437	0.19
			553,401	484,437	0.19
		Total COLOMBIA	5,557,641	5,138,571	2.04
COSTA RICA					
GOVERNMENT BOND					
USD	560,000	REP OF COSTA RICA 4.25% 26/1/23	528,081	504,849	0.20
USD	520,000	REP OF COSTA RICA 7% 4/04/44	520,000	468,577	0.19
USD	400,000	REP OF COSTA RICA 7.158% 12/3/45	400,000	362,431	0.14
USD	200,000	REP OF COSTA RICA 5.625% 30/4/43	178,800	153,500	0.06
			1,626,881	1,489,357	0.59
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	870,000	BANCO COSTA RICA 5.25% 12/08/18	872,625	882,919	0.35
USD	280,000	INSTITUTO COSTA 6.375% 15/05/43	241,735	215,950	0.09
USD	205,000	BANCO NAL COSTA 6.25% 1/11/23	197,560	202,163	0.08
			1,311,920	1,301,032	0.52
		Total COSTA RICA	2,938,801	2,790,389	1.11

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
CROATIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,715,000	REP OF CROATIA 6.25% 27/04/17	2,891,312	2,841,248	1.12
EUR	1,560,000	REP OF CROATIA 3% 11/03/25	1,704,510	1,571,780	0.63
EUR	1,340,000	REP OF CROATIA 3.875% 30/05/22	1,695,658	1,487,425	0.59
USD	450,000	REP OF CROATIA 6.625% 14/07/20	490,950	490,443	0.20
			6,782,430	6,390,896	2.54
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	325,000	HRVATSKA ELEKTR 5.875% 23/10/22	320,431	327,724	0.13
			320,431	327,724	0.13
		Total CROATIA	7,102,861	6,718,620	2.67
DOMINICAN REPUBLIC					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,010,000	DOMINICAN REP 5.5% 27/01/25	1,025,705	1,003,364	0.41
USD	860,000	DOMINICAN REP 6.85% 27/01/45	889,288	856,362	0.34
USD	691,000	DOMINICAN REP 7.45% 30/04/44	735,781	730,118	0.29
USD	385,000	DOMINICAN REP 6.6% 28/01/24	385,000	409,794	0.16
			3,035,774	2,999,638	1.20
OTHER BOND					
USD	770,000	DOMINICAN REP 5.875% 18/04/24	809,068	781,550	0.31
			809,068	781,550	0.31
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	745,000	AEROPUERTOS DOM 9.25% 13/11/19	701,156	743,549	0.29
USD	400,000	BANCO RES REP DOM 7% 1/02/23	406,200	398,416	0.16
			1,107,356	1,141,965	0.45
		Total DOMINICAN REPUBLIC	4,952,198	4,923,153	1.96
ECUADOR					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,515,000	REP OF ECUADOR 9.375% 15/12/15	1,539,648	1,496,464	0.60
USD	720,000	REP OF ECUADOR 10.5% 24/03/20	776,081	598,608	0.24
USD	740,000	REP OF ECUADOR 7.95% 20/06/24	731,226	565,034	0.22
			3,046,955	2,660,106	1.06
OTHER BOND					
USD	820,000	EP PETROECUADOR FRN 24/09/19	637,473	549,287	0.22
			637,473	549,287	0.22
		Total ECUADOR	3,684,428	3,209,393	1.28

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
EGYPT					
GOVERNMENT BOND					
USD	800,000	ARAB REP EGYPT 5.875% 11/06/25	792,560	747,520	0.30
USD	110,000	ARAB REP EGYPT 6.875% 30/04/40	99,550	98,560	0.04
			892,110	846,080	0.34
		Total EGYPT	892,110	846,080	0.34
EL SALVADOR					
GOVERNMENT BOND					
USD	810,000	REP EL SALVADOR 7.625% 1/2/41	774,095	729,628	0.29
USD	500,000	REP EL SALVADOR 7.65% 15/6/35	455,750	454,571	0.18
USD	300,000	REP EL SALVADOR 5.875% 30/01/25	299,952	266,802	0.11
			1,529,797	1,451,001	0.58
		Total EL SALVADOR	1,529,797	1,451,001	0.58
ETHIOPIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	410,000	REP OF ETHIOPIA 6.625% 11/12/24	410,000	379,250	0.15
			410,000	379,250	0.15
		Total ETHIOPIA	410,000	379,250	0.15
GABON					
OTHER BOND					
USD	210,000	GABONESE REP 6.375% 12/12/24	218,773	180,617	0.07
			218,773	180,617	0.07
		Total GABON	218,773	180,617	0.07
GEORGIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,263,000	REP OF GEORGIA 6.875% 12/04/21	1,428,462	1,346,674	0.54
			1,428,462	1,346,674	0.54

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Investments (continued)**
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
GEORGIA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	675,000	JSC GEORGIAN RAIL 7.75% 11/07/22	704,313	705,178	0.28
			704,313	705,178	0.28
		Total GEORGIA	2,132,775	2,051,852	0.82
GHANA					
GOVERNMENT BOND					
USD	950,000	REP GHANA 8.5% 04/10/17	987,763	956,004	0.38
USD	700,000	REP GHANA 7.875% 07/08/23	683,200	600,600	0.24
			1,670,963	1,556,604	0.62
OTHER BOND					
USD	2,670,000	REP OF GHANA 8.125% 18/01/26	2,653,661	2,269,714	0.90
USD	1,350,000	REP OF GHANA 10.75% 14/10/30	1,350,000	1,428,948	0.57
			4,003,661	3,698,662	1.47
		Total GHANA	5,674,624	5,255,266	2.09
GUATEMALA					
GOVERNMENT BOND					
USD	500,000	REP OF GUATEMALA 4.875% 13/2/28	484,750	488,999	0.19
			484,750	488,999	0.19
		Total GUATEMALA	484,750	488,999	0.19
HONDURAS					
GOVERNMENT BOND					
USD	550,000	REP OF HONDURAS 8.75% 16/12/20	574,400	616,566	0.25
			574,400	616,566	0.25
OTHER BOND					
USD	200,000	HONDURAS GOVERNMENT 7.5% 15/3/24	214,500	211,867	0.08
			214,500	211,867	0.08
		Total HONDURAS	788,900	828,433	0.33

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
HUNGARY					
GOVERNMENT BOND					
USD	3,280,000	REP OF HUNGARY 5.375% 25/03/24	3,523,126	3,624,400	1.44
USD	1,666,000	HUNGARY GVT 5.375% 21/02/23	1,658,736	1,835,932	0.73
USD	1,000,000	REP OF HUNGARY 5.75% 22/11/23	1,147,500	1,129,910	0.45
USD	250,000	REP OF HUNGARY 6.375% 29/03/21	285,938	287,425	0.11
USD	140,000	REP OF HUNGARY 7.625% 29/03/41	162,920	191,052	0.08
			6,778,220	7,068,719	2.81
		Total HUNGARY	6,778,220	7,068,719	2.81
INDIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,250,000	PERTAMINA PT 6% 03/05/42	2,292,157	1,940,625	0.78
USD	1,800,000	PERTAMINA PT 5.625% 20/05/43	1,487,700	1,521,000	0.60
			3,779,857	3,461,625	1.38
		Total INDIA	3,779,857	3,461,625	1.38
INDONESIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,815,000	REP OF INDONESIA 5.25% 17/01/42	2,926,503	2,670,731	1.07
USD	490,000	REP OF INDONESIA 6.75% 15/01/44	541,450	552,534	0.22
			3,467,953	3,223,265	1.29
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,645,000	PERTAMINA PERSERO 6.45% 30/05/44	1,660,950	1,518,566	0.60
USD	1,520,000	PERTAMINA 6.5% 27/05/41	1,503,576	1,415,740	0.56
USD	200,000	PERUSAHAAN LISTRIK 5.25% 24/10/42	197,028	167,296	0.07
			3,361,554	3,101,602	1.23
		Total INDONESIA	6,829,507	6,324,867	2.52
IRELAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,940,000	VEB FINANCE 6.902% 09/07/20	2,198,856	1,979,499	0.79
USD	1,350,000	SIBUR SECS LTD 3.914% 31/01/18	1,321,725	1,306,125	0.52
USD	1,005,000	VEB FINANCE PLC 5.942% 21/11/23	1,005,000	966,679	0.38
			4,525,581	4,252,303	1.69
		Total IRELAND	4,525,581	4,252,303	1.69

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
IVORY COAST					
OTHER BOND					
USD	3,024,000	IVORY COAST FRN 31/12/32	2,311,522	2,698,920	1.07
			2,311,522	2,698,920	1.07
		Total IVORY COAST	2,311,522	2,698,920	1.07
JAMAICA					
OTHER BOND					
USD	845,000	JAMAICA GVT 6.75% 28/04/28	844,662	856,866	0.34
			844,662	856,866	0.34
		Total JAMAICA	844,662	856,866	0.34
JERSEY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	350,000	BK INDIA/JERSEY 3.125% 6/05/20	348,509	346,409	0.14
			348,509	346,409	0.14
		Total JERSEY	348,509	346,409	0.14
KAZAKHSTAN					
GOVERNMENT BOND					
USD	995,000	REP KAZAKHSTAN 5.125% 21/07/25	984,811	988,781	0.39
USD	820,000	REP KAZAKHSTAN 6.5% 21/07/45	812,202	799,828	0.32
USD	555,000	REP OF KAZAKHSTAN 4.875% 14/10/44	503,888	458,375	0.18
			2,300,901	2,246,984	0.89
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	4,869,000	KAZMUNAYGAZ FIN 5.75% 30/04/43	4,153,066	3,743,993	1.49
USD	860,000	KAZMUNAYGAS NAT 6% 07/11/44	694,450	672,640	0.27
USD	575,000	KAZAGRO NTL MGMT 4.625% 24/05/23	520,732	465,865	0.19
USD	290,000	SAMRUK-ENERGY JSC 3.75% 20/12/17	281,663	276,225	0.11
			5,649,911	5,158,723	2.06
		Total KAZAKHSTAN	7,950,812	7,405,707	2.95

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Investments (continued)**
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
KENYA					
GOVERNMENT BOND					
USD	755,000	REP OF KENYA 6.875% 24/06/24	763,101	704,445	0.28
			763,101	704,445	0.28
		Total KENYA	763,101	704,445	0.28
LEBANON					
GOVERNMENT BOND					
USD	970,000	LEBANESE REPUBLIC 5% 12/10/17	988,708	968,371	0.39
USD	450,000	REP OF LEBANON 5.15% 12/11/18	456,075	450,090	0.18
USD	395,000	LEBANESE REP 11.625% 11/05/16	425,376	409,519	0.16
			1,870,159	1,827,980	0.73
		Total LEBANON	1,870,159	1,827,980	0.73
LUXEMBOURG					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,245,000	OJSC RUSS AG BK 5.1% 25/07/18	2,270,625	2,233,213	0.90
USD	1,160,000	RSHB CAPITAL 6.299% 15/05/17	1,184,150	1,183,780	0.47
USD	595,000	MINERVA LUX SA 7.75% 31/01/23	627,725	586,878	0.23
USD	540,000	RSHB CAPITAL 7.75% 29/05/18	561,600	574,679	0.23
USD	600,000	OJSC RUSS AGRIC BK 6% 03/06/21	619,360	563,250	0.22
USD	200,000	GAZ CAP SA 8.625% 28/04/34	248,500	227,700	0.09
			5,511,960	5,369,500	2.14
		Total LUXEMBOURG	5,511,960	5,369,500	2.14
MALAYSIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	6,700,000	1MDB GBL INVEST 4.4% 09/03/23	6,645,620	5,118,566	2.04
			6,645,620	5,118,566	2.04
		Total MALAYSIA	6,645,620	5,118,566	2.04

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Investments (continued)**
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
MARSHALL ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,050,000	OCP SA 6.875% 25/04/44	1,122,000	1,092,126	0.43
			1,122,000	1,092,126	0.43
		Total MARSHALL ISLANDS	1,122,000	1,092,126	0.43
MEXICO					
GOVERNMENT BOND					
USD	5,140,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	5,334,360	4,910,329	1.95
EUR	1,935,000	UNITED MEXICAN STATE 4% 15/03/2115	2,062,570	1,926,020	0.77
USD	1,250,000	UTD MEXICAN STATES 5.75% 12/10/10	1,359,078	1,232,388	0.49
			8,756,008	8,068,737	3.21
OTHER BOND					
USD	440,000	FERMACA ENTER 6.375% 30/03/38	430,849	417,475	0.17
			430,849	417,475	0.17
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	3,780,000	PETROLEOS MEX 6.375% 23/01/45	3,949,523	3,615,173	1.44
USD	3,670,000	PEMEX 5.625% 23/01/46	3,636,938	3,179,989	1.26
USD	1,995,000	PETROLEOS MEX 5.5% 27/06/44	1,917,815	1,714,427	0.68
USD	1,000,000	PETROLEOS MEX 6.5% 02/06/41	1,207,500	961,700	0.38
USD	600,000	CEMEX SAB DE CV 7.25% 15/01/21	658,500	620,176	0.25
USD	205,000	ELEMENTIA SA 5.5% 15/01/25	201,078	200,445	0.08
			11,571,354	10,291,910	4.09
		Total MEXICO	20,758,211	18,778,122	7.47
MONGOLIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,555,000	TRAD&DEV BK MONG 9.375% 19/05/20	1,621,658	1,551,447	0.62
USD	1,100,000	DEVT BK MONGOLIA 5.75% 21/3/17	1,079,650	1,064,287	0.42
			2,701,308	2,615,734	1.04
		Total MONGOLIA	2,701,308	2,615,734	1.04
MONTENEGRO					
GOVERNMENT BOND					
EUR	2,385,000	REP OF MONTENEGRO 5.375% 20/5/19	3,322,659	2,700,456	1.07
EUR	2,245,000	MACEDONIA 3.975% 24/07/21	2,904,511	2,401,573	0.96

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
MONTENEGRO (CONTINUED)					
GOVERNMENT BOND (CONTINUED)					
EUR	635,000	REP OF MONTENEGRO 3.875% 18/3/20	664,117	664,416	0.26
			6,891,287	5,766,445	2.29
		Total MONTENEGRO	6,891,287	5,766,445	2.29
MOZAMBIQUE					
OTHER BOND					
USD	2,210,000	MOZAMBIQUE EMATUM 6.305% 11/09/20	1,949,117	1,783,846	0.71
			1,949,117	1,783,846	0.71
		Total MOZAMBIQUE	1,949,117	1,783,846	0.71
NETHERLANDS					
OTHER BOND					
USD	2,043,000	NORTH LIGHT/ANGOLA 7% 16/8/19	2,184,398	1,984,938	0.79
			2,184,398	1,984,938	0.79
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,300,000	MAJAPAHIT HLDG 7.875% 29/06/37	1,482,250	1,461,475	0.58
USD	1,209,000	INTERGAS FIN 6.375% 14/05/17	1,304,496	1,243,457	0.49
USD	1,235,000	ZHAIKMUNAI INT 7.125% 13/11/19	1,258,306	1,006,525	0.40
USD	700,000	PETROBRAS GL FIN 3.5% 06/02/17	660,767	673,961	0.27
USD	730,000	KAZAKHSTAN TEMIR 6.95% 10/7/42	721,900	601,520	0.24
USD	745,000	PETROBRAS GBL FIN 6.85% 05/06/2115	603,972	511,036	0.20
USD	400,000	LUKOIL INTL FIN 4.563% 24/4/23	336,500	369,403	0.15
USD	310,000	AJECORP BV 6.5% 14/05/22	282,192	155,192	0.06
			6,650,383	6,022,569	2.39
		Total NETHERLANDS	8,834,781	8,007,507	3.18
PAKISTAN					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,400,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.125% 31/03/16	1,436,749	1,413,980	0.56
USD	505,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.875% 31/3/36	433,559	478,019	0.19
USD	450,000	ISLAM REP PAKISTAN 6.875% 1/6/17	454,234	465,900	0.19
USD	217,000	ISLAMIC REP PAKIST 8.25% 15/4/24	217,043	231,789	0.09
			2,541,585	2,589,688	1.03
		Total PAKISTAN	2,541,585	2,589,688	1.03

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
PANAMA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,290,000	REP OF PANAMA 4% 22/09/24	1,280,648	1,311,324	0.52
			1,280,648	1,311,324	0.52
OTHER BOND					
USD	200,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	200,000	179,134	0.07
			200,000	179,134	0.07
		Total PANAMA	1,480,648	1,490,458	0.59
PARAGUAY					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,155,000	REP OF PARAGUAY 6.1% 11/08/44	1,213,750	1,178,071	0.47
USD	350,000	REP OF PARAGUAY 4.625% 25/01/23	360,885	355,838	0.14
			1,574,635	1,533,909	0.61
		Total PARAGUAY	1,574,635	1,533,909	0.61
PERU					
GOVERNMENT BOND					
EUR	970,000	REP OF PERU 2.75% 30/01/26	1,073,089	1,070,107	0.43
USD	360,000	REP OF PERU 4.125% 25/08/27	359,158	363,835	0.14
USD	270,000	REP OF PERU 5.625% 18/11/50	317,261	295,326	0.12
			1,749,508	1,729,268	0.69
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	260,000	UNION AND CEMENT 5.875% 30/10/21	260,000	262,075	0.10
			260,000	262,075	0.10
		Total PERU	2,009,508	1,991,343	0.79
PHILIPPINES					
FLOATING RATE NOTE					
USD	200,000	SMC GLOBAL POWER FRN 07/11/49	200,000	199,612	0.08
			200,000	199,612	0.08
GOVERNMENT BOND					
USD	3,643,000	REP OF PHILIPPINES 3.95% 20/01/40	3,790,353	3,787,613	1.50
USD	2,000,000	REP OF PHILIPPINES 5% 13/01/37	2,330,800	2,385,002	0.95
			6,121,153	6,172,615	2.45
		Total PHILIPPINES	6,321,153	6,372,227	2.53

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Investments (continued)**
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
ROMANIA					
GOVERNMENT BOND					
EUR	3,020,000	ROMANIA 2.875% 28/10/24	3,528,798	3,453,939	1.37
EUR	590,000	ROMANIA 3.875% 29/10/35	665,141	664,778	0.26
EUR	330,000	ROMANIA 2.75% 29/10/25	371,785	368,636	0.15
			4,565,724	4,487,353	1.78
		Total ROMANIA	4,565,724	4,487,353	1.78
RUSSIAN FEDERATION					
GOVERNMENT BOND					
EUR	3,800,000	RUSSIAN FED 3.625% 16/09/20	3,948,004	4,280,365	1.71
USD	2,000,000	RUSSIAN FED 5.625% 04/04/42	1,931,730	1,993,000	0.79
USD	1,600,000	RUSSIAN FED 3.5% 16/01/19	1,557,000	1,618,064	0.64
USD	1,300,000	RUSSIAN FED 5% 29/04/20	1,254,000	1,364,740	0.54
USD	800,000	RUSSIAN FED 3.25% 04/04/17	771,088	806,360	0.32
			9,461,822	10,062,529	4.00
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,640,000	VEB FINANCE 5.45% 22/11/17	1,682,058	1,660,500	0.66
USD	940,000	GAZPROM OAO 6% 27/11/23	928,349	904,938	0.36
USD	500,000	MTS INTL FUNDG 8.625% 22/06/20	554,196	552,500	0.22
USD	400,000	OJSC RUSS AG BK 5.298% 27/12/17	420,000	404,000	0.16
			3,584,603	3,521,938	1.40
		Total RUSSIAN FEDERATION	13,046,425	13,584,467	5.40
RWANDESE REPUBLIC					
GOVERNMENT BOND					
USD	590,000	REP OF RWANDA 6.625% 02/05/23	581,876	570,825	0.23
			581,876	570,825	0.23
		Total RWANDESE REPUBLIC	581,876	570,825	0.23
SENEGAL					
GOVERNMENT BOND					
USD	200,000	REP OF SENEGAL 6.25% 30/07/24	185,500	186,748	0.07
			185,500	186,748	0.07
		Total SENEGAL	185,500	186,748	0.07

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
SERBIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,420,000	REP OF SERBIA 5.25% 21/11/17	1,445,977	1,480,634	0.59
USD	420,000	REP OF SERBIA 5.875% 03/12/18	415,535	445,830	0.18
			<u>1,861,512</u>	<u>1,926,464</u>	<u>0.77</u>
		Total SERBIA	<u>1,861,512</u>	<u>1,926,464</u>	<u>0.77</u>
SINGAPORE					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	700,000	BOC AVIATION PTE 3% 30/03/20	696,206	692,097	0.27
USD	370,000	MARQUEE LAND PTE 9.75% 5/08/19	370,000	344,474	0.14
			<u>1,066,206</u>	<u>1,036,571</u>	<u>0.41</u>
		Total SINGAPORE	<u>1,066,206</u>	<u>1,036,571</u>	<u>0.41</u>
SOUTH AFRICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,321,000	ESKOM HLDG 5.75% 26/01/21	2,344,405	2,156,395	0.86
USD	1,645,000	ESKOM HLDG 7.125% 11/02/25	1,637,645	1,528,205	0.61
USD	625,000	ESKOM HLDG 6.75% 06/08/23	619,419	582,256	0.23
			<u>4,601,469</u>	<u>4,266,856</u>	<u>1.70</u>
		Total SOUTH AFRICA	<u>4,601,469</u>	<u>4,266,856</u>	<u>1.70</u>
SRI LANKA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,600,000	REP OF SRI LANKA 6.85% 3/11/25	1,600,000	1,584,239	0.63
USD	1,425,000	REP OF SRI LANKA 6% 14/01/19	1,447,230	1,437,298	0.57
USD	235,000	REP OF SRI LANKA 5.125% 11/4/19	235,000	231,264	0.09
USD	200,000	REP OF SRI LANKA 6.125% 3/6/25	200,000	188,796	0.08
			<u>3,482,230</u>	<u>3,441,597</u>	<u>1.37</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	791,000	NTL SAVING BANK 8.875% 18/9/18	823,817	846,972	0.34
USD	230,000	BANK OF CEYLON 6.875% 03/5/17	236,613	236,320	0.09
			<u>1,060,430</u>	<u>1,083,292</u>	<u>0.43</u>
		Total SRI LANKA	<u>4,542,660</u>	<u>4,524,889</u>	<u>1.80</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRINIDAD AND TOBAGO					
OTHER BOND					
USD	810,000	PETRO TRINI&TOBAGO 6% 08/05/22	494,537	451,717	0.18
			494,537	451,717	0.18
		Total TRINIDAD AND TOBAGO	494,537	451,717	0.18
TUNISIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	505,000	BANQ CENT TUNIS 5.75% 30/01/25	500,278	474,003	0.19
			500,278	474,003	0.19
		Total TUNISIA	500,278	474,003	0.19
TURKEY					
GOVERNMENT BOND					
USD	6,545,000	REP OF TURKEY 4.875% 16/04/43	6,317,580	5,892,463	2.35
USD	2,200,000	REP OF TURKEY 7.5% 14/07/17	2,666,858	2,384,250	0.95
USD	759,000	REP OF TURKEY 6.75% 30/05/40	853,606	865,260	0.34
USD	750,000	REP OF TURKEY 6% 14/01/41	818,224	788,535	0.31
USD	500,000	REP OF TURKEY 6.75% 03/04/18	572,500	543,750	0.22
EUR	200,000	REP OF TURKEY 4.125% 11/04/23	270,794	233,634	0.09
			11,499,562	10,707,892	4.26
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,137,000	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19	1,169,156	1,190,234	0.47
USD	875,000	TC ZIRAAT BANKASI 4.25% 3/7/19	871,456	870,958	0.35
			2,040,612	2,061,192	0.82
		Total TURKEY	13,540,174	12,769,084	5.08
UKRAINE					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,730,000	UKRAINE GVT 9.25% 24/07/17	1,604,943	2,136,225	0.85
			1,604,943	2,136,225	0.85
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	3,389,000	FINANCING INFRA 9% 07/12/17	2,231,133	2,643,420	1.05
			2,231,133	2,643,420	1.05
		Total UKRAINE	3,836,076	4,779,645	1.90

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	220,000	BIZ FINANCE 9.625% 27/04/22	226,547	199,595	0.08
			226,547	199,595	0.08
		Total UNITED KINGDOM	226,547	199,595	0.08
UNITED STATES OF AMERICA					
OTHER BOND					
USD	2,645,000	BRAZIL LOAN TR 5.477% 24/07/23	2,517,670	2,217,099	0.88
			2,517,670	2,217,099	0.88
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	6,100,000	PEMEX MASTER 6.625% 15/06/35	6,769,263	6,045,984	2.40
USD	270,000	CEMEX FINANCE 9.375% 12/10/22	311,688	294,352	0.12
			7,080,951	6,340,336	2.52
		Total UNITED STATES OF AMERICA	9,598,621	8,557,435	3.40
URUGUAY					
OTHER BOND					
USD	1,355,000	REP ORIENT URUGUAY 5.1% 18/06/50	1,402,209	1,222,781	0.49
USD	685,000	REP OF URUGUAY 4.375% 27/10/27	679,109	681,637	0.27
			2,081,318	1,904,418	0.76
		Total URUGUAY	2,081,318	1,904,418	0.76
VENEZUELA					
GOVERNMENT BOND					
USD	4,405,000	REP OF VENEZUELA 9.375% 13/01/34	1,528,116	1,753,067	0.69
USD	2,700,000	REP OF VENEZUELA 9.25% 7/5/28	848,568	1,054,310	0.42
USD	815,000	REP OF VENEZUELA 9% 07/05/23	282,455	318,209	0.13
			2,659,139	3,125,586	1.24
OTHER BOND					
USD	13,145,000	PETROLEOS VENEZU 6% 15/11/26	7,361,653	4,613,842	1.84
USD	2,671,000	PETROLEOS VENEZ 8.5% 02/11/17	2,094,394	1,632,320	0.65
USD	2,611,613	PETROLEOS VENEZ 6% 16/05/24	1,635,321	928,253	0.37
			11,091,368	7,174,415	2.86

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund**Statement of Investments (continued)**
as at October 31, 2015
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
VENEZUELA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	4,225,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.375% 12/04/27	1,380,013	1,464,123	0.58
USD	1,400,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.25% 12/04/17	733,600	784,699	0.31
USD	1,085,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37	354,130	366,358	0.15
			2,467,743	2,615,180	1.04
		Total VENEZUELA	16,218,250	12,915,181	5.14
VIETNAM					
GOVERNMENT BOND					
USD	500,000	REP OF VIETNAM 4.8% 19/11/24	501,800	490,630	0.20
USD	250,000	REP SOCIAL VIETNAM 6.75% 29/1/20	274,688	276,946	0.11
			776,488	767,576	0.31
		Total VIETNAM	776,488	767,576	0.31
ZAMBIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,985,000	REP OF ZAMBIA 8.5% 14/04/24	2,104,246	1,679,925	0.67
USD	1,840,000	REP OF ZAMBIA 8.97% 30/07/27	1,752,747	1,541,000	0.61
USD	300,000	REP OF ZAMBIA 5.375% 20/09/22	247,500	222,000	0.09
			4,104,493	3,442,925	1.37
		Total ZAMBIA	4,104,493	3,442,925	1.37
Total Investments			260,283,958	242,017,921	96.26

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2014年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 360,659,910米ドル)	2	357,071,944	40,570,514
銀行預金		12,380,037	1,406,620
先物契約未実現利益	14	62,888	7,145
先物契約に係る未収証拠金		805,090	91,474
受益証券の発行未収金		2,413,454	274,217
未収収益		6,235,193	708,443
ブローカーに係る未収金		927,190	105,347
資産合計		379,895,796	43,163,760
負債			
銀行当座貸越		1,513,547	171,969
先渡為替契約未実現損失	13	1,161,128	131,927
ブローカーに係る未払金		3,245,508	368,755
受益証券の買戻未払金		643,967	73,168
未払費用	9	1,610,713	183,009
負債合計		8,174,863	928,828
純資産		371,720,933	42,234,932

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券 (米ドル)	9.72	11,325,161	110,129,350
豪ドル受益証券 (豪ドル)	9.39	22,400,927	210,249,562
NZドル受益証券 (NZドル)	9.51	3,763,756	35,792,106
好利回り通貨コース受益証券 (米ドル)	9.61	5,094,965	48,939,464

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

運用計算書

2014年10月31日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
収益			
銀行口座利息		167	19
債券に係る利息		23,970,399	2,723,517
収益合計		23,970,566	2,723,536
費用			
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	6	3,831,095	435,289
代行協会員報酬	8	1,866,519	212,074
事務代行会社報酬	7	373,351	42,420
保管会社報酬	5	112,502	12,782
当座借越に係る支払利息		626	71
コルレス銀行報酬		22,414	2,547
銀行手数料		17,460	1,984
受託会社および管理会社報酬	3、4	74,688	8,486
弁護士報酬		33,139	3,765
海外登録費用		48,486	5,509
立替実費		37,304	4,238
専門家報酬		25,032	2,844
その他費用		200	23
費用合計		6,442,816	732,033
純投資収益		17,527,750	1,991,503
投資対象証券実現純損失		(1,807,115)	(205,324)
先物契約実現純損失		(656,601)	(74,603)
外貨および先渡為替契約実現純損失		(12,268,854)	(1,393,987)
当期実現純損失		(14,732,570)	(1,673,915)
投資対象証券未実現純損益の増減		3,287,875	373,568
先物契約未実現純損益の増減		144,169	16,380
先渡為替契約未実現純損益の増減		1,974,155	224,303

当期末実現純利益	5,406,199	614,252
運用の結果による純資産の純増加	8,201,379	931,841

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産変動計算書

2014年10月31日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
期首現在純資産		392,904,800	44,641,843
純投資収益		17,527,750	1,991,503
当期実現純損失		(14,732,570)	(1,673,915)
当期末実現純利益		5,406,199	614,252
運用の結果による純資産の純増加		8,201,379	931,841
受益証券の発行手取金		86,831,830	9,865,833
受益証券の買戻支払金		(83,079,091)	(9,439,446)
		3,752,739	426,386
受益者に支払われた分配金	10	(33,137,985)	(3,765,138)
期末現在純資産		371,720,933	42,234,932

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2014年10月31日に終了した年度

（無監査）

米ドル受益証券	(口数)
期首現在発行済受益証券数	11,362,763
発行受益証券数	3,096,290
買戻受益証券数	(3,133,892)
期末現在発行済受益証券数	11,325,161

豪ドル受益証券	
期首現在発行済受益証券数	22,971,230
発行受益証券数	4,035,431
買戻受益証券数	(4,605,734)
期末現在発行済受益証券数	22,400,927

N Z ドル受益証券	
期首現在発行済受益証券数	4,173,261
発行受益証券数	431,060
買戻受益証券数	(840,565)
期末現在発行済受益証券数	3,763,756

好利回り通貨コース受益証券	
期首現在発行済受益証券数	3,917,195
発行受益証券数	1,805,300
買戻受益証券数	(627,530)
期末現在発行済受益証券数	5,094,965

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

統計情報

2014年10月31日現在

（無監査）

	2014年	2013年	2012年
期末現在純資産（米ドル）	371,720,933	392,904,800	584,914,682
米ドル受益証券（米ドル）			
期末現在純資産	110,129,350	111,173,171	138,332,013
期末現在 1 口当り純資産価格	9.72	9.78	10.67
豪ドル受益証券（豪ドル）			
期末現在純資産	210,249,562	220,863,883	360,664,700
期末現在 1 口当り純資産価格	9.39	9.61	10.71
N Z ドル受益証券（N Z ドル）			
期末現在純資産	35,792,106	39,948,940	60,171,130
期末現在 1 口当り純資産価格	9.51	9.57	10.58
好利回り通貨コース受益証券（米ドル）			
期末現在純資産	48,939,464	39,516,840	23,124,856
期末現在 1 口当り純資産価格	9.61	10.09	11.51

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2014年10月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書（マスター信託証書と併せて「信託証書」）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券（併せて「受益証券」）の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2015年10月30日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に償還する予定で設定された。受託会社および管理会社は、償還日を2020年10月30日まで延長することを、双方の合意により2014年4月11日に決議した。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する（または償還を延期する）ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2014年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル=1.13766豪ドル
- 1米ドル=2.45345ブラジルレアル
- 1米ドル=0.79815ユーロ
- 1米ドル=61.40027インドルピー
- 1米ドル=13.48292メキシコ・ペソ
- 1米ドル=1.28551NZドル
- 1米ドル=42.97927ロシア・ルーブル
- 1米ドル=2.22020トルコリラ

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産の総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、先進国債券市場および新興国債券市場を代表して広く使用されている債券市場インデックス構成国（当面は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場を含む。）およびJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラスに採用されている国々とする。）の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨が選定される。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられる。

副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副

投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%）に戻す意向である。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

(米ドル)

投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	973,981
代行協会員報酬	473,625
事務代行会社報酬	94,737
保管会社報酬	28,460
受託会社および管理会社報酬	18,952
立替実費	9,466
専門家報酬	11,492

未払費用	1,610,713
------	-----------

注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。

ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年10月31日に終了した年度に、ファンドは合計33,137,985米ドルの分配を行った。

注11 - 課税

ケイマン諸島政府は、現行の法律の下では、分配または買戻代金の支払に適用ある所得税、法人税、キャピタルゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を、トラスト、ファンドまたは受益者に課さない。ケイマン諸島は、ファンドに対してなされた支払またはファンドが行った支払に適用される二重課税防止協定をいかなる国とも締結していない。現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%（もしあれば、消費税またはその他の税を除く。）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない日である場合、当該7ファンド営業日目の直後のファンド営業日で、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消すことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注13 - 先渡為替契約

2014年10月31日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
豪ドル	211,264,654	米ドル	184,078,062	2014年11月25日	1,302,057
NZドル	36,486,328	米ドル	28,827,446	2014年11月25日	(513,155)
米ドル	13,084,098	ロシア・ルーブル	527,420,000	2014年12月9日	959,584
米ドル	194,358	ロシア・ルーブル	7,580,000	2014年12月9日	20,107
米ドル	411,384	ブラジルレアル	980,000	2014年12月9日	16,643
インドルピー	140,000,000	米ドル	2,250,261	2014年12月9日	10,953
米ドル	382,275	ブラジルレアル	930,000	2014年12月9日	7,674
米ドル	277,705	インドルピー	17,150,000	2014年12月9日	707
米ドル	335,998	インドルピー	20,800,000	2014年12月9日	47
米ドル	534,696	トルコリラ	1,200,000	2014年12月9日	(947)
米ドル	99,343	トルコリラ	230,000	2014年12月9日	(3,322)
米ドル	394,524	ブラジルレアル	1,000,000	2014年12月9日	(8,273)
米ドル	245,986	トルコリラ	570,000	2014年12月9日	(8,445)
米ドル	1,153,631	ブラジルレアル	2,900,000	2014年11月10日	(24,693)
メキシコ・ペソ	170,000,000	米ドル	12,631,619	2014年12月9日	(53,704)
ブラジルレアル	2,900,000	米ドル	1,273,605	2014年11月10日	(95,280)
トルコリラ	27,000,000	米ドル	12,272,760	2014年12月9日	(220,765)
インドルピー	824,000,000	米ドル	13,551,517	2014年12月9日	(242,657)
ブラジルレアル	28,600,000	米ドル	12,458,073	2014年12月9日	(938,081)
ロシア・ルーブル	535,000,000	米ドル	14,277,136	2014年12月9日	(1,978,372)
米ドル	11,391,764	ユーロ	8,650,000	2014年11月5日	553,836
米ドル	1,408,713	ユーロ	1,090,000	2014年11月5日	43,010
米ドル	324,048	ユーロ	250,000	2014年11月5日	10,814
米ドル	294,238	NZドル	371,717	2014年11月25日	5,777
米ドル	44,832	NZドル	56,428	2014年11月25日	1,043
米ドル	33,033	豪ドル	37,250	2014年11月25日	347
米ドル	6,069	NZドル	7,618	2014年11月25日	157
米ドル	7,385	NZドル	9,315	2014年11月25日	156
米ドル	40,892	豪ドル	46,469	2014年11月25日	117
米ドル	11,061	豪ドル	12,558	2014年11月25日	42
米ドル	1,847	NZドル	2,334	2014年11月25日	36
米ドル	986	豪ドル	1,120	2014年11月25日	4
米ドル	72	NZドル	90	2014年11月25日	2
米ドル	923	豪ドル	1,051	2014年11月25日	1
米ドル	44	豪ドル	50	2014年11月25日	0
米ドル	11	豪ドル	13	2014年11月25日	0
米ドル	119	豪ドル	136	2014年11月25日	0
米ドル	175	豪ドル	200	2014年11月25日	0
米ドル	1,220	豪ドル	1,399	2014年11月25日	(8)
米ドル	43,886	豪ドル	50,034	2014年11月25日	(18)
米ドル	168,057	豪ドル	191,837	2014年11月25日	(276)
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)

米ドル	99,859	豪ドル	114,126	2014年11月25日	(283)
米ドル	283,734	豪ドル	324,212	2014年11月25日	(755)
米ドル	183,785	豪ドル	210,432	2014年11月25日	(864)
米ドル	225,331	豪ドル	258,204	2014年11月25日	(1,237)
豪ドル	632,678	米ドル	553,687	2014年11月25日	1,474
豪ドル	100,112	米ドル	87,366	2014年11月25日	480
豪ドル	60,648	米ドル	52,968	2014年11月25日	249
豪ドル	131,598	米ドル	115,285	2014年11月25日	189
豪ドル	385,454	米ドル	338,085	2014年11月25日	142
豪ドル	3,608	米ドル	3,147	2014年11月25日	20
豪ドル	2,756	米ドル	2,412	2014年11月25日	7
豪ドル	15	米ドル	13	2014年11月25日	0
N Z ドル	4	米ドル	3	2014年11月25日	0
N Z ドル	1	米ドル	1	2014年11月25日	0
豪ドル	14	米ドル	12	2014年11月25日	0
豪ドル	27	米ドル	23	2014年11月25日	0
豪ドル	15	米ドル	13	2014年11月25日	0
N Z ドル	60	米ドル	47	2014年11月25日	0
N Z ドル	400	米ドル	311	2014年11月25日	(1)
豪ドル	2,051	米ドル	1,802	2014年11月25日	(2)
N Z ドル	948	米ドル	739	2014年11月25日	(3)
豪ドル	6,014	米ドル	5,282	2014年11月25日	(5)
N Z ドル	1,414	米ドル	1,113	2014年11月25日	(16)
豪ドル	2,793	米ドル	2,477	2014年11月25日	(26)
豪ドル	13,011	米ドル	11,449	2014年11月25日	(33)
豪ドル	13,953	米ドル	12,290	2014年11月25日	(47)
豪ドル	126,171	米ドル	110,911	2014年11月25日	(199)
N Z ドル	75,486	米ドル	59,850	2014年11月25日	(1,271)
豪ドル	1,405,770	米ドル	1,235,002	2014年11月25日	(1,470)
N Z ドル	169,135	米ドル	133,848	2014年11月25日	(2,595)

(1,161,128)

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

注14 - 未決済先物契約

2014年10月31日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 /(損失) (米ドルで表示)
ショート・ポジション					
ユーロ	(35)	ユーロBOBL先物 5年 6 %	2014年12月	(5,615,187)	(24,532)
ユーロ	(19)	ユーロ・ボンド先物10年 6 %	2014年12月	(3,592,429)	(43,563)
米ドル	(223)	米国債先物10年 6 %	2014年12月	(28,174,656)	130,983
				(37,382,272)	62,888
					62,888

[次へ](#)

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Net Assets
as at October 31, 2014
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 360,659,910)</i>	2	357,071,944
Cash at bank		12,380,037
Unrealised gain on future contracts	14	62,888
Margin receivable on future contracts		805,090
Receivable for subscriptions		2,413,454
Accrued income		6,235,193
Due from brokers		927,190
Total Assets		379,895,796
LIABILITIES		
Bank overdraft		1,513,547
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	1,161,128
Payable to brokers		3,245,508
Payable for repurchases		643,967
Accrued expenses	9	1,610,713
Total Liabilities		8,174,863
NET ASSETS		371,720,933

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class USD Units (in USD)	9.72	11,325,161	110,129,350
Class AUD Units (in AUD)	9.39	22,400,927	210,249,562
Class NZD Units (in NZD)	9.51	3,763,756	35,792,106
High Interest Currency Class Units (in USD)	9.61	5,094,965	48,939,464

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Operations
for the year ended October 31, 2014
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		167
Interest on bonds		23,970,399
Total Income		23,970,566
EXPENSES		
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	6	3,831,095
Agent Company fees	8	1,866,519
Administrator fees	7	373,351
Custodian fees	5	112,502
Interest paid on bank overdraft		626
Correspondent bank fees		22,414
Bank charges		17,460
Trustee and Management Company fees	3, 4	74,688
Legal fees		33,139
Overseas registration fees		48,486
Out-of-pocket expenses		37,304
Professional fees		25,032
Other expenses		200
Total Expenses		6,442,816
NET INVESTMENT INCOME		17,527,750
Net realised loss on investments		(1,807,115)
Net realised loss on future contracts		(656,601)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(12,268,854)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(14,732,570)
Change in net unrealised result on investments		3,287,875
Change in net unrealised result on future contracts		144,169
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		1,974,155
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		5,406,199
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		8,201,379

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended October 31, 2014
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		392,904,800
NET INVESTMENT INCOME		17,527,750
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(14,732,570)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		5,406,199
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		8,201,379
Proceeds from subscriptions of units		86,831,830
Payments for repurchase of units		(83,079,091)
		3,752,739
Dividend paid to unitholders	10	(33,137,985)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		371,720,933

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended October 31, 2014***(Unaudited)*

Class USD Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	11,362,763
Number of units issued	3,096,290
Number of units repurchased	(3,133,892)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>11,325,161</u>

Class AUD Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	22,971,230
Number of units issued	4,035,431
Number of units repurchased	(4,605,734)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>22,400,927</u>

Class NZD Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	4,173,261
Number of units issued	431,060
Number of units repurchased	(840,565)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>3,763,756</u>

High Interest Currency Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	3,917,195
Number of units issued	1,805,300
Number of units repurchased	(627,530)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>5,094,965</u>

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Statistical Information
as at October 31, 2014**
(Unaudited)

	2014	2013	2012
Net Assets at the end of the year (in USD)	371,720,933	392,904,800	584,914,682
Class USD Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	110,129,350	111,173,171	138,332,013
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.72	9.78	10.67
Class AUD Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	210,249,562	220,863,883	360,664,700
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.39	9.61	10.71
Class NZD Units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	35,792,106	39,948,940	60,171,130
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.51	9.57	10.58
High Interest Currency Class Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	48,939,464	39,516,840	23,124,856
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.61	10.09	11.51

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014****Note 1 - Organisation****The Trust**

Nomura Portfolio Select (the "Trust") was established by a Trust Deed dated August 20, 2010 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is an umbrella trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

The Fund

A separate portfolio or series of the Trust ("Series Trust") may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund (the "Fund"), the first Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated August 20, 2010 (together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed").

Four classes of units in the Fund are currently available for issue, Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units (together, the "Units").

The Fund was designed with the expectation that it will be terminated on October 30, 2015 (or, if such a date is not a Business Day, the preceding Business Day). On April 11, 2014, the Trustee and the Management Company have resolved by mutual agreement to extend the Mandatory Repurchase Date to October 30, 2020. The Fund may be terminated earlier (or the termination may be postponed) in circumstances as described in the Trust Deed.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed investment portfolio consisting mainly of Emerging Market Bonds by using Currency Hedging Transactions, where relevant.

Unit holders should be aware that neither the Trust nor the Fund is a Luxembourg fund, and that therefore is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market, are valued at their last available price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.

(b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price.

(c) If there is no such market price, or if such a market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices.

(d) Cash and other liquid assets are valued at their nominal value unless an impairment is determined.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENTS IN SECURITIES (CONTINUED)*

In the event that a valuation is impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at October 31, 2014:

1 USD	=	1.13766	AUD
1 USD	=	2.45345	BRL
1 USD	=	0.79815	EUR
1 USD	=	61.40027	INR
1 USD	=	13.48292	MXN
1 USD	=	1.28551	NZD
1 USD	=	42.97927	RUB
1 USD	=	2.22020	TRY

HEDGING

The Investment Adviser will, on behalf of the Management Company, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the Class AUD Units and the Class NZD Units. The Investment Sub-Adviser will, on behalf of the Investment Adviser, enter into certain currency transactions ("Currency Hedging Transactions") for the High Interest Currency Class Units. The Currency Hedging Transactions will involve converting the subscription proceeds of the Class AUD Units and the Class NZD Units respectively into US Dollars and managing these assets together with the assets of the Class USD Units and the High Interest Currency Class Units in one pool (the "Portfolio"). The Portfolio will be divided into four parts, one attributable to the Class USD Units, the second to the Class AUD Units, the third to the Class NZD Units and the fourth to the High Interest Currency Class Units in accordance with the total net assets of each such class of Units. For the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units, forward currency contracts will be entered into for currency hedging by buying such currencies forward against the US Dollar as follows:

(a) Class AUD Units: buying AUD forward against USD in AUD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class AUD Units) attributable to Class AUD Units under normal circumstances.

(b) Class NZD Units: buying NZD forward against USD in NZD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the Class NZD Units) attributable to Class NZD Units under normal circumstances.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***HEDGING (CONTINUED)*

(c) High Interest Currency Class Units: In principle, 4 relatively high interest rate currencies with positive currency outlook will be selected from two widely used indices which well represent developed country fixed income markets and emerging debt markets (currently, Citigroup World Government Bond Index including Additional Markets ("WGBI") and JP Morgan Emerging Local Markets Index Plus ("ELMI+")). However, there may be a case that less than or more than 4 currencies will be selected due to fundamentals and liquidity reasons. Selected currencies will be periodically (monthly, in principle) reviewed and switched.

The Investment Sub-Adviser will buy those selected currencies forward against USD equal (to the extent possible) to approximately 100% of actual USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the High Interest Currency Class Units) attributable to High Interest Currency Class Units under normal circumstances; provided, however, that this shall not apply to cases where USD will be one of those selected currencies.

Regarding the exposure to each selected currency, in principle, the Investment Sub-Adviser intends to maintain between 12.5% and 37.5% of the Net Asset Value attributable to High Interest Currency Class Units.

Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of each of the Class AUD Units, the Class NZD Units and the High Interest Currency Class Units against the US Dollar, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of the actual US Dollar exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of the actual US Dollar exposure of the Net Asset Value, the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser intend to make the above Currency Hedging Transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of the actual US Dollar exposure of the Net Asset Value as described above.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014 (continued)**Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.03% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Custodian is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Fund.

Note 6 - Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees

The Investment Adviser is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Investment Adviser, a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 1.0% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter.

The Investment Adviser is also entitled to be paid, out of the assets of the High Interest Currency Class, in respect of its services as Investment Adviser, an additional amount payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.2% per annum of the average of the Net Asset Values attributable to the High Interest Currency Class on each Business Day in the relevant quarter. However, the Investment Adviser has asked the Management Company to pay this additional amount directly to the Investment Sub-Adviser. Such additional amount shall be acknowledged by the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser prior to each payment to the Investment Sub-Adviser.

The Investment Adviser will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Adviser in respect of the Fund.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Administrator a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.1% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. The Administrator will also be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator with respect to the Fund.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable in USD quarterly in arrears on a fiscal year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.5% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day in the relevant quarter. Additionally, subject to the terms and conditions set out in the Agent Company Agreement, the Management Company pay, upon request, and at the expense of the Fund, out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services rendered by the Agent Company in relation to the Fund. The Agent Company shall submit to the Management Company a statement of the estimated expenses together with a breakdown of such expenses.

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014 (continued)****Note 9 - Accrued expenses**

	<i>USD</i>
Investment Adviser and Investment Sub-Adviser fees	973,981
Agent Company fees	473,625
Administrator fees	94,737
Custodian fees	28,460
Trustee and Management Company fees	18,952
Out-of-pocket expenses	9,466
Professional fees	11,492
Accrued expenses	<u>1,610,713</u>

Note 10 - Distributions

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Adviser, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Units of a class, held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund. The amounts of distributions may fluctuate and there may be instances where a distribution is not made.

Subject to the above, the Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the 10th calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended October 31, 2014, the Fund distributed a total amount of USD 33,137,985.

Note 11 - Taxation

The Government of the Cayman Islands, will not, under existing legislation, impose any income, corporate or capital gains tax, estate duty, inheritance tax, gift tax or withholding tax applicable to distributions or the payment of repurchase proceeds upon the Trust, the Fund or the Unitholders. The Cayman Islands are not party to a double tax treaty with any country that is applicable to any payments made to or by the Fund. Currently, there are no exchange controls in the Cayman Islands.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases**Issue of Units**

Class USD Units, Class AUD Units, Class NZD Units and High Interest Currency Class Units may be issued to Eligible Investors on any Business Day (as defined below) at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Business Day plus a sales charge of 3.0% (exclusive of consumption or other taxes, if any) of the Net Asset Value per Unit of the relevant class, which shall be paid to the Distributor. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 100 Units of a class, with amounts in excess of 100 Units, being in integral multiples of 1 Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day, and payment for Units must be received within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day (or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne (in respect of Class AUD Units) or Wellington (in respect of Class NZD Units) are open for business and/or such other date or dates as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine).

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014 (continued)****Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Issue of Units (continued)

A "Business Day" is any day on which banks in each of Luxembourg, Amsterdam and New York are open for business (except 24 December in each year) and on which securities companies are open for business in Tokyo and/or such other day or days and/or such other place or places as the Trustee, after consultation with the Management Company, may from time to time determine.

The Trustee, after consultation with the Management Company, may, in its discretion, reject any application for Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application form and payment as described above is not timely received, in which event the amount paid on application or the balance thereof (as the case may be) shall be returned (without interest) as soon as practicable and at the risk and cost of the applicant.

The Trustee and/or the Management Company (or its delegate) may request from an applicant for Units such information and documentation as is necessary to verify the identity of the applicant and the source of payment of subscription monies. The Management Company (or its delegate) shall not issue Units until such time as it has received, and the Trustee and/or the Management Company (or its delegate), as the case may be, is satisfied with, all the information and documentation requested to verify the identity of the applicant for Units and the source of payment of subscription monies. If the Management Company (or its delegate) shall not have received such information and documentation within 10 Business Days of the Closing Date or the relevant Business Day (as the case may be), the Management Company (or its delegate) shall return the application to the applicant and all subscription monies paid by the applicant to the paying bank at the risk and cost of the applicant (without interest).

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Business Day. A Unit holder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Administrator repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Trustee, after consultation with the Management Company, determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1 Unit of the relevant class of Units or such other number of Units of the relevant class of Units as the Trustee, after consultation with the Management Company may, in its discretion, determine.

The Repurchase Notice should be submitted to the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day.

The price at which Units may be repurchased (the "Repurchase Price per Unit") shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Unit on the relevant Business Day.

No Units shall be repurchased during any period when the repurchase of Units is suspended as set forth in the Offering Circular.

The Trustee, after consultation with the Management Company reserves the right to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at October 31, 2014, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to provide additional exposure of each classes' net assets to certain currencies, as described in note 2, and to hedge portion of portfolio:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
AUD	211,264,654	USD	184,078,062	November 25, 2014	1,302,057
NZD	36,486,328	USD	28,827,446	November 25, 2014	(513,155)
USD	13,084,098	RUB	527,420,000	December 09, 2014	959,584
USD	194,358	RUB	7,580,000	December 09, 2014	20,107
USD	411,384	BRL	980,000	December 09, 2014	16,643
INR	140,000,000	USD	2,250,261	December 09, 2014	10,953

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014 (continued)****Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)**

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	382,275	BRL	930,000	December 09, 2014	7,674
USD	277,705	INR	17,150,000	December 09, 2014	707
USD	335,998	INR	20,800,000	December 09, 2014	47
USD	534,696	TRY	1,200,000	December 09, 2014	(947)
USD	99,343	TRY	230,000	December 09, 2014	(3,322)
USD	394,524	BRL	1,000,000	December 09, 2014	(8,273)
USD	245,986	TRY	570,000	December 09, 2014	(8,445)
USD	1,153,631	BRL	2,900,000	November 10, 2014	(24,693)
MXN	170,000,000	USD	12,631,619	December 09, 2014	(53,704)
BRL	2,900,000	USD	1,273,605	November 10, 2014	(95,280)
TRY	27,000,000	USD	12,272,760	December 09, 2014	(220,765)
INR	824,000,000	USD	13,551,517	December 09, 2014	(242,657)
BRL	28,600,000	USD	12,458,073	December 09, 2014	(938,081)
RUB	535,000,000	USD	14,277,136	December 09, 2014	(1,978,372)
USD	11,391,764	EUR	8,650,000	November 05, 2014	553,836
USD	1,408,713	EUR	1,090,000	November 05, 2014	43,010
USD	324,048	EUR	250,000	November 05, 2014	10,814
USD	294,238	NZD	371,717	November 25, 2014	5,777
USD	44,832	NZD	56,428	November 25, 2014	1,043
USD	33,033	AUD	37,250	November 25, 2014	347
USD	6,069	NZD	7,618	November 25, 2014	157
USD	7,385	NZD	9,315	November 25, 2014	156
USD	40,892	AUD	46,469	November 25, 2014	117
USD	11,061	AUD	12,558	November 25, 2014	42
USD	1,847	NZD	2,334	November 25, 2014	36
USD	986	AUD	1,120	November 25, 2014	4
USD	72	NZD	90	November 25, 2014	2
USD	923	AUD	1,051	November 25, 2014	1
USD	44	AUD	50	November 25, 2014	0
USD	11	AUD	13	November 25, 2014	0
USD	119	AUD	136	November 25, 2014	0
USD	175	AUD	200	November 25, 2014	0
USD	1,220	AUD	1,399	November 25, 2014	(8)
USD	43,886	AUD	50,034	November 25, 2014	(18)
USD	168,057	AUD	191,837	November 25, 2014	(276)
USD	99,859	AUD	114,126	November 25, 2014	(283)
USD	283,734	AUD	324,212	November 25, 2014	(755)
USD	183,785	AUD	210,432	November 25, 2014	(864)
USD	225,331	AUD	258,204	November 25, 2014	(1,237)
AUD	632,678	USD	553,687	November 25, 2014	1,474
AUD	100,112	USD	87,366	November 25, 2014	480
AUD	60,648	USD	52,968	November 25, 2014	249
AUD	131,598	USD	115,285	November 25, 2014	189
AUD	385,454	USD	338,085	November 25, 2014	142
AUD	3,608	USD	3,147	November 25, 2014	20
AUD	2,756	USD	2,412	November 25, 2014	7
AUD	15	USD	13	November 25, 2014	0
NZD	4	USD	3	November 25, 2014	0
NZD	1	USD	1	November 25, 2014	0
AUD	14	USD	12	November 25, 2014	0
AUD	27	USD	23	November 25, 2014	0
AUD	15	USD	13	November 25, 2014	0
NZD	60	USD	47	November 25, 2014	0
NZD	400	USD	311	November 25, 2014	(1)
AUD	2,051	USD	1,802	November 25, 2014	(2)
NZD	948	USD	739	November 25, 2014	(3)

*Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014 (continued)****Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)**

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
AUD	6,014	USD	5,282	November 25, 2014	(5)
NZD	1,414	USD	1,113	November 25, 2014	(16)
AUD	2,793	USD	2,477	November 25, 2014	(26)
AUD	13,011	USD	11,449	November 25, 2014	(33)
AUD	13,953	USD	12,290	November 25, 2014	(47)
AUD	126,171	USD	110,911	November 25, 2014	(199)
NZD	75,486	USD	59,850	November 25, 2014	(1,271)
AUD	1,405,770	USD	1,235,002	November 25, 2014	(1,470)
NZD	169,135	USD	133,848	November 25, 2014	(2,595)
					(1,161,128)

Amounts have been rounded. Amounts disclosed as zero represent values of less than 1.

Note 14 - Future contracts

As at October 31, 2014, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
Short Positions					
EUR	(35)	FUT EURO BOBL 5YR 6%	December 2014	(5,615,187)	(24,532)
EUR	(19)	FUT EURO BUND 10YR 6%	December 2014	(3,592,429)	(43,563)
USD	(223)	FUT US NOTE 10YR 6%	December 2014	(28,174,656)	130,983
				(37,382,272)	62,888
					62,888

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年2月末日現在)

資産総額	223,110,517米ドル	25,349,816,942円
負債総額	601,500米ドル	68,342,430円
純資産総額（ - ）	222,509,017米ドル	25,281,474,512円
発行済口数	米ドル受益証券：	7,910,097口
	豪ドル受益証券：	17,618,319口
	N Z ドル受益証券：	3,415,011口
	好利回り通貨コース受益証券：	5,480,247口
1口当りの純資産価格	米ドル受益証券：	8.50米ドル 966円
	豪ドル受益証券：	7.92豪ドル 641円
	N Z ドル受益証券：	8.38N Z ドル 626円
	好利回り通貨コース受益証券：	6.72米ドル 764円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照ください。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,654万円）で、2016年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2016年2月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティー・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング・ ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2016年2月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a) 2013年法第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

(b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、AIFMDに基づきAIFMとして認可されています。

管理会社は、2016年2月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.5兆円です。

(2016年2月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,895,146,714.81米ドル
		1	250,928,962.27ユーロ
		2	2,992,821,786.54豪ドル
		1	169,081,506.67カナダドル
		1	719,578,592.72ニュージーランドドル
		1	73,612,022.77英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,289,234,347.21米ドル
		7	162,947,367.13ユーロ
		12	339,039,968,250円
		9	689,584,168.10豪ドル
		4	49,408,698.28カナダドル
		5	246,731,936.32ニュージーランドドル
ケイマン諸島	その他のファンド	3	16,530,967.12英ポンド
		17	579,438,802.87米ドル
		1	358,555,930.72南アフリカ・ランド
		1	16,225,349.17ユーロ
		26	23,981,902,254円
		6	592,123,360.52豪ドル
		3	183,676,275.77ニュージーランドドル

) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2010年8月20日付のマスター信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権およびファンドの業務全般を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとなりますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利については、この限りではありません。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年2月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		401,155	49,787	432,756	53,709
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	999,110	7,788,467	966,627
		8,451,356	1,048,898	8,221,223	1,020,336
前払費用		18,750	2,327	29,489	3,660
資産合計		8,470,106	1,051,225	8,250,712	1,023,996
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,541	375,000	46,541
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,654	37,500	4,654
その他準備金	4	1,130,000	140,244	1,290,000	160,102
繰越損益	4	5,255,936	652,314	3,899,759	483,999
当期損益	4	633,681	78,646	1,196,177	148,458
		7,432,117	922,400	6,798,436	843,754
引当金					
納税引当金	5	807,746	100,249	1,222,740	151,754
		807,746	100,249	1,222,740	151,754
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	204,352	25,362	206,301	25,604
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,143	11,171	1,386
社会保障債務		16,681	2,070	12,064	1,497
		230,243	28,575	229,536	28,488

負債合計

8,470,106

1,051,225

8,250,712

1,023,996

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日終了年度		2014年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	10、 11	379,754	47,131	242,513	30,098
人件費					
給与および賃金	9	811,587	100,726	757,768	94,047
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	8,920	67,087	8,326
その他営業費用		25,000	3,103	10,417	1,293
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	238	—	—
所得税	5	110,827	13,755	167,619	20,803
当期利益		633,681	78,646	1,196,177	148,458
費用合計		2,034,638	252,519	2,441,581	303,025
収益					
純売上高	1	2,025,472	251,381	2,275,971	282,471
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	17,006
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、 11	9,166	1,138	28,587	3,548
収益合計		2,034,638	252,519	2,441,581	303,025

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注 4 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年 3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年 3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも 5 % を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の 5 倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から 5 年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年 3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の 5 倍に相当する。

2014年 6月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注 5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注 6 - 買掛債権

2015年 3月31日および2014年 3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - その他利息およびその他金融収益

	2015年 3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年 3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9 - スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13 - 受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques			
and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年2月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年9月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		348,077	43,200	417,052	51,760
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,513,112	1,056,562	7,664,982	951,301
		8,861,189	1,099,762	8,082,034	1,003,061
前払費用		6,250	776	—	—
資産合計		8,867,439	1,100,538	8,082,034	1,003,061
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,541	375,000	46,541
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,654	37,500	4,654
その他準備金	4	965,000	119,766	1,290,000	160,102
繰越利益	4	6,054,617	751,439	5,095,936	632,457
当期利益		321,763	39,934	311,425	38,651
		7,753,880	962,334	7,109,861	882,405
引当金					
納税引当金	5	894,682	111,039	788,887	97,909
		894,682	111,039	788,887	97,909
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	186,903	23,197	159,718	19,823
税金および社会保障債務					
税金債務		9,512	1,181	9,519	1,181
社会保障債務		22,462	2,788	14,049	1,744
		218,877	27,165	183,286	22,748
負債合計		8,867,439	1,100,538	8,082,034	1,003,061

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	注記	2015年 9月30日に 終了した期間		2014年 9月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	139,241	17,281	143,491	17,809
人件費					
給与および賃金	8	374,239	46,447	423,765	52,593
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	28,810	3,576	27,536	3,417
その他営業費用		12,500	1,551	12,500	1,551
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	12,663	1,572	6,157	764
所得税	5	86,936	10,790	91,968	11,414
当期利益		321,763	39,934	311,425	38,651
費用合計		976,152	121,150	1,016,842	126,200
収益					
純売上高	1	976,152	121,150	1,016,842	126,200
収益合計		976,152	121,150	1,016,842	126,200

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2015年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年9月30日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期会計期間中に支払われるが当期会計期間に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2015年9月30日および2014年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2015年９月30日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2015年９月30日および2014年９月30日現在、残高は、未払いのコンサルタント報酬、給与に関する積立金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用

	2015年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(10,963)	(6,157)
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	2,177	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(3,877)	—
	(12,663)	(6,157)

注 8 - スタッフ

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日に終了した期間中、当社は 6 名を雇用していた。

注 9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2014年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)
所在地事務報酬	58,500	50,000
海外登録費用	42,473	43,641
その他費用	38,268	49,850
	<u>139,241</u>	<u>143,491</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、ゼロまたはマイナスであった。短期預金契約は、2015年 9 月30日に終了した期間に受取利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客と同様のスプレッドを差し引いた後の利率であった。

2014年 2 月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年 9 月30日および2014年 9 月30日に終了した期間につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に従ってAIFを管理するための関連する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2016年2月末日現在、500,000ユーロ（約6,206万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の当局から得ています。

(2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2016年2月末日現在、28,000,000ユーロ（約34億7,508万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2016年2月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2016年2月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2016年2月末日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社（1959年設立）および野村投資顧問株式会社（1981年設立）との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

(5) 副投資顧問会社

名称

NNインベストメント・パートナーズB.V.

(NN Investment Partners B.V.)

資本金の額

2016年2月末日現在、193,385ユーロ（約2,400万円）

事業の内容

NNインベストメント・パートナーズB.V.は、NNグループの資産運用部門であるNNインベストメント・パートナーズのヨーロッパの運用拠点です。NNインベストメント・パートナーズは、独自の調査や分析、グローバル・リソース、リスク・マネジメントを活用し、主要な資産クラスや投資スタイルにおいて、幅広い様々な戦略、運用商品、助言サービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）第5(2)条および別紙4に基づく適用除外者として登録されています。受託会社は、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、義務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および義務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる法的措置、手続、債務、費用、請求、損害、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った法的措置、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の受託会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の受託会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の受託会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者は、随時、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任後も、ファンドの受託者として行為した期間中については、当該受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasper ich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全に保管するために保管会社が適当とみなすその他の方法により自己または自己の指図により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの勘定で随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、かかる方法で受領したすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ授權された投資をファンドの勘定で行うため、およびその他保管契約に定める一定の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管会社は、保管契約に基づき、投資顧問会社により要求および指示された場合、為替取引を実行する場合があります。

保管会社は、保管契約に基づいてファンドに関するその義務を遂行するにあたり、保管会社、副保管会社もしくは保管会社が任命した代理人の故意による不履行、詐欺または過失によらない作為もしくは不作為がない場合、保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の義務の履行によって受託会社またはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは損害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに関するその義務を遂行するにあたり、保管会社に対して課され、発生しまたは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類または性質の一切の支出（保管会社、副保管会社または保管会社が任命した代理人の故意による不履行、詐欺または過失によるものを除きます。）について、ファンドの資産から補償を受けます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、すべての管理業務（会計、純資産評価サービスならびに受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは損害について、その従業員または代理人に故意による不履行、詐欺または過失がない場合、責任を負いません。事務代行会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生しまたは主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の、もしくはその従業員もしくは代理人の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関し、ファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務または義務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による義務または責務の遂行について、事務代行会社が責任を負うものとしします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しています。

代行協会員契約に基づき、販売会社は、JSDAの規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券 1 口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとしします。

(4) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、投資顧問契約の条項ならびに本書に記載されたファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従って、ファンドの資産に関して投資判断をし、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関す

る為替取引を企画および実行します。投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前の書面による通知を行った場合または同契約に定められたその他の場合に解約されます。

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、その責務または義務の全部または一部の遂行のため、副投資顧問会社、名義人、代理人または受任者（以下「副投資顧問」といいます。）を任命することができます。投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもってかかる任命を行い、当該副投資顧問の行為を監督するものとしますが、かかる義務の履行において投資顧問会社に故意の不履行、詐欺または過失がない場合、投資顧問会社は、かかる副投資顧問の作為および不作為について管理会社に対して責任を負わず、投資顧問契約の条項に従ってファンドの資産から補償を受けるものとします。

投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもって、投資顧問契約に基づく義務を遂行します。投資顧問会社、その取締役または役員に詐欺、故意の不履行または過失がない場合、投資顧問会社は、投資顧問会社、当該取締役、役員または副投資顧問による義務の遂行における作為または不作為について責任を負わないものとします。投資顧問会社は、ファンドに関するその義務を遂行するにあたり、投資顧問会社に対して課され、発生または主張され得る法的措置、費用、請求、損害、経費または要求（投資顧問会社、その取締役または役員の故意による不履行、詐欺または過失による作為または不作為に起因する法的措置、費用、請求、損害、経費または要求を除きます。）に関し、ファンドの資産から補償を受けます。

管理会社は、投資顧問会社の任命後も、投資顧問会社による、投資顧問契約に基づき投資顧問会社に委託した義務の遂行について、引き続き常に責任を負うものとします。

(5) 副投資顧問会社

副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに「第二部 第12（1）投資方針」および「第二部 第12（5）投資制限」にそれぞれ定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産（エマージング債券への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれに帰属するファンドの資産の部分を除きます。）の投資について責任を負います。

副投資顧問会社はまた、好利回り通貨コース受益証券に関する為替取引の企画および実施に対する責任を負います。

副投資顧問会社は、本書に記載されるその義務を遂行する際の法的措置、費用、請求、損害、経費または要求（副投資顧問会社の故意による不履行、詐欺または重大な過失による作為または不作為に起因する法的措置、費用、請求、損害、経費または要求を除きます。）について、投資顧問会社から補償を受けます。

3【資本関係】

管理会社の株式の100%を、保管会社・事務代行会社が保有しています。この他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという

要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
- (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（会社がユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務

構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税

リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う）を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2014年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれ提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート

（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

(e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。

- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。

9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。

9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
- (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。
- 14.8 保管会社
- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。

- (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
 - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに

届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所に無料で提供されなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。
- (3) ファンド証券の券面は、原則発行されません。

独立監査人の報告書

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンドの受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・ポートフォリオ・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンドの2015年10月31日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報からなる注記で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンドの2015年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2016年 2 月23日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Portfolio Select – Emerging Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Portfolio Select – Emerging Bond Fund, a series-trust of Nomura Portfolio Select, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 October 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Portfolio Select Emerging Bond Fund as at 31 October 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

23 February 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーnst・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンドの受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・ポートフォリオ・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンドの2014年10月31日時点の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報からなる注記で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンドの2014年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2015年2月24日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Portfolio Select – Emerging Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Portfolio Select – Emerging Bond Fund a series trust of Nomura Portfolio Select, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 October 2014, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Portfolio Select Emerging Bond Fund as at 31 October 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

24 February 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。